

総合リハビリテーション支援拠点  
施設整備に係る基本計画  
最終案

令和 6 年 3 月  
京 都 府

## 目 次

1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 現状・課題.....	2
(1) 高齢化の進展や障害者の状況 .....	2
(2) リハビリテーション施策の概要 .....	3
(3) 現施設概要 .....	4
(4) 現施設利用状況等.....	9
(5) 現施設の課題・状況.....	19
3. 新拠点における基本理念・整備すべき機能の方向性等.....	24
(1) 基本理念 .....	24
(2) 整備すべき機能の方向性等.....	24
4. 部門別計画 .....	26
(1) 心身障害者福祉センター/障害者支援施設「あしはらの丘」 .....	26
(2) 心身障害者福祉センター/生活訓練事業所「ひまわり」.....	26
(3) 心身障害者福祉センター/相談支援事業所「TOMO」.....	27
(4) 心身障害者福祉センター/地域リハビリテーション支援部門.....	27
(5) 心身障害者福祉センター/補装具調整・更生相談部門.....	28
(6) 心身障害者福祉センター/体育館「サン・アビリティーズ城陽」.....	28
(7) 心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院/外来部門 .....	29
(8) 心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院/入院・手術部門 .....	30
(9) 心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院/リハビリテーション部門 .....	30
(10) 洛南寮/養護老人ホーム .....	32
(11) 洛南寮/救護施設.....	33
5. 整備方針 .....	34

## 1. 計画策定の背景と目的

京都府では、全国と同様に、2040(令和22)年に向けて、高齢化が一層進展し、75歳以上の人口割合は一貫して増加することに伴い、医療・介護双方のニーズのある患者が増加する見込みとなっています。加えて、治療技術の向上による後遺症患者の増加や加齢に伴うフレイル対策ニーズが年々高まっていることなどから、リハビリテーションに求められる役割が拡大しています。

また、京都府立の社会福祉施設のうち、心身障害者福祉センター及び洛南寮は、設置後40年以上経過しており、建物の老朽化対応をはじめ、一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供や、施設入所者の高齢化による医療・リハビリ・介護ニーズの高まり、地域移行の充実など環境の変化への対応が求められるとともに、府民から期待される役割についても時代の変遷とともに変化しているところです。

こうした状況を踏まえ、京都府では京都府総合計画において、「安心できる介護・福祉の実現」に向けた施策の一つとして、障害者、高齢者等の治療から地域生活までの包括的なリハビリテーション支援拠点整備計画の策定を掲げたところです。令和5年3月には総合リハビリテーション支援拠点施設整備に係る基本構想(以下「基本構想」という。)を策定し、府内のリハビリテーションを推進するための拠点施設の必要性を検討するとともに、その整備については京都府立の社会福祉施設の将来のあり方を見据えた機能の見直しを含めた検討を併せて行っていくこととしたところです。

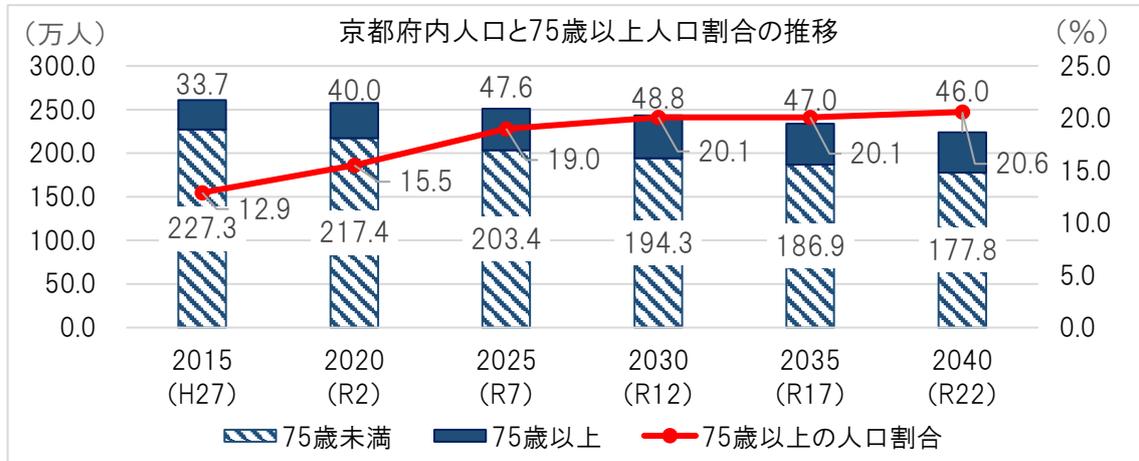
そのため、この総合リハビリテーション支援拠点施設整備に係る基本計画は、支援拠点の整備に向けた検討を深めるため、既存施設や施策の現状と課題、支援拠点に求められる機能・役割、その他の諸条件を整理し、今後の目指すべき方向性を定めるものです。

## 2. 現状・課題

### (1) 高齢化の進展や障害者の状況

#### ア 京都府内の人口と75歳以上人口の割合の推移

京都府の人口は2015(平成27)年の261万人(75歳以上割合12.9%)に対し、2040(令和22)年は223.8万人(75歳以上割合20.6%)であり、人口減少と高齢化が進展することが予測されています。



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

#### イ 京都府内の障害者数(身体・療育・精神手帳取得者)の推移

京都府の障害者数は、2020(令和2)年度以降は減少しているものの、2017(平成29)年度と比較すると6,059人増加しており、長期的には増加傾向にあります。



出典: 福祉行政報告例(厚生労働省)、衛生行政報告例(厚生労働省)

#### ウ 京都府内の身体障害者の推移

京都府の身体障害者手帳交付者のうち、65歳以上の高齢者の割合が年々増加しています。



出典: 福祉行政報告例(厚生労働省)

## (2) リハビリテーション施策の概要

### ア 現状

京都府におけるリハビリテーション施策については、府リハビリテーション支援センター、府保健所、二次医療圏域毎に設置している地域リハビリテーション支援センター、京都地域包括ケア推進機構等が一体となって、府内及び各圏域におけるリハビリテーション体制の強化及び充実に取り組んでいます。

平成 22 年度に「総合リハビリテーション推進プラン」を策定し、リハビリテーション提供体制の整備を進めてきましたが、更なる高齢化の進行に伴うリハビリテーション需要の増加や障害児・者のリハビリテーションニーズ等に応えるため、平成 25 年度に同プランを改定しました。

この間、特に医師の人材育成については、府立医科大学「リハビリテーション医学教室」、府内の医療機関等で構成されている「京都府リハビリテーション教育センター」において、専門医の養成、かかりつけ医等に対するリハビリテーション知識の普及などを図る体制整備を行ってきたところです。

さらに、令和元年度からは同プランを継承して策定した「京都府総合リハビリテーション連携指針」に基づき、①人材の確保・育成(医師・リハビリテーション専門職等)、②施設の拡充(訪問リハビリテーション事業所への支援等)、③連携体制の構築、④総合リハビリテーション推進体制の構築の4つを施策の柱として、関係団体、医療機関等と連携し各地域でより質の高いリハビリテーションを提供することができる体制の構築を進めています。



### イ 課題

我が国では、総人口が減少に転じている一方で、2025(令和7)年には「団塊の世代」が75歳に到達して後期高齢者が急増し、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる。2042(令和24)年には高齢者人口は3,935万人となり、ピークを迎えることが見込まれています。

こうした中、加齢による身体機能の衰え(フレイル)に対応したフレイル対策のリハビリテーションのニーズが今後ますます増えていくことが確実となっています。

また、脳卒中等の治療技術の向上に伴い、急性期を過ぎて後遺症を残し社会復帰を目指す患者が増えており、運動障害や失語症などの高次脳機能障害等への継続したリハビリテーション、就労支援(両立支援)の重要度が高まっています。

さらに、障害者総合支援法を受け、障害児・者が身近な地域社会で必要な支援を受けながら生活を送ることができるように、地域移行や社会参加を促進していく取組を広げていく必要があります。

誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活していくためには、リハビリテーションの提供体制の一層の充実とともに、社会情勢の変化等に伴うリハビリテーションニーズの多様化に的確に対応していくことが求められています。

こうした課題への対応として、基本構想においては、「各地域において、障害児・者や高齢者等の適切で質の高いリハビリテーションが提供できる体制構築」「急性期から回復期、維持・生活期まで継続した、さらなるリハビリテーションの充実」といった2つの方向性を示すとともに、京都府としてこれらの方向性の具現化を図り、府内のリハビリテーションを推進するための拠点施設の整備について、規模や機能などの検討を深めることとされたところです。

### (3) 現施設概要

府立の社会福祉施設(心身障害者福祉センター及び洛南寮)の概要については、以下のとおり。

ア 心身障害者福祉センター、附属リハビリテーション病院、体育館

#### (ア) 施設概要

開設日	1978(S53)年3月1日		
所在地	京都府城陽市中芦原		
最寄り駅	JR山城青谷駅(敷地内までタクシー約5分) 近鉄新田辺駅、JR京田辺駅(敷地内までバスで約20分)		
敷地面積	56,151.61 m <sup>2</sup>	延床面積	11,059.87 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨造		
居住棟	RC造 地下1階、地上1階建 延べ面積 約 2,120 m <sup>2</sup>	左記延べ面積 合計 9,708 m <sup>2</sup> ※附属リハビリ テーション病院・ 居住棟・城陽障 害者高等技術 専門校は通路 により連結され ているため、延 べ面積は概算	
作業棟	鉄骨造 地上1階建 延べ面積 約 216 m <sup>2</sup>		
職員棟	RC造 約 192 m <sup>2</sup>		
生活訓練事業所ひまわり	鉄骨造 地上3階建 延べ面積 約 780 m <sup>2</sup>		
補装具製作棟	鉄骨造 地上1階建 延べ面積 約 140 m <sup>2</sup>		
体育館(サン・アビリティーズ城陽)	RC造 地上1階建 延べ面積 約 1,489 m <sup>2</sup>		
附属リハビリテーション病院	RC造 地上3階建 延べ面積 約 4,491 m <sup>2</sup>		
職員宿舎	鉄骨造 地上2階建 延べ面積 約 280 m <sup>2</sup>		
駐車場	100台		
その他の附属建物など	地下連絡通路(管理棟-居住棟-城陽障害者高等技術 専門校) 地下道(管理棟-居住棟-建物外) 車庫 ポンプ・プロパン室		
指定管理	指定管理者: 社会福祉法人京都府社会福祉事業団 現指定管理期間: 2021(R3)年度~2025(R7)年度		

(イ) 機能概要

a 障害者支援施設「あしはらの丘」

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として施設入所支援を行うとともに、障害福祉サービスを提供し、自立した日常生活を営むことができるよう必要な訓練を提供しています。

機能	定員	対象者
施設入所支援	50名	身体障害があり、常時介護を必要としている者
生活介護	50名	同上
短期入所(空床型)	1名	同上

b 生活訓練事業所「ひまわり」

機能	定員	対象者
自立訓練(生活訓練)	10名	附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来を受診している者

c 相談支援事業所「TOMO」

機能	定員	対象者
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	-	宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町に在住の身体障害者(肢体不自由)

d その他

機能	定員	対象者
補装具製作施設	-	2005(H17)年休止(利用者減少のため)

e 体育館「サン・アビリティーズ城陽」

京都府南部エリアにおける障害者等のスポーツ・レクリエーション活動拠点かつ、京都府関連施設で唯一の障害者が優先利用可能なスポーツ拠点であり、また、地域交流施設としての役割を担うとともに、パラスポーツの裾野拡大をめざし、初心者教室の開催や教室参加者等による独自クラブの組織化を支援しています。

また、2016(H28)年にパラ・パワーリフティング競技の「パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設(NTC)」に指定されてからは、NTC関係選手の練習環境整備と医学的サポートを実施しています。

<主な設備>

a 体育館(室面積:673.60㎡)

b 多目的ホール(室面積:76.70㎡)

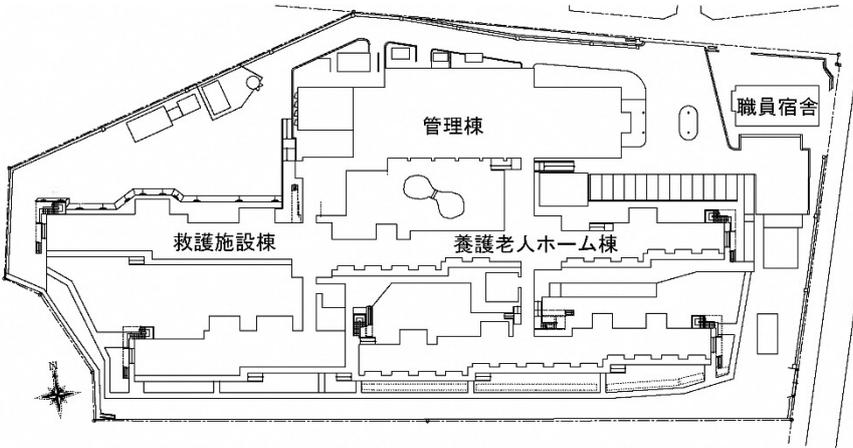
cパラ・パワーリフティングトレーニングルーム(室面積:100.73㎡)等

f 附属リハビリテーション病院

附属リハビリテーション病院は医療法に基づく病院であり、入院及び外来部門を備えています。

外来機能	
診療科	整形外科、リハビリテーション科、神経内科、精神科、泌尿器科、歯科、内科(休診)
診察日及び受付時間 ※診療科により異なる	診察日:月曜日～金曜日 受付時間:8時30分～11時00分(月曜日～金曜日) 休診日:土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
入院機能	
病床数	25床(整形外科、神経内科)

イ 洛南寮  
 (ア) 施設概要

開設日	(養護老人ホーム)1947(S22)年2月28日 (救護施設) 1947(S22)年2月28日	
所在地	京都府京田辺市大住仲ノ谷 14-1	
最寄り駅	近鉄「新田辺駅」から京阪バス「健康ヶ丘」下車徒歩約5分 JR 片町線(学研都市線)「大住駅」下車徒歩約7分	
敷地面積	10,907.53 m <sup>2</sup> (職員住宅含む 11,295.00 m <sup>2</sup> )	
延床面積	6,316.84 m <sup>2</sup>	
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建(一部平屋建)	
		
定員	(養護老人ホーム)100名 (救護施設) 100名	
養護老人ホーム	延べ面積 2,164.74 m <sup>2</sup>	居室(個室92室、2人室4室)、デイルーム、浴室、面会室等
救護施設	延べ面積 1,949.34 m <sup>2</sup>	居室(準個室24室、2人室16室、4人室11室)、デイルーム、浴室、特殊浴室、支援員室等 ※準個室とは2人室を仕切り等で簡易的に個室化したもの。
管理棟	延べ面積 1,683.27 m <sup>2</sup>	集会室、食堂、医務室、事務室、会議室、理美容室、作業室、面会室等
職員宿舎	延べ面積 285.60 m <sup>2</sup>	
その他	延べ面積 233.89 m <sup>2</sup>	
指定管理	指定管理者: 社会福祉法人京都府社会福祉事業団 現指定管理期間: 2021(R3)年度~2025(R7)年度	

(イ) 機能概要

a 養護老人ホーム

○養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な方を措置により入所させるとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるように、生活リズムの維持や健康管理に関する相談や支援等、必要な指導及び訓練その他の援助を行っています。

また、DV や虐待被害等を受けた高齢者の緊急入所、シェルター利用を積極的に受け入れるとともに、地域の小・中学生と入所者の交流行事等を実施し、地域との交流を行っています。

機能	定員	対象者
養護老人ホーム	100名	65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な方

○介護保険サービス(一般型特定施設入居者生活介護)

入所者に介護が必要となった場合には、介護保険サービス(一般型特定施設入居者生活介護・定員 30名)を提供し、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をし、能力に応じて自立した生活を行うことができるように支援しています。

b 救護施設

1947年(昭和22年)2月に府が設置した京都市内唯一の公立救護施設であり、府民の安心・安全を守る最後の受け皿(セーフティーネット)として、身体上又は精神上、著しい障害がある等の理由から日常生活を営むことが困難な要保護者及び生活困窮者を受け入れ、地域社会での自立に向けた支援や訓練を行うなど、その生活を支えるための活動を行っています。

機能	定員	対象者
救護施設	100名	身体上又は精神上、著しい障害がある等の理由から日常生活を営むことが困難な要保護者及び生活困窮者

○生活支援

身体上又は精神上、著しい障害がある等の理由から日常生活を営むことが困難な要保護者及び生活困窮者に対して生活扶助を行っています。

また、施設内において、手芸や習字などの作品づくりや、スポーツレクリエーション等を行い、余暇時間を充実させることで、入所者がより豊かな生活を送れるよう支援しています。

○一時入所

一時的に精神状態が不安定になった方やDV や虐待被害を受けた方等を短期的に受け入れる一時入所事業を実施しています。

○リハビリテーション

リハビリ体操や口腔体操を行ったり、病気や加齢等により歩行が困難な入所者等に対し、職員が歩行訓練を行ったりする等、入所者の身体機能の回復に努めています。

さらに、入所者が対人関係やストレス対処・問題解決等のスキルを学ぶために、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を導入したグループワーク等を行い、入所者の生活訓練を行っています。

○地域移行支援

地域移行の意欲が高い入所者を対象に、退所後の生活に関する学習会の開催や、施設内での疑似就労に対し、一定の報酬を支払うことで地域生活への意欲が高まるよう支援をしています。

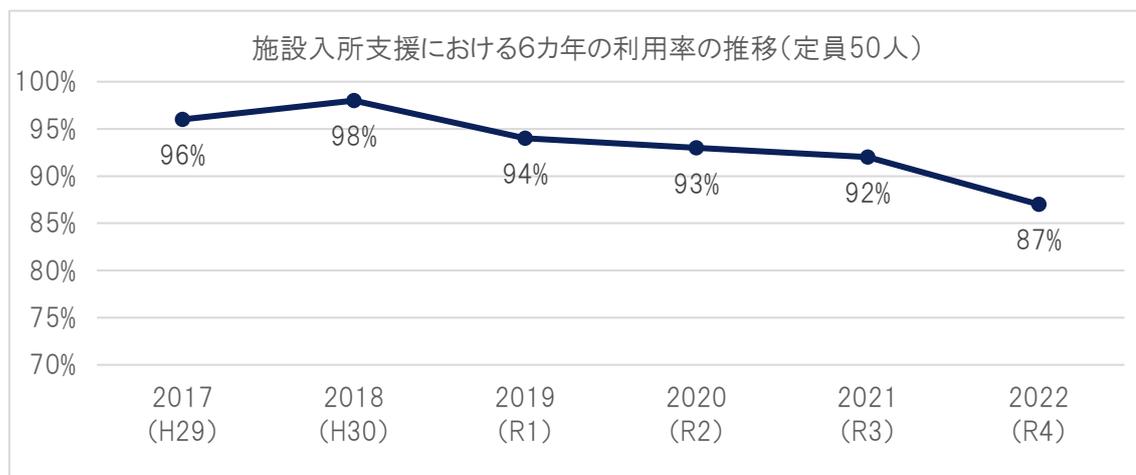
また、退所後の金銭管理や調理等の生活訓練を行うため、近隣の賃貸マンションと契約し、より地域での生活に近い環境で生活体験をする居宅生活訓練事業を実施しており、入所者の意欲に応じ、段階的な支援を行っています。

#### (4) 現施設利用状況等

##### ア 心身障害者福祉センター

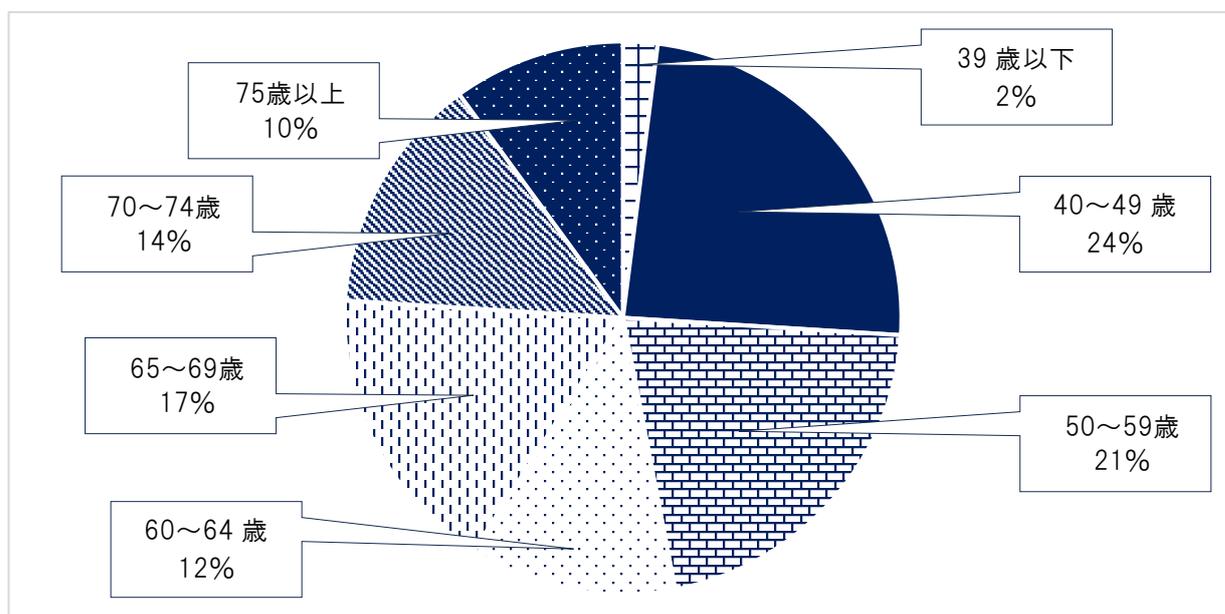
##### (ア) 障害者支援施設「あしはらの丘」

施設入所支援の利用率は90%台で推移してきました。



令和4年度の施設入所支援の利用者を年齢別に見ると、60歳以上の割合が全体の約5割を占めており、最低年齢も上昇傾向にあります。今後も高齢化の進展が予想され、医療やリハビリテーション等の需要増加が見込まれます。

施設入所支援における年齢別割合(R4年4月1日時点利用者42人)



入所者における65歳以上の者の割合、入所者の最低年齢

集計日	65歳以上の占める割合	最低年齢
2022(R4)年4月1日	40.5%	39歳
2021(R3)年4月1日	40.9%	38歳
2020(R2)年4月1日	41.3%	37歳
2019(H31)年4月1日	42.9%	36歳

利用者の重度化が進んでおり、通院対応の時間が増加していることから医療的ケアの必要性が高まっています。

#### 通院対応時間の年度別推移

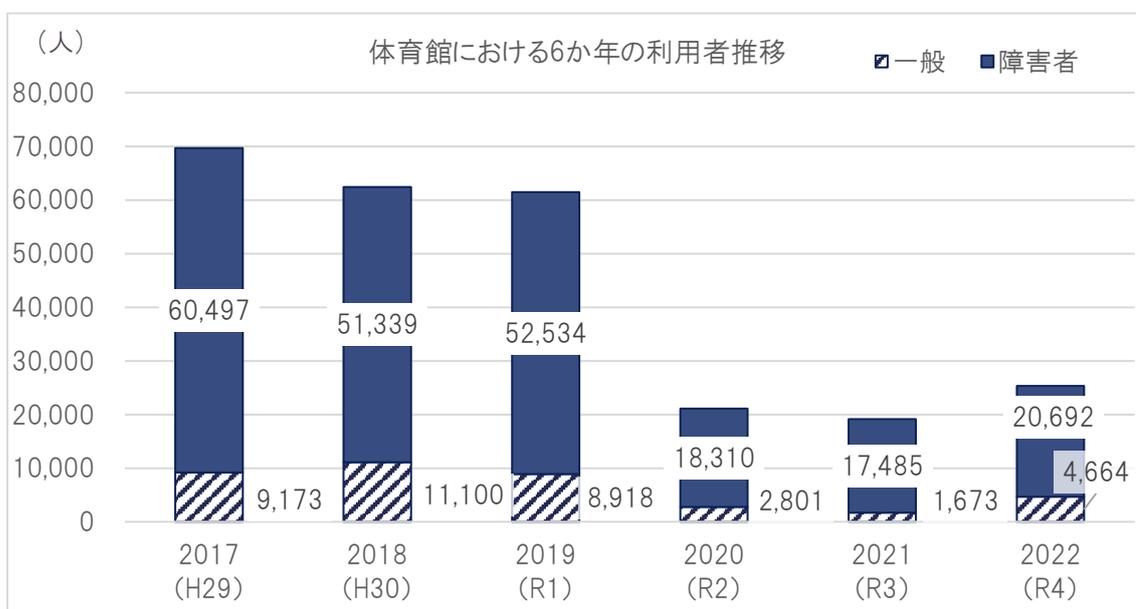
2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
177 時間	192 時間	154 時間	508 時間	504 時間	460 時間

※職員が付き添った通院付添料から算出

#### (イ) 体育館「サン・アビリティーズ城陽」

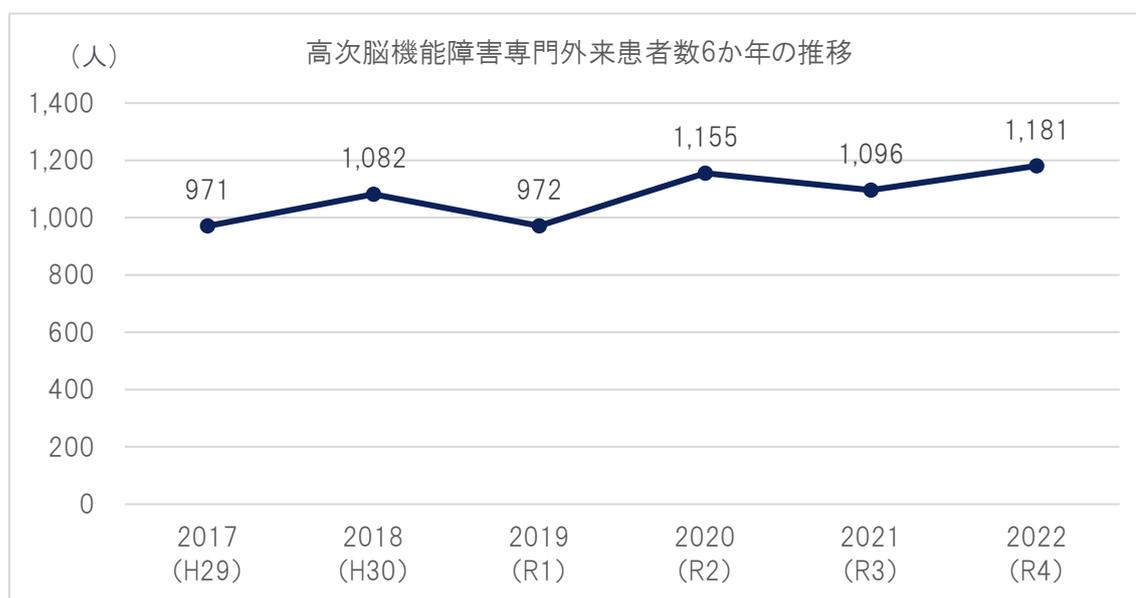
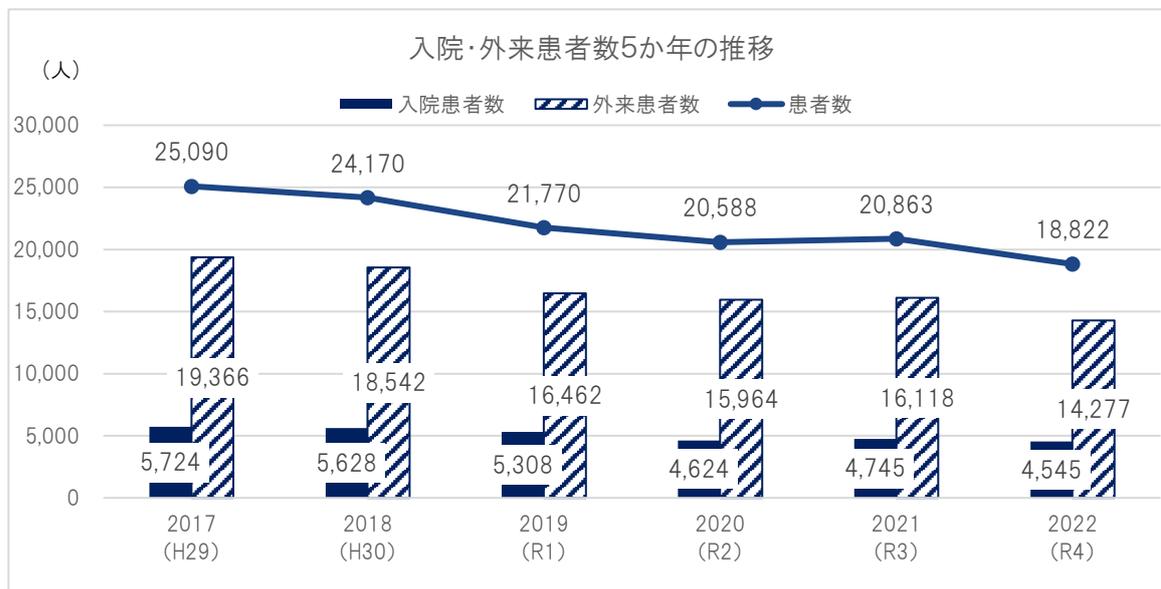
2020(令和 2)年度から 2022(令和 4)年度はコロナ禍により体育館利用者数が3分の1程度に減少していますが、いずれの年度においても利用者のうち障害者の占める割合が高いことがわかります。障害者が優先的に利用できる体育館であり、かつ障害者のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として重要な役割を担っていることがわかります。

また、障害者のスポーツへの関心は年々高まっていることから、今後の利用者の増加が見込まれます。



(ウ) 附属リハビリテーション病院

外来患者数の推移を見ると、2017(平成 29) 年度の 19,366 人から 2022(令和 4) 年度は 14,277 人と減少傾向にあります。しかし、高次脳機能障害専門外来については、2017(H29) 年度の 971 人から 2022(令和 4) 年度は 1,181 人と増加傾向にあります。一方、入院患者数の推移を見ると、2017(平成 29) 年度の 5,724 人から 2022(令和 4) 年度は 4,545 人と減少傾向にあります。



外来患者、入院患者ともに平均年齢は上昇傾向にあり、高齢化に伴う疾病構造の変化によって、骨粗しょう症、フレイル、認知症、摂食嚥下障害、歯科口腔ケアへのニーズが高まっていくと考えられます。

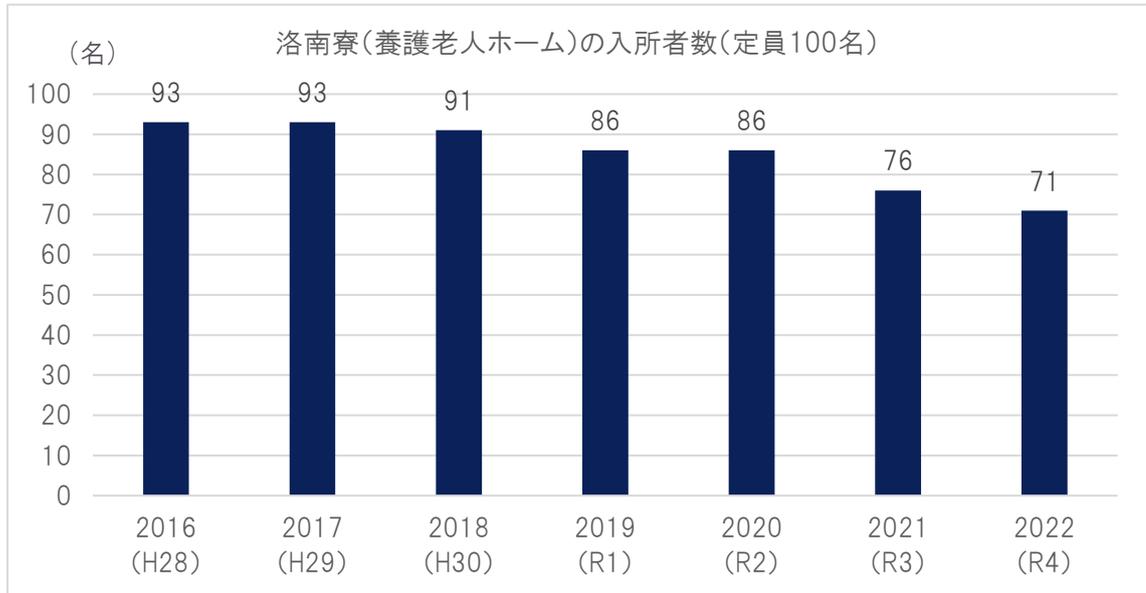
外来・入院患者の平均年齢の推移

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2年度	R3年度	R4年度
外来患者	61.72	62.40	62.85	63.92	63.86	64.88
入院患者	70.22	67.83	69.20	71.67	72.31	73.36

イ 洛南寮

(ア) 養護老人ホーム

洛南寮(養護老人ホーム)の入所率は、2016(平成 28)年度から 2020(令和 2)年度までは 90%前後で推移してきたが、2021(令和 3)年度以降は新型コロナウイルスの影響もあり、減少傾向にあります。



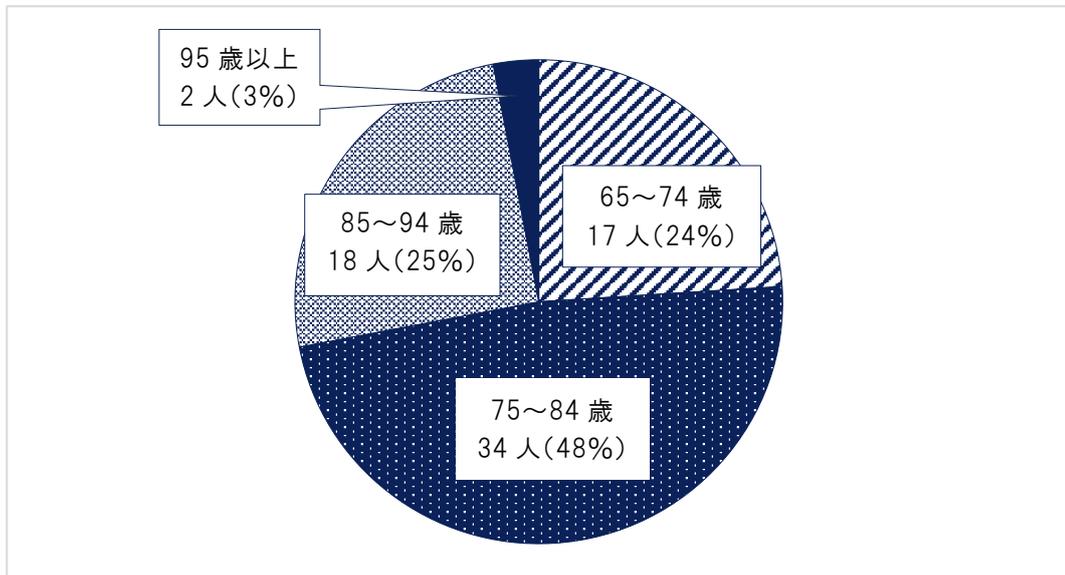
入所者の地域圏域別の受入状況は、京都市及び施設所在地である京田辺市を含む山城北圏域の方が多い傾向にありますが、府内全域の方を受け入れています。

洛南寮(養護老人ホーム)の地域圏域別の入所者数(2022(R4)年度)

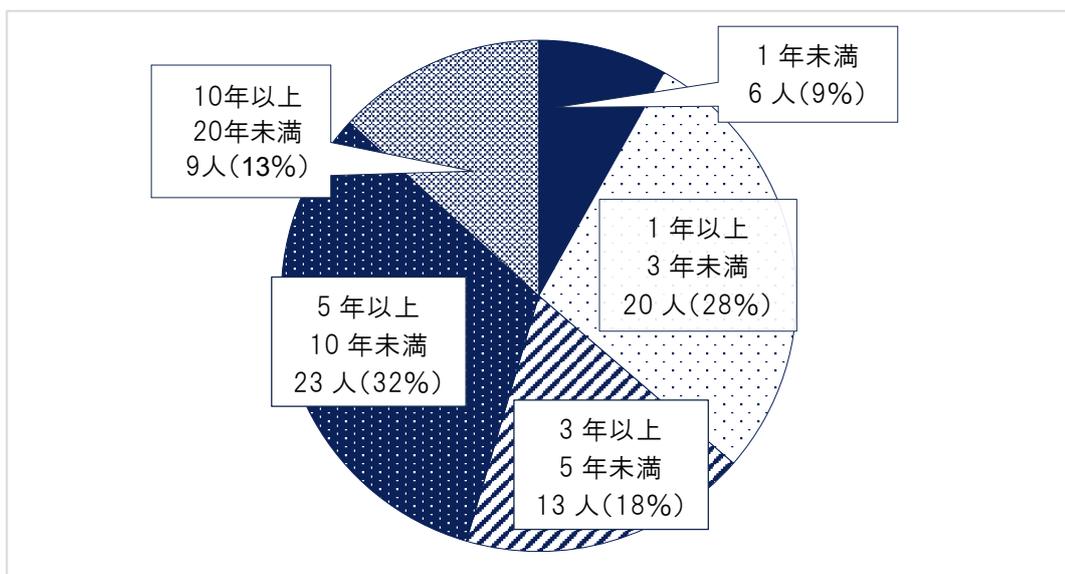
圏域別	入所者数
京都市	37
山城北	21
うち京田辺市	(3)
山城南	7
乙訓	2
南丹	1
中丹	1
丹後	1
他府県	1
合計	71

入所者の年齢別の状況では、75歳～84歳が最も多く、また、入所者の在所期間別の状況では、5年以上入所している入所者が半数となっており、長期間にわたり入所する利用者も多いのが現状です。

洛南寮(養護老人ホーム)の年齢別状況(2022(R4)年度)

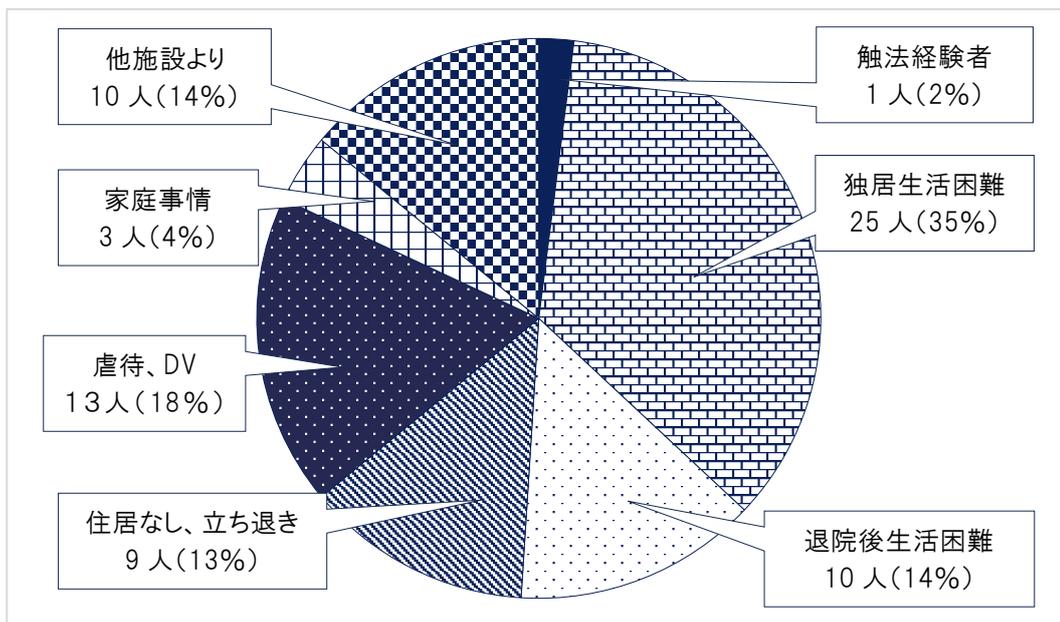


洛南寮(養護老人ホーム)の在所期間の状況(2022(R4)年度)



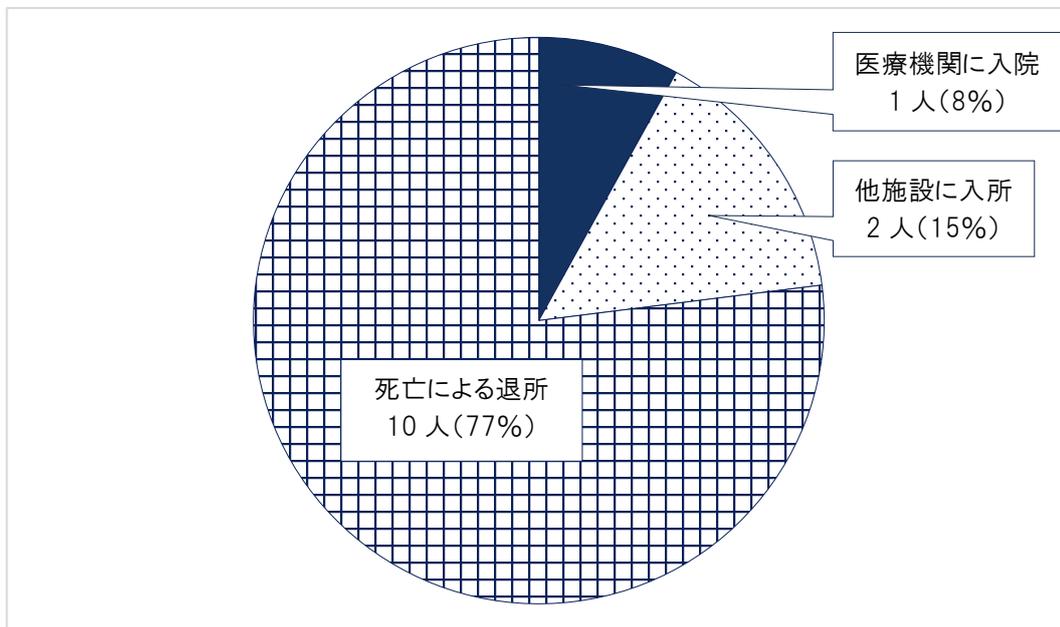
入所者の入所理由別の状況では、独居生活困難が最も多いですが、入所理由は多岐にわたっており、多様な理由による入所者を受け入れています。

洛南寮(養護老人ホーム)の入所理由の状況(2022(R4)年度)

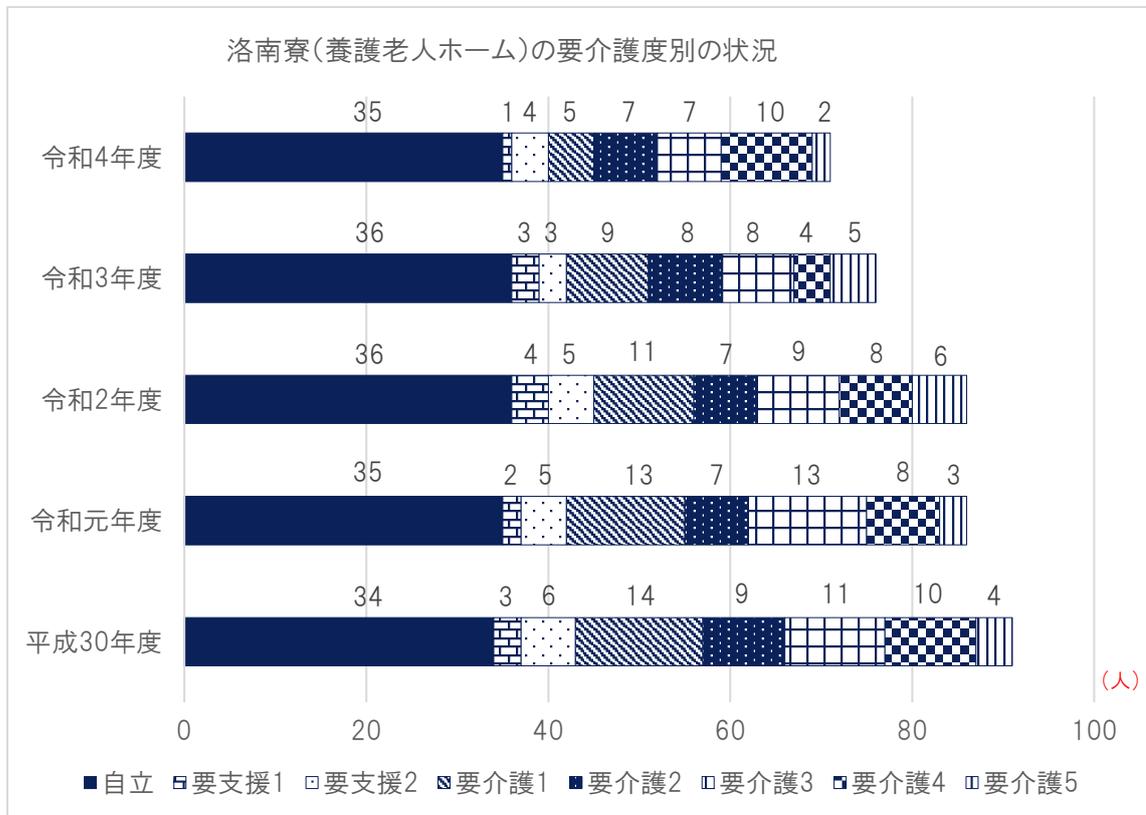


入所者の退所の状況は、死亡による退所が多数を占めています。一部、他施設や医療機関へ移る入所者もいることがわかります。

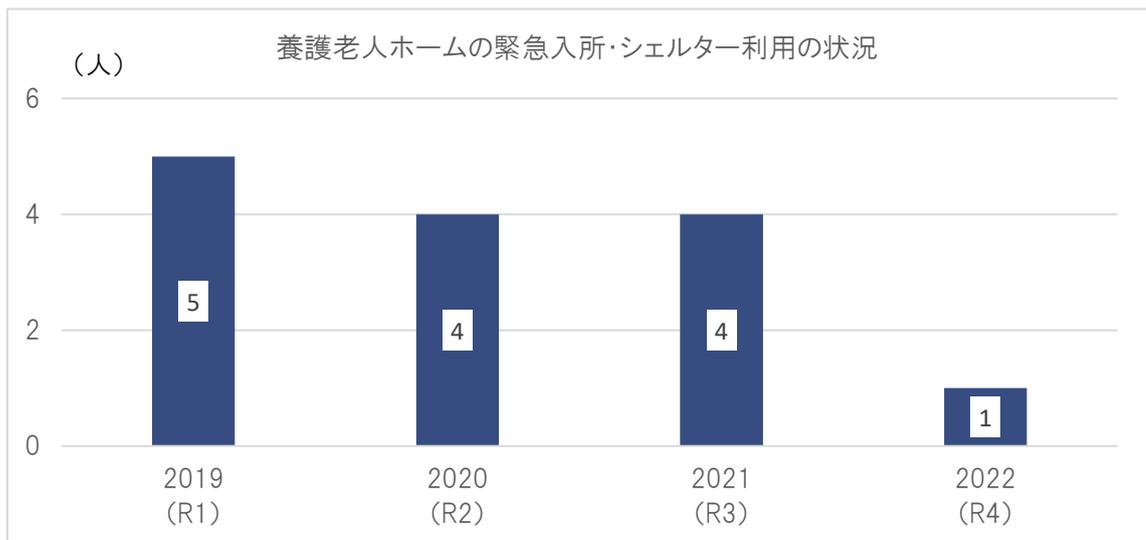
洛南寮(養護老人ホーム)の退所後の状況(2022(R4)年度)



入所者の要介護度別の状況では、半数以上が要介護(要支援)認定(要支援1～要介護5)を受けている状況です。また、入所者のうち、介護サービス(特定施設入居者生活介護)利用者及び要介護3以上の方は増加傾向となっています。

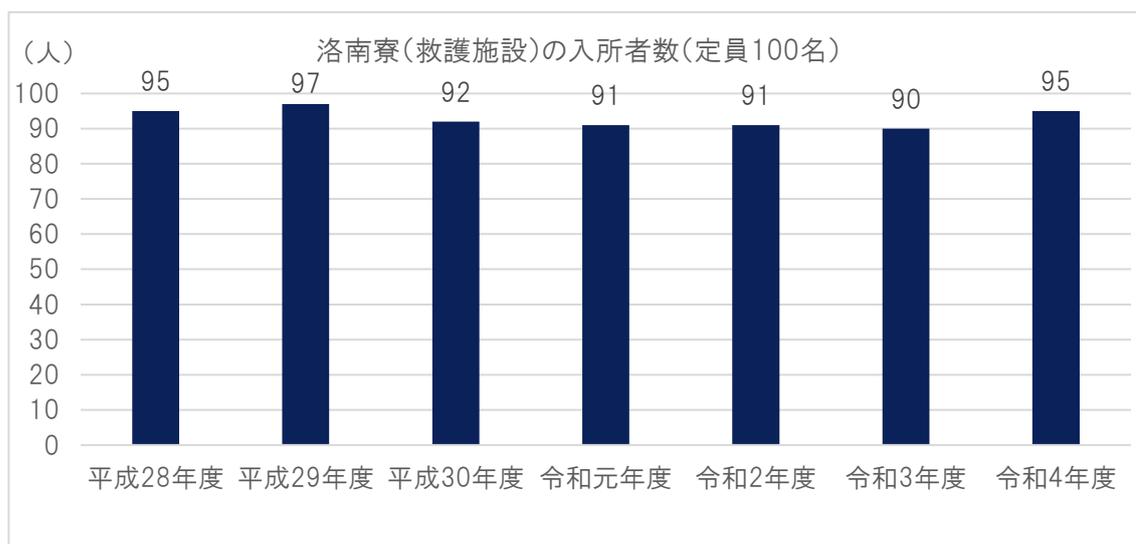


虐待等緊急課題のある高齢者の緊急入所・シェルター利用を積極的に推進し、直近4か年は各年度受け入れの実績があります。



(イ) 救護施設

洛南寮(救護施設)の入所率は、近年は全ての年度で90%以上となっています。



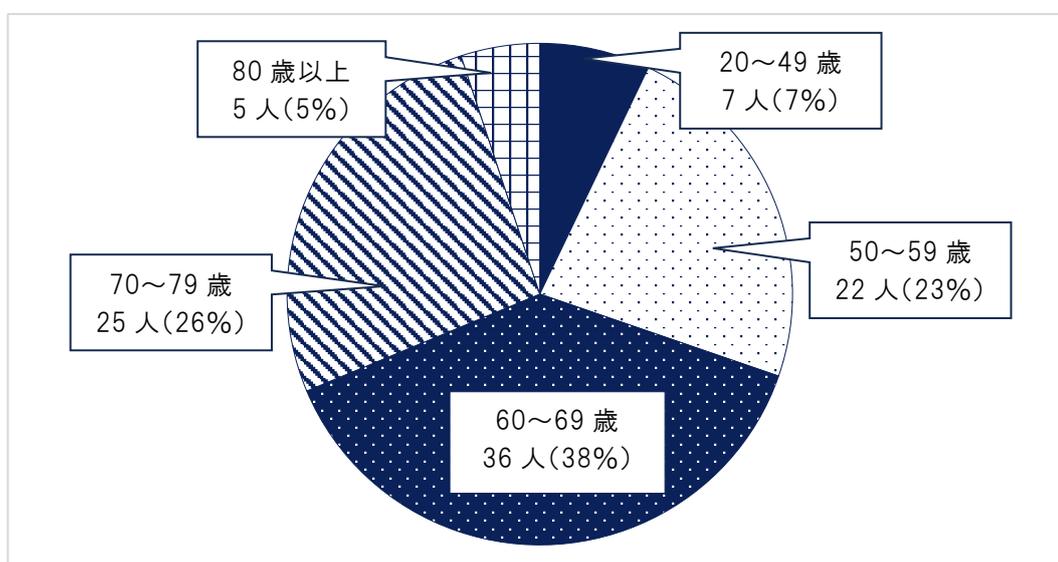
入所者の地域別の状況では、他市に比べ、被保護者数が多い京都市や宇治市等の方が多いですが、府内全域の方を受け入れています。

洛南寮(救護施設)の地域圏域別の入所者数(2022(R4)年度)

区分	入所者数
京都市	33
宇治市	13
城陽市	2
京田辺市	7
八幡市	4
京都府他市	22
京都府他町村	14
計	95

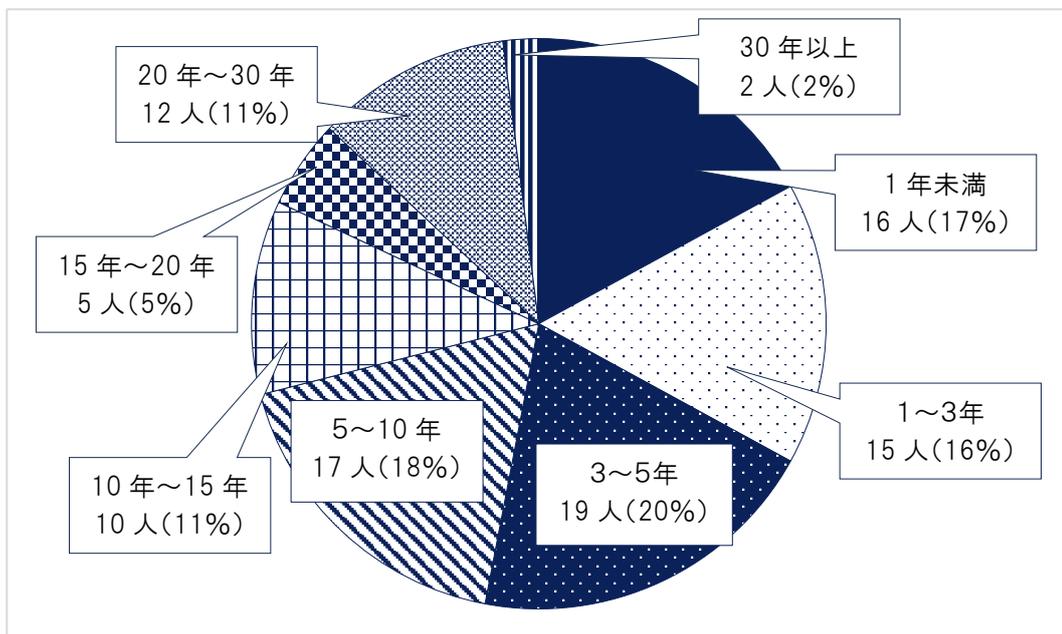
入所者の年齢別状況では、60歳以上の入所者が全体の約7割を占めています。

洛南寮(救護施設)の年齢別状況(2022(R4)年度)



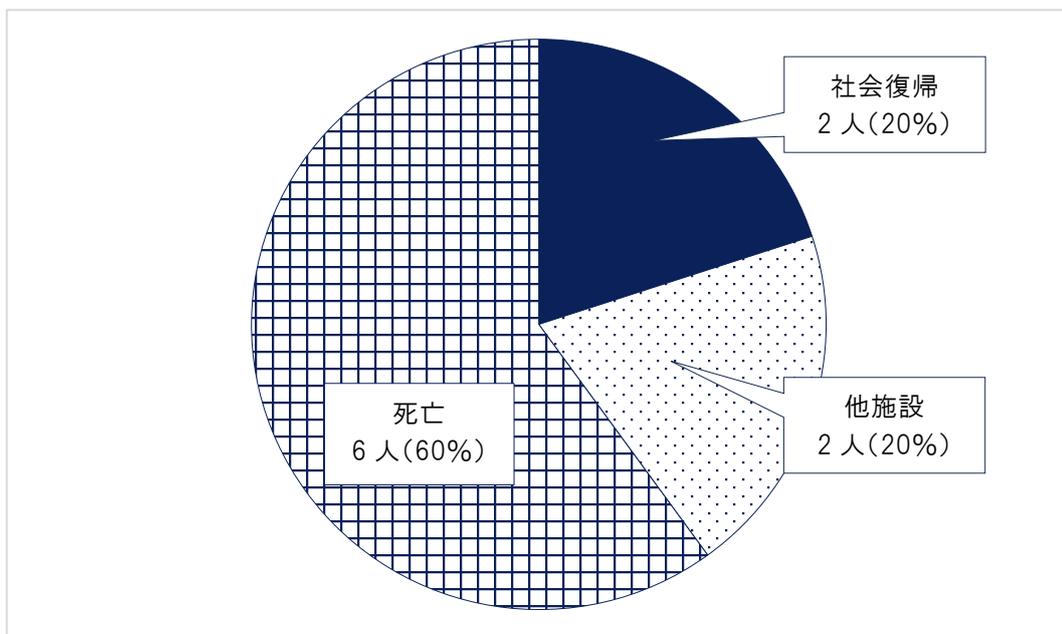
入所者の在り期間別の状況では、5年以上入所している入所者が約半数となっており、長期間にわたり入所する利用者も多いことがわかります。

洛南寮(救護施設)の在り期間の状況(2022(R4)年度)



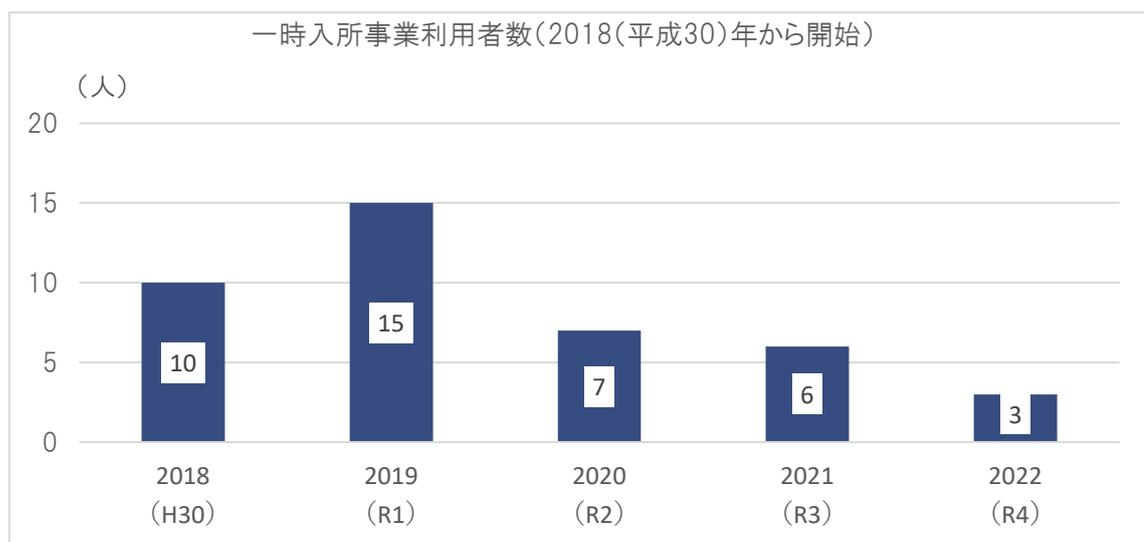
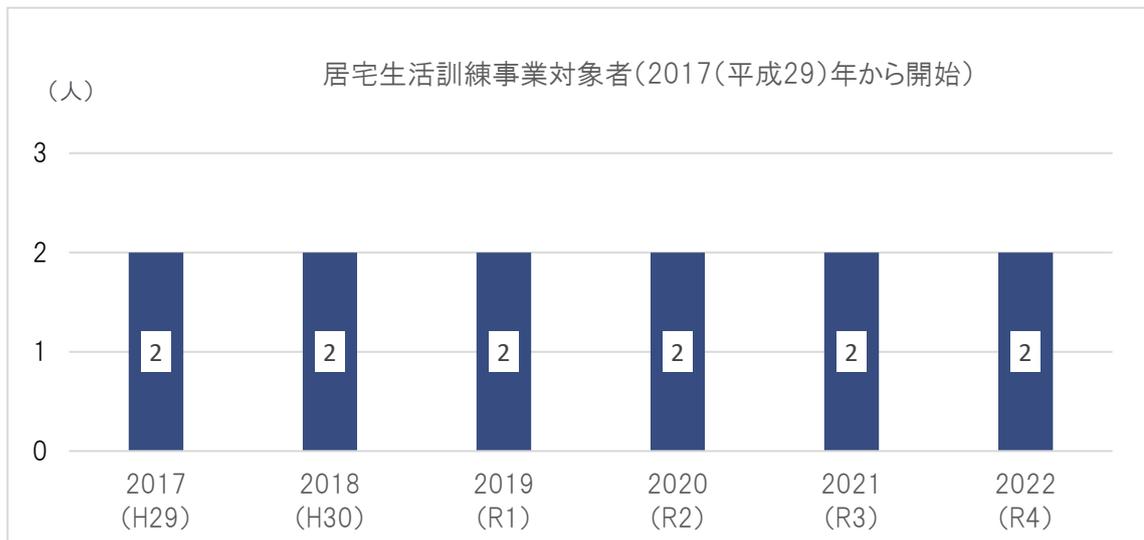
入所者の退り後の状況別では、死亡や他施設が多数を占めますが、社会復りしている入所者もいることがわかります。

洛南寮(救護施設)の退り後の状況別(2022(R4)年度)



居宅生活訓練事業対象者については、2017(平成 29)年の事業開始時以降、対象者は 2 名に設定しており、現在まで 5 名が地域移行に至っている。

一時入所事業については、地域におけるセーフティネットとしての役割強化を目的に 2018(平成 30)年から実施されており、事業開始以降、年度によりばらつきがありつつも、一定の人数が利用している状況です。



## (5) 現施設の課題・状況

### ア 現施設の機能・事業ごとの課題

#### (ア) 心身障害者福祉センター

##### a 障害者支援施設「あしはらの丘」

###### ○生活介護

職員の介護負担の軽減が必要であり、IT、ロボット等の導入による負担軽減を図る必要があります。また、医療的ケアのニーズの高まりから、利用者へ医療的ケアの提供ができる体制を構築する必要があります。創作的活動等の日中のメニューを豊富に取り入れるため、人員を確保する必要があります。

###### ○短期入所

短期入所者の利用ニーズに応えるため空床型から併設型に変更する必要があります。

##### b 生活訓練事業所「ひまわり」

利用者が訓練期間の2年又は3年の限られた期間の中で、十分な訓練が受けられるよう、効率良く最適な訓練を提供し、訓練期間を短縮する必要があります。

##### c 相談支援事業所「TOMO」(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

施設入所者の地域移行・地域定着が実現できていないため、取組を強化する必要があります。

##### d 体育館「サン・アビリティーズ城陽」

体育室はアリーナがコンパクトに作られており、コート周辺の部分が狭いことから、車いすバスケット、車いすテニス、車いすラグビーなどの競技が行えません。パラ・パワーリフティングトレーニングルームはNTC専用の施設のため、初心者教室、体験会等の自主事業が開催できません。

##### e 附属リハビリテーション病院

###### ○政策医療としての役割

京都府立医科大学附属病院と連携して、先駆的な手術療法、薬物療法、リハビリテーションを提供するとともに、高次脳機能障害の中核医療機関としての役割を果たしてきましたが、現在は、民間医療機関の参入が進んでいる状況です。

また、障害のある方が適切に医療を受け、円滑に在宅移行できるよう、障害特性に応じた環境調整や医療的・福祉的支援のシームレスな提供等、障害福祉領域の専門性をもつ医療機関としての役割が期待されています。

###### ○入院機能

現在の病棟は旧基準で建築されているため、新病院の機能の検討にあたっては、開設基準(医療法)、施設基準(診療報酬制度を含む。)に即した検討が必要となります。また、医業収支等に照らし効率的・効果的な病室、病床運用が求められています。

一方で、府立病院として、地域の医療機関等多様な主体と連携し府民のニーズに応じていくことや、他の医療機関では対応困難な症例を府立医科大学附属病院等と連携し安心安全な医療サービスを提供すること、臨床経験・実践を通じた教育、研究支援などの果たすべき役割・機能も考慮する必要があります。

###### ○外来機能

内科は診療内容が幅広く、患者・地域住民の生活に密着した診療科であるため、患者を各診療科の専門医療へ繋ぐ窓口的役割を担うことができ、医療・福祉・介護が関わる地域包括ケアシステムの中でも重要な役割を果たしています。現在、内科診療は休診しているため、高齢化が進み医療だけでなく、福祉や介護が必要になる中では、診療体制を確保する必要があります。

(イ) 洛南寮

a 養護老人ホーム

○養護老人ホーム

入所者が減少傾向であり、養護老人ホームの持つ高齢者のセーフティネットとしての機能を最大限発揮できるよう、市町村と連携して利用を促進することが必要です。

また、府内最大の養護老人ホーム(定員 100 名)であり、府内全域から地域で暮らすことが難しい方を受け入れています。多様化している入所者の地域移行の進め方が課題となっています。

○リハビリテーション

入所者が住み慣れた地域に戻り、自立した生活を送るための支援は、養護老人ホームの重要な役割であり、リハビリテーション機能の充実が望まれています。現状、リハビリに係る専門職 1 名の配置で、定員規模(100 名)を勘案すると専門的・具体的な機能回復訓練を行うことが困難な状況であり、リハビリに係る専門職との連携が必要です。

b 救護施設

○生活支援

精神疾患を持つ入所者もおられることから、入所、入院等を円滑に行うため、病院の精神科との連携強化が必要です。

○一時入所

一時入所事業については、一時的に精神状態が不安定になった方や DV や虐待被害を受けた方を対象としており、例年、一定の利用者がいるところでありますが、今後においても、継続して地域のセーフティネットとしての役割を担っていく必要があります。

また、一時入所機能の充実のため、各市福祉事務所や、洛南寮(養護老人ホーム)等、関係機関等と連携を強化し、より万全な受け入れ体制の整備が必要です。

○リハビリテーション

洛南寮(救護施設)においては、リハビリに係る専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)が配置されておらず、専門的な機能回復訓練や SST(ソーシャルスキルトレーニング)等を行うのが困難な状況になっています。

また、リハビリに係る専門職の未配置に伴い、身体機能が低下している入所者の通院に際して、介助に時間を要しているため、リハビリに係る専門職との連携が求められています。

○地域移行

地域移行支援にあたり、職員配置や関係機関との連携が不足していることから、支援体制が十分とは言えない状況であります。充実した地域移行支援を行うため、職員配置の拡充を含め、支援体制の再検討が必要であります。

## イ 現施設の建物・設備に係る課題

### (ア) 心身障害者福祉センター

#### a 障害者支援施設「あしはらの丘」

1977(昭和 52)年度に建築されたもので、整備後約 40 年以上経過しており、建物・設備の経年劣化があり、福祉サービスを提供する上で課題となっています。

現在の居室は、旧基準で建築されているため、居室面積の拡充が必要となります。また、近年は施設入所において、プライバシーの確保等により個室化の考えが進んでいますが、現施設の個室化率は4%であり、個室化が進んでいません。

#### 居室面積の現状と基準

現状	4人部屋1人当たり約 7.3 m <sup>2</sup>
基準	居室の定員4人以下 一人当たりの床面積は収納設備等を除き 9.9 m <sup>2</sup>

#### b 生活訓練事業所「ひまわり」

今後のプログラムの拡充のためには各諸室が手狭な状況となっています。

#### c 体育館「サン・アビリティーズ城陽」

1983(昭和 58)年度に建設され、40 年以上経過していることから老朽化が進んでいます。また、非常口の幅が狭く、スポーツ用車いすの出入りが困難な状況となっています。

体育室はアリーナがコンパクトに作られており、コート周辺の部分が狭いことから、車いすバスケット、車いすテニス、車いすラグビーなどの競技への対応ができていない状況となっています。

#### d 附属リハビリテーション病院

バス停から玄関等までに大きな高低差があり、外来利用者が安全に往来するには支障があります。現在の施設は 1977(昭和 52)年度に建築されたもので、整備後約 40 年以上経過しており、建物・設備の老朽化が進んでいます。

### (イ) 洛南寮(養護老人ホーム・救護施設)

建物だけでなく、給排水等の設備についても老朽化が著しく、大規模な設備改修が必要な状況となっています。

患者・利用者の高齢化・重度化が進む中において、外構周りの段差や、洛南寮(養護老人ホーム)のエレベータ未整備等、バリアフリー化への対応ができていない状況となっています。

居室は一部多床室のため、プライバシーの確保や高齢化に伴う認知症患者や重度患者等への対応が必要となっていることから、療養環境が不十分となっています。

## ウ 利用者、経営状況の課題

### (ア) 心身障害者福祉センター

#### a 障害者支援施設「あしはらの丘」

日中のサービスを他事業所で受ける利用者もいるため、ニーズに合わせたサービス利用の充実を図る必要があります。

#### b 体育館「サン・アビリティーズ城陽」

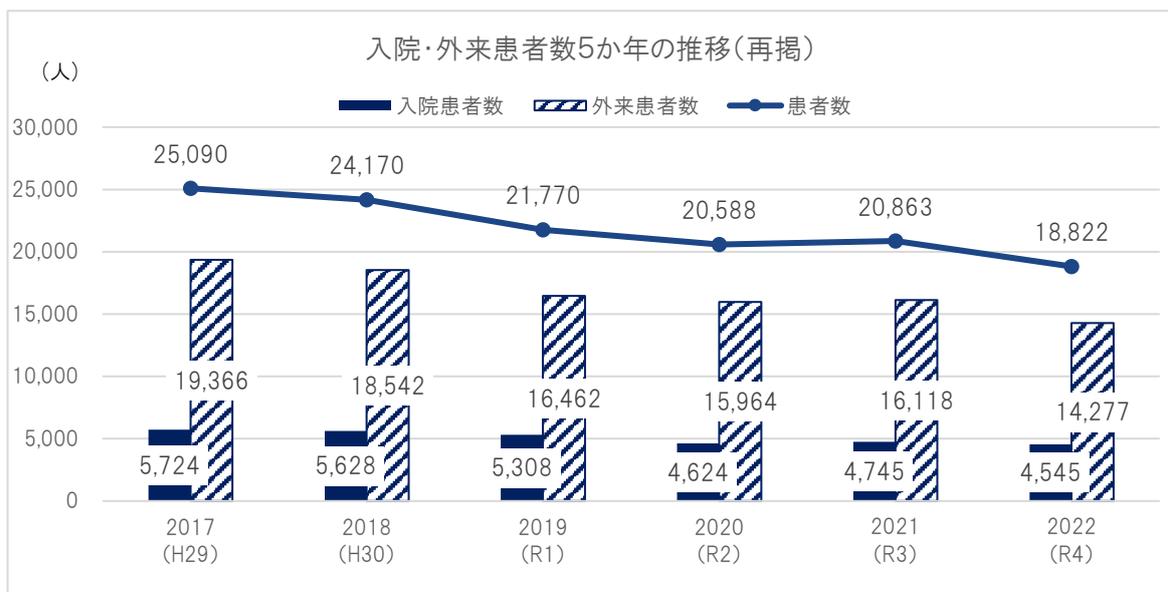
障害のある利用者に対する施設利用料は無料とすることにより、多くの方に利用しやすい環境を整えています。障害のある方の利用がない時間帯等については、積極的に障害のない方への利用促進を図り、より多くの方に施設を利用していただくことにより、経営改善と合わせて施設の価値を高める必要があります。

京都府南部地域におけるパラスポーツの拠点としての役割を果たしていくため、新たな種目の体験会や体験教室を開催するなど、パラスポーツの裾野拡大に努めるため、新たなパラスポーツに対応できるように施設を広くする必要があります。

#### c 附属リハビリテーション病院

高齢化の進行により患者年齢の幅が広がるとともに、糖尿病等の生活習慣病や認知症などを併発する症例にも対応が必要となるため、診療体制を充実する必要があります。

コロナ禍の影響で外来、入院とも患者数が伸び悩んでおり、コロナ禍前の2019(令和元年)度以前までには戻っていません。



### (イ) 洛南寮

#### a 養護老人ホーム

入所者の要介護者の増加に伴い、介護サービス利用の充実を図る必要があります。

#### b 救護施設

入所者の就労訓練、生活訓練を充実させ、地域移行を促進する必要があります。

エ 周辺の関連施設の状況、連携の状況

(ア) 心身障害者福祉センター

a 障害者支援施設「あしはらの丘」

センター周辺は、城陽市の「福祉ゾーン」と言われている地域であり、近隣には、梅林園(特別養護老人ホーム)、ヴィラ城陽(軽費老人ホーム)、青谷学園、京都梅花園(障害者支援施設)、南京都病院“しらうめ”(児者多機能型通所事業所)があるほか、教育機関として、城陽支援学校もあります。地域の障害者福祉の関係者とは、城陽市障がい者自立支援協議会を通して連携するとともに、センターでは入所者に提供できない就労支援等の通所サービスを提供いただいています。

b 体育館「サン・アビリティーズ城陽」

京都府内で障害者優先施設は、心身障害者福祉センター体育館の他、京都市障害者スポーツセンター(左京区)、京都市障害者教養文化・体育会館(南区)があります。

c 附属リハビリテーション病院

京都府立医科大学附属病院など他院との連携を拡充し高次脳機能障害専門外来への利用を促進しています。

他病院との連携状況

病院名	施設の状況	主な連携内容
国立病院機構南京都病院	立地する地域が同じ	・適応患者の受入 ・画像診断等の検査 ・患者の送迎(試行実施中)
京都岡本記念病院		通常患者の転院の受入
京都田辺中央病院		同上
城陽市及び宇治田原町の開業医等クリニック		チーム(医師、看護師、事務局職員)が訪問し、専門外来等本施設の機能を説明し、利用の促進を図る。

(イ) 洛南寮

a 養護老人ホーム

府内で養護老人ホームは、洛南寮を含め計 17 施設あります。

関係者との連携については、市町村との措置により入所することから市町村及び地域包括支援センターと連携しています。また、精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、精神科病院の地域連携室との連携強化に努めています。

b 救護施設

京都府内における救護施設は当施設のみとなっています。

利用者を支援するにあたり、精神科病院の相談員と情報や課題の共有する等、スムーズな対応のための連携を行っています。

### 3. 新拠点における基本理念・整備すべき機能の方向性等

現状と課題への対応として、総合リハビリテーション支援拠点の基本理念及び整備すべき機能の方向性については、以下のとおりです。

#### (1) 基本理念

##### 『障害児・者や高齢者等が地域で安心して生活できる共生社会の実現』

○総合的なリハビリテーションの拠点として、先進的なリハビリテーションの取組やモデル事業の実施、リハビリテーションに携わる医師や専門職などの人材育成により、府内のリハビリテーション機能の向上を図ります。

○誰もが地域で安心して生活できるよう支援体制を構築し、施設入所者の地域移行を促進します。

#### (2) 整備すべき機能の方向性等

##### ア 府内全域のリハビリテーションの推進

###### (ア) 先進的なリハビリテーションの提供

- ・ 附属リハ病院の診療体制充実、環境整備
- ・ 在宅生活や就労に向けたリハビリテーションの充実
- ・ パラスポーツに対する医科学サポートの実施
- ・ 最新の介護機器・福祉用具等の展示

###### (イ) リハビリテーション人材の育成

- ・ リハビリテーション専門職等に対する卒後教育
- ・ 医療・介護・福祉の多職種連携に向けた研修会

##### イ 高齢者・障害者等施設機能の強化

###### (ア) 入所者の地域移行、社会復帰・社会参加の推進

- ・ 地域移行のための支援、就労支援の充実
- ・ 緊急入所対応の充実
- ・ 体育館でのスポーツ活動の充実

###### (イ) 入所者対応の充実

- ・ 入所者の処遇向上、感染症対策の強化
- ・ 先進技術の活用
- ・ 医療的ケアやリハビリテーションの充実
- ・ スポーツとリハビリテーションの連携による身体機能の維持・向上

##### ウ 施設間の連携強化による専門性の向上、サービス提供体制の充実

- ・ 各施設間の専門職員同士の連携による人的資源の効率化や専門性の向上
- ・ 附属リハ病院と高齢者・障害者等施設が連携したサービス提供

##### エ 施策効果の府域全体への波及・横展開の促進

###### (ア) 府内のリハビリテーション提供施設や市町村介護予防事業への支援

- ・ オンラインを活用したリハビリテーション人材研修の府域全体への展開
- ・ 拠点内の先進的な取組、モデル事業、入所者の処遇改善事例、地域移行に関する好事例等の情報提供
- ・ 市町村の介護予防やフレイル対策事業等へのリハビリテーション専門職の参画による支援

###### (イ) 府域全体の施設機能の向上

- ・ 困難事例への対応や先進事例等の関連施設への情報共有
- ・ 在宅生活を支援する福祉用具・住宅改修に係る相談援助

なお、前頁で示した整備すべき機能の方向性等について、リハビリテーションという切り口で整理すると以下のとおりです。

区分	概要
医学リハ	<p><u>病気やケガによって生じた障害を医学的知識や方法によって除去、軽減する。</u>            (想定される機能例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 附属リハビリテーション病院診療体制充実・確保</li> <li>➤ 先進的なリハビリテーションの実施</li> <li>➤ 各施設への医療的介入体制の確保</li> </ul>
職業リハ	<p><u>就労年齢にある人に対し、職能教育・訓練等を行う。</u>            (想定される機能例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 職業能力評価の実施</li> <li>➤ ドライブシミュレータによる運転再開支援の実施</li> <li>➤ 認定就労訓練</li> </ul>
社会リハ	<p><u>障害のある方が、家庭での暮らしや社会生活・スポーツ活動を実現していく働きかけを行う。</u>            (想定される機能例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補装具調整やパラスポーツの医科学サポート実施</li> <li>➤ 生活訓練の実施</li> <li>➤ 体育館でのスポーツ活動の充実</li> </ul>
地域リハ支援	<p><u>リハビリテーション専門職等に対する卒後教育や医療・介護・福祉の連携促進のための研修等を行う。</u>            (想定される機能例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リハビリテーション専門職等に対する卒後教育</li> <li>➤ 多職種連携のための事例検討会開催</li> <li>➤ 市町村の介護予防やフレイル対策事業等へ参画できるリハビリテーション専門職の養成</li> <li>➤ オンライン活用等による府域全体対象の人材育成研修</li> <li>➤ 先進的な取組、モデル事業の府内関係機関への共有</li> </ul>
福祉施設	<p><u>障害や経済的問題等により地域で生活することが困難な方に健康で安心して生活する場を提供する。</u>            (想定される機能例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 入所施設の居室環境の向上、感染症対策強化</li> <li>➤ 短期入所対応強化</li> <li>➤ ICT等の先進技術を活用したサービス提供</li> <li>➤ 附属リハビリテーション病院による医療的支援強化、リハビリテーション提供</li> <li>➤ 災害等が発生した際の福祉避難所</li> </ul>
地域移行支援	<p><u>地域で安心して暮らし続けるため、地域移行・自立支援に向けた相談支援等を行う。</u>            (想定される機能例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リハビリテーションの総合的な相談に対応したコーディネート</li> <li>➤ 最新の介護機器・福祉用具等展示</li> <li>➤ 高齢者フレイル対策のロコモ体操</li> <li>➤ 生活訓練・相談支援事業所による地域移行支援(障害者支援施設)</li> </ul>

## 4. 部門別計画

### (1) 心身障害者福祉センター/障害者支援施設「あしはらの丘」

#### ア 概要

- (ア) 利用者が安心・快適で質の高い暮らしを営んでいただけるよう、入浴・排泄・食事等の生活介助を行うとともに、自立をめざして、身体機能・生活能力の維持・向上を支援します。
- (イ) 入所者の高齢化を見据えた附属リハビリテーション病院との連携による医療サービスの提供や自立支援に向けたリハビリテーションの提供を強化します。

#### イ 想定される機能等

- (ア) 一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを提供できるようプライバシーへの配慮や居宅に近い環境の整備
- (イ) 高次脳機能障害や強度行動障害、高齢化に伴う認知症患者、感染症患者等の緊急受入対応(短期入所)等を強化

#### ウ 想定される主な諸室

- ・ 居室
- ・ 職員室 等

### (2) 心身障害者福祉センター/生活訓練事業所「ひまわり」

#### ア 概要

- (ア) 附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来等、近隣の医療機関と連携し、社会復帰、復職を希望されている高次脳機能障害者を対象とした専門的な自立訓練を推進します。
- (イ) 高次脳機能障害者の社会復帰に向け、就労訓練・地域移行推進に繋がるプログラムなど個人の特性に合わせた訓練の提供に取り組みます。
- (ウ) 洛南寮などの入所者に対する生活訓練プログラムを提供します。

#### イ 想定される機能

- (ア) 高次脳機能障害者が日常生活に必要な各種訓練を通じて、自立した日常生活、または社会生活ができるよう、個人の特性に合わせた訓練の提供
  - ・ 高次脳機能障害者の社会復帰に向けた新規訓練メニューの導入 等
- (イ) 高次脳機能障害者や家族のための個別相談、関係機関や家族同士のネットワークの充実
  - ・ 地域における高次脳機能障害者やその家族が交流できる「高次脳カフェ」の開催 等
- (ウ) 生活訓練プログラムを充実するとともに、就労訓練・地域移行推進に繋がるプログラムの提供

#### ウ 想定される主な諸室

- ・ 訓練室
- ・ 事務室 等

### (3) 心身障害者福祉センター/相談支援事業所「TOMO」

#### ア 概要

- (ア) 障害者支援施設の入所者等が適切に障害福祉サービスを利用し、利用者のニーズを十分に把握し計画に反映できるよう、丁寧な相談支援を実施します。
- (イ) 各種相談をワンストップで対応できる窓口を設けるなど関連機関と連携し TOMO をベースとした地域移行推進に向けたネットワークの構築を目指します。
- (ウ) 在宅リハビリテーションや住宅改修、各種介護機器等の地域移行推進に向けた相談機能を充実させます。

#### イ 想定される機能

##### (ア) 基本相談支援

- ・ 障害のある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助 等

##### (イ) 計画相談支援(特定相談支援)

- ・ 福祉サービスを利用する場合に、サービス等利用計画を作成し、一定期間毎の評価と見直し(モニタリング) 等

##### (ウ) 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

- ・ 施設入所等から地域生活に移行する場合の計画を作成
- ・ 施設入所者等の福祉事務所等への同行支援
- ・ 地域移行後の住居への入居支援を行うとともに生活上の課題に応じて関係機関からの支援を受けられるよう調整

#### ウ 想定される主な諸室

- ・ 事務室
- ・ 相談室 等

### (4) 心身障害者福祉センター/地域リハビリテーション支援部門

#### ア 概要

- (ア) リハビリテーションに携わる専門職などの人材育成、先進的なリハビリテーションの取組やモデル事業などの情報発信により、府内のリハビリテーション機能の向上を図ります。
- (イ) 誰もが地域で安心して生活できるよう多職種による連携促進や市町村支援により地域におけるリハビリテーションを推進します。

#### イ 想定される機能

##### (ア) リハビリテーション専門職等の人材育成

- ・ リハビリテーション専門職等に対する卒後教育(先進リハビリテーションなどの課題別研修、脳血管疾患に関するリハビリテーション研修、拠点内の福祉施設での受入による実地研修等)
- ・ 医療・介護・福祉の連携促進(多職種連携のための事例検討会や摂食嚥下障害に関する研修会の開催等)
- ・ 府内養成施設の学生の実習受入推進 等

##### (イ) 高齢者や障害のある方の在宅生活の支援

- ・ 市町村の介護予防やフレイル対策事業等へのリハビリテーション専門職の派遣
  - ・ 最新の介護機器・福祉用具等の展示 等
- (ウ) 先進的リハビリテーションなどの情報発信等
- ・ 附属リハビリテーション病院のパラスポーツの医科学サポートや先進的な治療などの情報発信
  - ・ 広く府民を対象とした一般的なリハビリテーション相談や医療従事者等からの相談対応、介護機器・福祉用具の展示などを紹介するコーディネーターの設置 等

ウ 想定される主な諸室

- ・ 職員執務室
- ・ 相談室
- ・ 介護・福祉用具展示室 等

## (5) 心身障害者福祉センター/補装具調整・更生相談部門

ア 概要

身体障害者福祉法による補装具の支給のため、主に京都府南部在住の方や入院、入所の方などの身体障害者及び難病患者に補装具の判定・調整、業者への指導、補装具利用者の相談対応を行います。

イ 想定される機能

(ア) 補装具調整等

- ・ 附属リハビリテーション病院の医師のもと、利用者の現状を踏まえながら、必要な補装具の判定
- ・ 補装具の製作は補装具製作事業者が対応。補装具の適合判定、業者への指導
- ・ 市町村への判定書の発行など関係機関や利用者の連携強化
- ・ 附属リハビリテーション病院と連携した補装具の研究

(イ) 相談対応

- ・ 周辺地域に居住する障害者に対する補装具のフォローアップやリハビリテーション関係の相談受付

ウ 想定される主な諸室

- ・ 診察室
- ・ 補装具調整室
- ・ 事務室・相談待合室 等

## (6) 心身障害者福祉センター/体育館「サン・アビリティーズ城陽」

ア 概要

(ア) 京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点、かつ京都府関連施設で唯一の障害者が優先利用可能なスポーツ拠点であり、また、地域交流施設としての役割を担うとともに、パラスポーツの裾野拡大を図ります。

(イ) 心身障害者福祉センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動を支援します。

#### イ 想定される機能

- (ア) 京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設等としての取組
  - ・ 初心者教室の開催や教室参加者等による独自クラブの組織化支援、出前講座の実施やパラスポーツ指導員研修会における実習の受入れ
  - ・ 現施設で定着しているバドミントン、卓球、アーチェリーについて更なる設備充実を行うとともに、車いすラグビー・バスケット・テニス等の種目への対応に向けた施設・設備の充実
- (イ) 心身障害者福祉センターの体育施設としての取組
  - ・ 利用者の身体運動や日中活動の選択肢を広げるため、設備の提供
  - ・ 高齢化の進展を踏まえ、高齢者のフレイル対策として、ロコモ体操等の取組の強化
- (ウ) パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設(NTC)としての取組
  - ・ 日本パラ・パワーリフティング連盟主催の合宿や大会開催への協力、NTC 関連選手の練習環境の整備と医学的サポート等の機能強化ができる設備の充実

#### ウ 想定される主な諸室

- ・ 車いすラグビーコート
- ・ 車いすバスケットボールコート
- ・ 車いすテニスコート
- ・ 研修室
- ・ NTC 指定に沿ったトレーニングルーム 等

### (7) 附属リハビリテーション病院/外来部門

#### ア 概要

- (ア) 京都府立医科大学附属病院と連携して、高次脳機能障害専門外来といった特色を活かした多様な医療サービスの提供を行うとともに、施設入所者への医療提供も行います。
- (イ) 住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するため、外来診療体制を維持するとともに、機能の充実による患者の利便性向上を図ります。
- (ウ) 既存の医療機関での受入が難しい脊髄損傷、高次脳機能障害など社会復帰・就労復帰に時間のかかる患者を受け入れできる機能充実を図ります。

#### イ 想定される機能等

- (ア) 現施設における診療科は継続するほか、休診中となっている内科及び夜間休日における入院・入所者の診療体制の確保
- (イ) 診察室は集約配置し、受付は1カ所に集約するなど患者にとって受診しやすい体制を確保

#### ウ 想定される主な諸室

- ・ 診察室
- ・ 処置室
- ・ 外来待合室 等

## (8) 附属リハビリテーション病院/入院・手術部門

### ア 概要

- (ア) 患者の障害特性に配慮した病院構造(ユニバーサルデザインの導入、ゆとりスペースの確保等)とし、環境整備(障害特性に応じた専門職員の配置、コミュニケーション支援の充実等)を進めます。
- (イ) 多職種からなるチーム医療の実践や看護サービスの向上により、安心・安全かつ質の高い病棟環境の提供と、社会復帰を促進します。
- (ウ) 家庭復帰の際の生活をイメージした、早期退院に向けた病棟内でのリハビリテーションを提供します。
- (エ) 脊髄損傷、高次脳機能障害など社会復帰・就労復帰に時間のかかる患者を受け入れできる機能充実に図ります。

### イ 想定される機能

- a 病室の構成  
患者の療養環境やベッドコントロール、感染症対応、認知症対策の考慮
- b 病室の整備  
ベッドサイドでの診療行為やリハビリテーションが可能なスペースの確保
- c スタッフステーション  
多職種が病棟業務を行うチーム医療の推進を考慮した空間
- d 看護体制  
回復期以降の在宅移行が難しい患者などを受け入れる体制を確保
- e 手術機能  
障害のある方が安心して手術を受けるための体制確保

### ウ 想定される主な諸室

- ・ 病棟
- ・ 病棟リハビリスペース
- ・ 個室浴室
- ・ スタッフステーション
- ・ カンファレンスルーム
- ・ 手術室 等

## (9) 附属リハビリテーション病院/リハビリテーション部門

### ア 概要

- (ア) 京都府立医科大学附属病院等と連携し、在宅生活や就労に向けたリハビリテーションを提供します。
- (イ) 「高次脳機能障害対応病院」として、一貫性あるリハビリテーションを実施できる体制確保するとともに、脊髄損傷患者等に対する専門的なリハビリテーションの提供により、患者の早期回復及び社会復帰の支援を行います。

### イ 想定される機能

- (ア) 急性期から維持・生活期まで継続した治療・リハビリテーションを提供

- (イ) 外来患者及び入院・入所・通所患者に対して、個々の症状に合ったリハビリテーションを提供
  - ・ 摂食嚥下障害や失語症のリハビリテーション 等
  
- (ウ) 地域移行支援に繋がる先進的なリハビリテーションの提供
  - ・ 磁気刺激装置、電気刺激装置、VR リハ、ドライブシミュレーターによる自動車運転再開支援等
  
- (エ) リハビリテーション提供体制の構築
  - ・ 人員配置状況を踏まえつつ、平日午後の外来や土日祝日、夜間でのリハビリテーション提供等、リハビリ対応時間を拡大することで患者の機能回復を促進する体制の構築
  - ・ 施設利用者へのリハビリ専門職の派遣
  - ・ 小児リハビリテーションにおける府立こども発達支援センターとの連携体制の構築

ウ 想定される主な諸室

- ・ 理学療法室
- ・ 作業療法室
- ・ 言語聴覚室
- ・ 職員室
- ・ 補装具調整室(診察室等と兼用可)
- ・ 会議室 等

## (10) 洛南寮/養護老人ホーム

### ア 概要

- (ア) 地域で生活する上で様々な生活課題や福祉課題を抱える利用者に対し、心身ともに健康で安心して自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、社会復帰の促進を図ります。
- (イ) 重度の要介護利用者には一般型特定施設入居者生活介護サービスの提供を行い、サービス向上と業務効率化を目指し介護機器・ICT 機器の導入を計画的に行います。
- (ウ) 将来的な入所者の多様化や重度化が進むことを考慮した入所者の生活環境が良好な施設づくりを目指します。
- (エ) 附属リハビリテーション病院と連携し、専門的・具体的な機能回復訓練の充実によって、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送るための支援を強化します。また、精神疾患を有する利用者への精神科による診療サポートの充実を図ります。

### イ 想定される機能等

- (ア) 府立施設としての役割を維持しつつ、将来的な福祉・介護ニーズの変化への柔軟な対応を考慮して整備

区分	内容
養護老人ホーム	老人福祉法に基づき、65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な方を措置により入所させ、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう生活リズムの維持や健康管理に関する必要な指導、訓練及び援助を実施

- (イ) 地域住民と良好な関係を構築

- ・ DVや虐待被害等を受けた高齢者の緊急入所、シェルター利用を積極的に受け入れるとともに、地域の小・中学生と入所者の交流行事等の実施

- (ウ) 一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを提供できるようプライバシーへの配慮や居宅に近い環境を整備

- (エ) 高齢化の進展に伴う介護度の高い入所者の増加や多様なニーズへの対応強化

- ・ 附属リハビリテーション病院との医療・リハビリ連携、施設のバリアフリー化、感染症対策等

- (オ) 一般型特定施設入居者生活介護

- ・ 介護が必要となった入所者に対し、介護保険サービスとして、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、能力に応じて自立した生活を行うことができるように支援

### ウ 想定される主な諸室

- ・ 居室
- ・ 食堂
- ・ 特殊浴室
- ・ 多目的ホール(小規模サロンやたまり場等) 等

## (11) 洛南寮/救護施設

### ア 概要

- (ア) 生活困窮者をはじめ様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的な支援を必要とする利用者が心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会での自立を目指す支援や訓練を行います。
- (イ) 施設内における感染症予防対策を徹底するとともに、サービスの向上と業務効率化を目指し介護機器・IT 機器の導入を計画的に行います。
- (ウ) 救護施設に求められる循環型セーフティネット機能を発揮し、地域生活移行を目的とする居宅生活訓練事業の更なる充実や状況に応じた他施設等への移行を推進し、退所された方については相談支援を行います。
- (エ) 将来的な入所者の障害の多様化や介護需要拡大を配慮した入所者のニーズに十分対応できる施設づくりを目指します。
- (オ) 附属リハビリテーション病院と連携し、専門的、具体的な機能回復訓練の充実によって、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送るための支援を強化します。また、精神疾患を有する利用者への精神科によるサポートの充実を図ります。

### イ 想定される機能

- (ア) 府立施設としての役割を維持しつつ、将来的な福祉・介護ニーズの変化への柔軟な対応を考慮して整備

区分	内容
救護施設	社会復帰・社会参加推進に向けたサービス提供として、身体上又は精神上、著しい障害がある等の理由から日常生活を営むことが困難な要保護者及び生活困窮者に対して生活扶助を行うとともに、地域社会での自立に向けた支援や訓練を実施

- (イ) 一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを提供できるようプライバシーへの配慮や居宅に近い環境を整備
- (ウ) 居宅生活訓練事業
  - ・ 退所後の金銭管理や調理等の生活訓練を行うため、近隣の賃貸マンションと契約し、より地域での生活に近い環境で生活体験をする居宅生活訓練事業を実施しており、入所者の意欲に応じた段階的な支援
- (エ) 認定就労訓練事業及び生活・就労訓練
  - ・ 自立相談支援機関の斡旋に応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を実施
  - ・ 地域移行の意欲が高い入所者を対象に、退所後の生活に関する学習会の開催や、施設内での疑似就労に対し一定の報酬を支払うことで地域生活への意欲が高まるよう支援
  - ・ 就労訓練強化として、訓練プログラムの充実とそれに伴う環境・設備整備
- (オ) 一時入所事業
  - ・ 一時的に精神状態が不安定になった方や DV、虐待被害を受けた方等の短期的受け入れ
- (カ) 地域貢献
  - ・ 施設機能を地域に提供し、地域との交流を積極的に行う等の地域貢献を実施

### ウ 想定される主な諸室

- ・ 入所室
- ・ リハビリルーム
- ・ 多目的宿泊施設(感染症発生時職員待機室等) ※共用施設
- ・ 多目的ホール(小規模サロンやたまり場等) 等

## 5. 整備方針

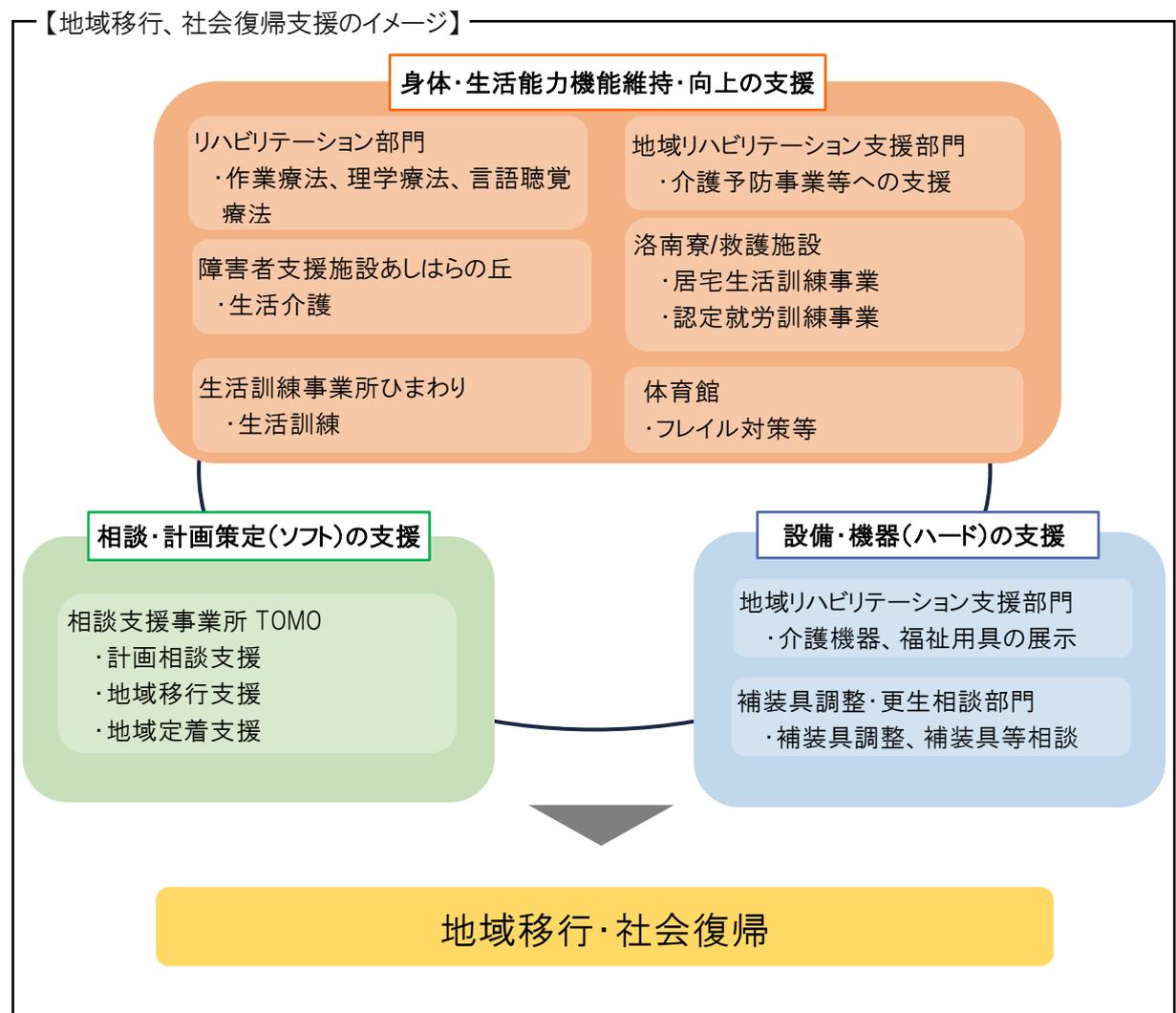
基本理念、整備すべき機能の方向性及び部門別計画を踏まえ、各施設の機能が効果的・効率的に発揮されるよう、施設機能を集約した上で総合リハビリテーション支援拠点を整備することとし、その整備方針は、以下のとおりです。

### ア 利用者の処遇環境に配慮した施設整備

- ・ 拠点内の各施設の医療・福祉・介護面の有機的な連携
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮
- ・ 利用者のプライバシーの確保や、障害者や高齢者の特性に配慮した生活環境
- ・ 社会復帰に向けた実践的訓練を提供するための環境の整備
- ・ 効果的なリハビリテーションを実現するための諸室の配置

### イ 地域移行・社会復帰を促進できる施設整備

相談・計画策定(ソフト)の支援、設備・機器(ハード)の支援、身体・生活能力機能維持・向上の支援を各施設・各部門が連携し、地域移行、社会復帰を促進



ウ スタッフが働きやすい環境整備

- ・ 機能的な動線計画
- ・ 作業スペースの十分な確保
- ・ 様々な職種の職員が交流しやすい職場環境

エ その他

- ・ 将来的な状況の変化に対応できる柔軟性のある施設整備
- ・ 環境に配慮した施設の省エネルギー化の推進
- ・ 施設の耐震化・免震化等
- ・ 地震や風水害等の災害時を想定したライフラインの確保等

# 困難な問題を抱える女性への支援に 関する京都府基本計画

最終案

令和6年3月

京 都 府

# 目 次

## 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1	基本的な考え方	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画における支援対象者	1
5	計画の期間	1

## 第2章 困難な問題を抱える女性における現状と課題

1	相談業務	2
2	伴走支援の実施	3
3	一時保護の状況	3
4	民間団体との協働	4
5	女性相談支援員（現婦人相談員）の確保と人材育成	4

## 第3章 困難な問題を抱える女性への支援体制

1	支援にあたっての京都府と市町村の役割	5
2	支援にあたっての関係機関等の役割	6

## 第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

1	困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供	7
2	アウトリーチ等による早期発見できる環境整備	7
3	人材育成・研修	7
4	相談・保護体制の充実	8
5	自立のための継続的支援体制の確立	9
6	関係機関との連携強化	10
7	数値目標	10
8	調査研究等の推進	10

## 参考資料

1	京都府の女性相談窓口等	11
2	連携が求められる関係機関等	11

## 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

### 1 基本的な考え方

困難な問題を抱える女性（以下「支援対象者」という。）が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、早期から京都府、市町村、関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との連携・協働により、支援対象者の意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じて施設等への入所、生活支援や被害からの回復、地域生活への移行や確実な自立支援まで、寄り添い、つながり続ける包括的な支援を行う。

また、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを目的とする。

### 2 計画策定の趣旨

令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示された。

本計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、京都府が実施すべき施策等の計画を定めるものである。

### 3 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づき策定する京都府における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画とする。

また、この計画は、関連する「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」や「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」などと整合性を図り、施策の実施にあたっては、関係部局と協力して取組を進める。

### 4 計画における支援対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を支援の対象とする。

### 5 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

## 第2章 困難な問題を抱える女性における現状と課題

### 1 相談業務

#### (1) 設置状況

京都府では、家庭支援総合センター、南部家庭支援センター、北部家庭支援センター及び男女共同参画センター（らら京都）の4カ所で女性相談窓口を設置している。

#### (2) 相談状況

＜家庭支援総合センター、南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター＞

- ・令和4年度の3センターの相談合計件数は、8,517件であり、そのうちDVに関する相談が、5,542件で65.1%の割合を占めている。
- ・DV以外の暴力（親、子、交際相手等）に関する相談が1,215件（14.3%）、暴力を伴わない相談が1,714件（20.1%）、ストーカー被害に関する相談が46件（0.5%）となっている。
- ・相談件数は、令和2年度の12,137件をピークに減少を続けており、令和4年度は、平成23年度の件数と同程度にまで減少している。

（単位：件）

相談主訴	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
DV (夫・内夫等)	7,785	7,902	7,512	5,687	5,542
DV以外の暴力 (親子・デートDV等)	1,426	1,661	2,127	1,560	1,261
暴力以外 (居所なし等)	1,789	2,119	2,498	2,000	1,714
計	11,000	11,682	12,137	9,247	8,517

＜男女共同参画センター（らら京都）＞

- ・令和4年度の相談件数は、4,440件であり、女性のあらゆる相談を受けており、相談種別は以下のとおりとなっている。

（単位：件）

相談種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性相談	867	1,122	942	2,243	3,373
労働相談	1,379	1,211	1,360	1,456	875
女性のためのカウンセリング	109	109	81	95	119
女性のための法律相談	73	73	65	75	73
計	2,428	2,515	2,448	3,869 (1,216)	4,440 (2,157)
うちDV	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

※令和3年度以降の女性相談は女性つながりサポート事業を含む。令和3年度は8月1日開始

※（ ）は女性つながりサポート事業件数

### (3) 課題

- ・支援窓口の認知において、「女性のための相談」といった表現で周知されていることが多く、相談者からすると、どのような相談が可能なのかわかりづらい。
- ・公的な機関に相談することを、ためらう人も多い。
- ・支援者側の相談先や繋ぎ先として、婦人相談所を認知している人は少ない。
- ・相談につなげるための手法の検討が必要
- ・日本語で十分な意思疎通ができない女性への相談対応

## 2 伴走支援の実施

### (1) 現状

- ・訪問支援や同行支援などのアウトリーチ支援は、令和2年度に100件を超えたもののコロナ禍により令和3年度以降低迷している。

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
アウトリーチによる 相談支援件数	82	124	67	76	349

### (2) 課題

- ・心身ともに疲弊している方や日本語で十分な意思疎通ができない方などは、情報提供された新たな相談先に一人で行くことが難しく、支援が途切れることが懸念されるため、同行支援の充実が必要

## 3 一時保護の状況

### (1) 現状

- ・一時保護の件数は、減少傾向にある。
- ・その背景には、次のようなことが指摘されている。
  - ア 支援が必要な人たちが、自らを婦人相談所や婦人保護施設において提供する支援の対象と考えていないこと
  - イ 支援策の存在を知らないこと
  - ウ 婦人相談所等において支援対象として十分に発見されていない女性が一定数存在すること
  - エ 同伴児童と一緒に入所できない場合があることや携帯電話の使用制限など、一時保護所への入所のハードルが高く支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること
  - オ 支援内容と女性側のニーズのミスマッチなどがあること

### (2) 課題

- ・性暴力や性虐待、性的搾取等による被害や配偶者や同居する者からの暴力、人身取引の被害者、住居を有さない場合や特定妊婦など多様で複合的な課題を抱える

## 支援対象者のニーズに対応した一時保護が必要

### 一時保護の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>一時保護件数</b>	143	129	130	121	158	148	114	115	140	147	146	79	63
うちDV相談	111	99	84	94	107	110	77	84	88	88	87	47	46
(割合%)	77.6	76.7	64.6	77.7	67.7	74.3	67.5	73.0	62.9	59.9	59.9	59.5	73%
単身世帯	51	40	38	38	46	37	28	34	31	40	39	19	18
母子世帯	60	59	46	56	61	73	49	50	57	48	48	28	28
同伴児童数	104	101	79	113	118	123	85	92	105	96	89	59	53

\*相談件数は、南部・北部家庭支援センター(平成22年5月26日設置)を含む

## 4 民間団体との協働

### (1) 現状

- ・母子生活支援施設等府内8カ所で一時保護委託基本協定を締結
- ・府内2カ所で、民間シェルターに対し運営補助を実施
- ・府内2カ所で、民間団体と連携してカウンセリングを実施
- ・民間団体と連携してSNS相談を実施

### (2) 課題

- ・民間団体との連携は、連携体制が整っていないため、ごく限られた範囲となっている。
- ・民間団体の掘り起し及び活動内容の把握
- ・民間団体の育成

## 5 女性相談支援員(現婦人相談員)の確保と人材育成

### (1) 現状

- ・女性相談支援員の人材が不足
- ・経験年数が5年未満の女性相談支援員が、全体の半数を占めている。

### (2) 課題

- ・各市への女性相談支援員の配置を含めた人材確保
- ・女性相談支援員には、困難な問題を抱える女性に繋がり、寄り添った支援が行えるよう、相談者との信頼関係を構築する力が必要であり、そのような資質の向上が必要
- ・女性相談支援員は、非正規雇用が多く雇用が不安定

## 京都府内婦人相談員の経験年数別人数について（令和5年4月1日時点）

（単位：人）

～3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	合計
5	5	3	2	5	20

※京都府（10名）及び府内市の婦人相談員（10名・委託含む）の合計数

※厚生労働省「婦人相談員配置状況等調査」及び「令和5年度困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金事業計画書」を参考に作成

### 第3章 困難な問題を抱える女性への支援体制

#### 1 支援にあたっての京都府と市町村の役割

##### （1）京都府の役割

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本計画を策定すること等を通じ、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。
- ・支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに様々な支援活動を行う者との連携及び調整を図る。
- ・段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証する。

また、困難な問題を抱える女性への支援活動を行う民間団体等との協働を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備する。

- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組（女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促す。

##### （2）市町村の役割

- ・支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要なとなりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。

- ・必要に応じて適切に関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先と連携して支援を行う等、関係機関等との緊密な連携が図られるよう配慮する。
- ・基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員を配置するよう努める。
- ・困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、支援活動を行う民間団体と協働し、女性支援を積極的に担うことに努める。

## **2 支援にあたっての関係機関等の役割**

### **(1) 女性相談支援センター**

- ・女性相談支援センターの前身は、旧売春防止法において「婦人相談所」として規定
- ・女性相談支援センターは都道府県に設置義務があるほか、指定都市が設置することができる。
- ・女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性を支援するため、次の業務を実施する。
  - ア 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
  - イ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
  - ウ 支援対象者の心身の健康を図るため、医学的又は心理学的な援助等
  - エ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
  - オ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

### **(2) 女性相談支援員**

- ・女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定
- ・都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされている。
- ・府と市町村の女性相談支援員は協働し、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、また専門的技術に基づいて必要な援助を実施する。
- ・府や市町村の女性相談支援員は、定期的な意見交換、研修会等の実施により、連携関係を深め、困難な女性の支援に努める。

### **(3) 女性自立支援施設**

- ・女性自立支援施設の前身は、旧売春防止法において、要保護女子を収容保護するための「婦人保護施設」として規定
- ・法において必置とはされていないが、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性の中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な機関
- ・女性自立支援施設は、次の業務を実施する。
  - ア 支援を必要とする困難な問題を抱える女性の保護
  - イ 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
  - ウ 自立促進のための生活支援

エ 退所者の相談等の援助

オ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援

#### (4) 民間団体等

- ・法第13条においては、都道府県が民間の団体と協働して支援を行うことが規定され、同条2項では市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されている。
- ・民間団体は、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援について、各団体の特長を生かし、府及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を実施する。

#### (5) その他関係機関等

- ・女性が抱えている問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定される。
- ・さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されるため、支援を行う地方公共団体や関係機関等が連携して包括的な切れ目のない支援体制を整備する必要がある。

### 第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

法における基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、本人の意思を尊重しつつ、置かれている環境や心身の状況等に応じ、安心できる生活の安定的な確立や心身の健康の回復等、最適な支援を受けられる体制を整備する。

また、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮した支援を実施する。

#### 1 困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供

- ・困難な問題を抱える女性がかげがえのない個人として尊重され、困難に直面した場合は支援を受けることができるという府民意識の醸成
- ・女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口の周知広報
- ・活用できる施策の積極的な周知広報
- ・性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等を実施

#### 2 アウトリーチ等により早期発見できる環境整備

- ・支援が必要でありながらも相談につながりにくい支援対象者が、できる限り早期に相談支援を行う支援窓口につながるために必要な支援体制を構築
- ・SNS等を活用した多様な相談支援
- ・女性相談支援センター、女性自立支援施設、民間団体等、早期発見に関わることが期待されるあらゆる機関に情報共有できる体制を整備

#### 3 人材育成・研修

- ・多様で複合的な困難な問題を抱える女性の相談に対応する各関係機関等の職員に対し、専門知識の習得及び資質の向上を図るための研修を実施
- ・協働可能な民間団体の掘り起こし

#### 4 相談・保護体制の充実

##### (1) 相談支援

- ・支援対象者と支援者との間で信頼関係を築きながら、本人が必要とする支援に適切につながる相談支援を実践するため、女性相談支援員等の職員が、専門的な技術を持ち、支援が必要な女性の立場に寄り添って、その課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、支援に必要な関係機関等との調整を進めることで、女性相談支援センター相談体制を充実
- ・相談窓口の認知度向上の取組を推進
- ・匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化
- ・職務関係者による二次的被害の防止

##### (2) 一時保護

- ・国の基本方針※に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施
- ・民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護委託の実施
- ・一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮

※国の基本方針における記載

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② 配偶者暴力等防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につながるために保護することが必要と認められる場合
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保さ

れないおそれがあると認められる場合

以下、留意が必要とされている事案

- ① 一旦一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない場合
- ② 一時保護所退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない場合
- ③ 本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至ること

### (3) 被害者回復支援

- ・ 心的外傷を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的・心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備

### (4) 同伴児童等への支援

- ・ 一時保護の対象者の同伴児童が、一時保護中でも教育を受ける権利が保障されるよう、一時保護所内での学習支援等について、教育委員会や学校等と連携
- ・ 同伴する家族が中学生以上の男児等や児童以外の場合でも支援対象者のニーズに寄り添った支援を行い、一時保護委託の活用など母子分離等を防止

## 5 自立のための継続的支援体制の確立

### (1) 自立支援

- ・ 個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じ、健康支援、生活支援、就労等の日中活動の支援、居住支援を包括的に実施
- ・ 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体とが協働しながら女性支援を推進
- ・ 施設において、自立に向けた支援を行うにあたっては、次の生活の場も視野に、都道府県及び市町村が長期的に関わっていくことや、必要に応じて入所に支援を行っていた関係機関等を含めて、外部の機関団体との継続的な連携を実施
- ・ 経済的な自立支援に向け、府の就労支援機関やハローワーク等を活用し、求人情報の提供や就労支援に取り組む

### (2) 居場所の提供

- ・ 民間団体と連携し、支援対象者が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要とする支援につなぐことができる居場所の提供

### (3) 生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）

- ・民間団体と連携し、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供
- ・一時保護所の退所にあたり、自立が難しい場合は、女性自立支援施設等において健康支援、生活支援や就労など自立に向けた支援を実施

### (4) アフターケア

- ・退所後も安定して自立した生活が営めるよう、地域の実情に応じて市町村や民間団体とも連携し、退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等、退所者のアフターケアを行うための体制を整備

## 6 関係機関との連携強化

### (1) 連携体制の構築

- ・多様で複合的な困難な問題を抱える女性に対し、関係機関及び民間団体等の協働により、早期から切れ目のない支援が実施されるよう連携体制を整備
- ・特に特定妊婦については、出産前から出産後も切れ目のない支援を行うため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携体制を早急に整備

### (2) 支援調整会議

- ・地域ごとの実施状況や同趣旨の会議体である要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的効率的な設置、運用のあり方について検討

## 7 数値目標

目標	数値	
	R5年度時点	R10年度末時点
女性相談支援員*設置市町村数	5市	26市町村
①女性自立支援施設	① 1か所	① 1か所
②一時保護所の設置数（委託含む）	② 9か所	② 12か所
相談支援担当職員の体系的研修受講者数	—	延べ1,400人
アウトリーチによる相談・自立支援件数	—	延べ600件
協働する民間団体数	12団体	24団体
支援調整会議設置時期	—	他の会議体の運用状況を踏まえて検討
相談窓口の認知度向上 （5年に1回調査実施）	20.8%	50.0%

※女性相談支援員には、府や市町村の相談窓口において、女性相談を受ける職員も含む。

## **8 調査研究等の推進**

- ・国において実施される調査研究について、関係機関等に情報提供するとともに、京都府においても、支援内容等に関する実態調査等を実施し公表

## 【参考資料】

### 1 京都府の女性相談窓口等

名称	設置場所	相談日	相談方法
家庭支援総合センター	京都市東山区清水四丁目 185 番地 1	毎日 9 時～20 時	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
南部家庭支援センター	宇治市大久保町井ノ尻 13-1	月曜日～金曜日 9 時～17 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
北部家庭支援センター	福知山市字堀小字内田 1939-1	月曜日～金曜日 9 時～17 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
男女共同参画センター (らら京都)	京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 階	月曜日～土曜日 10 時～12 時、13 時～19 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約

### 2 連携が求められる関係機関等

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、福祉事務所、都道府県及び市町村（女性支援部門、生活困窮部門、家庭支援部門、こども支援部門、障害保健福祉部門、高齢者支援部門等）、児童福祉施設、保健所、医療機関、精神保健福祉センター、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、障害に係る相談支援事業所（障害者就業・生活支援センター等）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、犯罪被害者支援センター、隣保館、更生保護施設、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、母子生活支援施設、母子支援団体、多文化共生支援団体、薬物依存症回復支援施設、民間団体、こどもの居場所、子ども食堂、保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員、ひとり親家庭福祉推進員



配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
保護・自立支援に関する計画（第5次）

<最終案>

令和6年3月

京 都 府



## はじめに

配偶者や交際相手等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、配偶者等が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

また、配偶者間で暴力が繰り返される家庭環境の中で育った子どもは、家庭でDVを目撃すること(面前DV)により、心身の成長・発達に深刻な影響を受け、青年期以降も影響が続くといわれています。

さらに、京都府が行ったアンケート調査では、「デートDV」と呼ばれる交際相手等からの暴力は、5人に1人が被害を受けたことがあるとされており、若年層を中心に被害の広がりが見られる中、「ストーリー」や「JKビジネス」、「SNSを利用した性被害」等、若年層が被害を受ける暴力に係る問題は多様化・巧妙化しています。

また、被害にあっても「だれ(どこ)にも相談しなかった」と回答した被害者が6割を超えており、市町村、企業、団体等あらゆる機関と連携し、当事者自身による被害や加害の気づき、見聞きした者の適切な対応のための情報の提供及び相談機関の周知等、年代に応じた予防教育や広報啓発を一層進めることが求められています。

京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づき、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するために、平成17年度に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、その後3度の改定を行いました。また、家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを中心に、DVや児童虐待などの家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立し、警察、市町村、男女共同参画センター、民間支援団体等関係機関と緊密な連携を図りながら、DVの予防・啓発、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援等に取り組むとともに、あらゆるDV被害者が地域で安全に生活するために、被害者支援の一環として、DV加害者を対象とした更生のためのカウンセリングを実施してきたところです。

今後も本計画に基づき、当事者自身や周囲の方々の気づきを促し、地域における身近な相談から、被害者やその子どもの保護・社会的自立までの切れ目のない支援を推進するとともに、DVを防止し、被害者にも加害者にもならない、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会の実現に向けて、さらに取組を進め、府民の皆様の安心を確立してまいりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この度の計画の改定にあたり、御協力いただきました意見聴取会議委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました府民の皆様へ、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

京都府知事 西脇隆俊

# 目 次

<b><u>I 計画の改定にあたって</u></b>	・・・ 1
● 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方	
1 改定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の目標	
5 計画の対象	
<b><u>II 改定の視点</u></b>	・・・ 4
1 暴力を許さない社会の実現	
2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施～未然防止から自立支援まで～	
3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立	
4 社会情勢の変化に応じた対策	
5 関係機関等との連携協力体制の推進	
<b><u>III 計画の体系</u></b>	・・・ 5
<b><u>IV 現 状</u></b>	・・・ 7
1 取組の経緯	
2 DVの実態	
<b><u>V 計画の内容</u></b>	・・・ 19
● 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり	・・・ 19
◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
◇ 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	
● 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり	・・・ 23
◇ 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	
● 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実	・・・ 25
◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化	
◇ 重点目標5 緊急保護の充実	
◇ 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援	
◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応	
● 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化	・・・ 32
◇ 重点目標8 支援策の充実・強化	
◇ 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート	
◇ 重点目標10 関係機関の連携強化	
● 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進	・・・ 35
◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援	
◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実	
◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備	
<b><u>VI 数値目標</u></b>	・・・ 37
【参考資料】	・・・ 38

## I 計画の改定にあたって

### 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等<sup>※</sup>からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としていたと同時に、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、その多くが外部から発見が困難な環境において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、DVを防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

さらに、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障害者などの場合があることにも留意が必要です。

※配偶者等：「配偶者」だけでなく元配偶者や交際相手等も含まれます。

### 1 改定の趣旨

平成31年3月に改定した、京都府「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間：令和元年度～令和5年度）の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、国、市町村及び民間の団体等と連携し、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざします。

#### （参考） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

▶平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成13年法律第31号）が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始されました。

▶平成16年5月、DVの定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象を拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日に施行されるとともに、基本方針が策定されました。

▶平成19年7月、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を

I 計画の改定にあたって

拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令)、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月11日に施行されるとともに、併せて基本方針が見直されました。

▶平成25年7月、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題であったことから、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とする改正がされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、併せて基本方針が見直されました。

▶令和5年5月、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大(対象者に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、接近禁止命令の発令要件について「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大)、保護命令期間の伸長等の保護命令制度の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設について都道府県の努力義務とすること、また、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等を内容とする法改正が行われ、施行日が令和6年4月1日とされるとともに、基本方針が見直されました。

## 2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するものであり、併せて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付けるものです。
- ・ 本計画は、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。
- ・ 市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し、暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待するものです。

## 3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

また、この計画の取組を着実に進めるため、毎年、取組の進捗状況等の検証と評価を行うとともに、「京都府男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力に関する法定協議会(仮称)」に報告し、公表します。

## 4 計画の目標

- 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
- 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
- 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
- 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
- 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

## 5 計画の対象

- ・ 配偶者等※1 から振るわれる暴力※2
  - ※1 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手を含みます。
  - ※2 身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力\*も含まれます。
    - \* 保護命令の申立ては身体に対する暴力、生命・身体に対する脅迫又は自由、名誉、財産に対する脅迫により生命・心身（身体及び精神）に対する重大な危害を受けるおそれ大きいときが対象となります。
- \* DV（暴力）の形態
  - 身体的暴力
    - なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力
  - 精神的暴力
    - 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
  - 経済的暴力
    - 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど
  - 性的暴力
    - 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

## II 改定の視点

### 1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、世代を問わず広く府民の理解を深め、DVを防止し、被害者にも加害者にもならない、暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる京都府づくりを進めます。

### 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～未然防止から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談、保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ同居者や加害者も含めた総合的な支援を実施するとともに、対応が困難な事象も増加しているため、相談や保護、支援を担う人材育成や体制強化、民間支援団体を含む関係機関との連携を進めます。

### 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視しながら、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

また、市町村に対する助言や情報提供、研修の実施等の支援を進めます。

### 4 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の急速な進展など社会情勢が変化する中、暴力事象の態様も変化し、デートDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ、性被害等関連する事象の多様化や増加が見られることから、それらの関係機関が連携し、或いは一体となり、男性、外国人、障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）など多様な被害者に配慮した防止対策や支援策を講じます。

### 5 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関、大学や経済団体も含めた関係団体や地域との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要です。

適切な保護・支援を行うため、民間を含む関係団体と協議会を組織し、相互に連携を図ります。

生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、加害者対応も含め警察との連携協力を推進するとともに、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関と連携し、情報共有体制をさらに推進します。

困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関係施策と連携し、協力体制を構築します。

### Ⅲ 計画の体系

#### 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

##### 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき(精神的暴力含む)を促す継続的な情報提供(拡充)
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開
- ⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底(拡充)
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発

##### 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)
- ④ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ⑤ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】
- ⑥ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】
- ⑦ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底(拡充)【再掲】
- ⑧ 通報の趣旨の周知

#### 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

##### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代(ターゲット)に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施
- ② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発
- ③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発の実施
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施
- ⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害への気づきを促す情報提供
- ③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施
- ④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

#### 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

##### 重点目標4 相談体制の充実・強化

〈身近な相談窓口の設置〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 国等と連携した相談体制の構築(拡充)

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化(市町村内ネットワークの構築)
- ② 「DV被害者支援マニュアル(相談)」の活用など市町村DV相談窓口への支援
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施
- ③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化(新規)
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施(拡充)
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備
- ④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築(新規)
- ⑤ 法律相談の実施及び情報提供(新規)
- ⑥ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援(新規)

##### 重点目標5 緊急保護の充実

① 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施(新規)

- ② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)
- ③ 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ④ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ⑤ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑥ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑦ 警察との連携によるストーカー被害者への支援
- ⑧ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築(新規)【再掲】
- ⑨ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実(拡充)

**重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援**

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実
- ③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化
- ④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実(拡充)【再掲】
- ⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実
- ⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力の運用、加害者への対応等個人情報管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑦ 保育所、幼稚園・学校、地域子育て支援拠点等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実(拡充)
- ⑧ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

**重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応**

〈外国人被害者への支援〉

- ① 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実(拡充)
- ② 外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援
- ③ 外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈障害のある人や高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援〉

- ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ② 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等被害者に対応した一時保護委託の充実(拡充)
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈男性被害者や加害者への対応〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】
- ④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】
- ⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

**基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化**

**重点目標8 支援策の充実・強化**

- ① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実
- ② 「DV被害者支援マニュアル(自立支援)」による市町村の支援体制への支援
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ
- ④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実
- ⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施(新規)

**重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート**

〈被害者の生活の安定と心のケア〉

- ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
- ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実(拡充)
- ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
- ⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】

〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉

- ① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化
- ② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用
- ③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実

**重点目標10 関係機関の連携強化**

- ① DV関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進(新規)
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力(新規)

**基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進**

**重点目標11 民間支援団体との連携・支援**

- ① 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援
- ④ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備【再掲】
- ⑤ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化【再掲】

**重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実**

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

**重点目標13 苦情処理体制の整備**

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

## IV 現 状

### 1 取組の経緯

京都府では、婦人相談所においてDV関連の相談や一時保護を実施していましたが、DV防止法施行後は、DV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、関係機関と連携した施策の総合的、効果的な推進を図ってきました。

さらに、平成15年度からは、DVに特化した専門相談窓口を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを実施する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策の充実を図ってきました。

平成18年には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「京都府DV計画」という。）を策定し、DV防止集中啓発事業を実施する中で、DVカードの設置や啓発講座の実施など相談に向けた情報提供、一時保護委託先の充実を含め民間支援機関等への支援強化等を図ってきたところです。

平成22年度に家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立、また将来にわたって被害者にも加害者にもならない、未然防止としてのデートDV（交際相手からの暴力）に関する予防啓発も強化するとともに、すべての市町村において、相談窓口が開設され、近隣市町村や関係機関とのネットワークが構築されるなど、被害者支援の取組が強化されました。

また、DV相談支援センター、相談支援機関、警察、教育機関、福祉事務所、母子生活支援施設、民間支援機関との連携や民生児童委員をはじめとする地域で活動する支援機関等との連携も進め、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議において、啓発、相談及び保護・自立支援における情報共有と効果的かつ円滑な切れ目のない支援の実施を図ってきたところです。

前回改定からの5年間で、被害経験がある人が被害を打ち明けたり、相談した割合が増加した一方で、周囲に被害者がいると認識している割合や気づいて何か対応した割合が減少しており、支援を必要とする人に必要な情報が届くだけでなく、実際に相談につながるよう周囲のサポートも含めた啓発が重要であり、効果的な広報活動の検討や相談方法の工夫が求められます。（※）

また、性暴力やストーカーといった多様なDV関連事象が発生しており、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA、平成27年8月開設）や京都ストーカー相談支援センター（KSCC、平成29年11月開設）等により対応を行うとともに、あらゆるDV被害者が地域で安全に生活するために、被害者支援の一環として、令和元年度からDV加害者を対象とした加害を繰り返さないためのカウンセリングを実施してきたところです。今後、複雑かつ多様な事象に対応していくため、啓発における関係機関の連携体制の強化、きめ細やかな相談・保護から社会的自立に向けたサポートなど、市町村をはじめ、警察、大学や地域、民間の専門機関を含めた関係団体等と連携した取組のより一層の強化が求められます。

※令和4年度京都府調査「配偶者等から暴力に関する調査」に基づく。

## 2 DVの実態

(令和5年版「男女共同参画白書」(内閣府)から抜粋)

### 【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性10.3%、男性4.0%、「1、2度あった」とする者の割合は女性15.6%、男性14.4%となっており、一度でも受けたことがある者の割合は、女性25.9%、男性18.4%となっている。

### 【DV相談者の年齢・相談内容】

相談者の年齢は、30～40代で全体の半数以上(55.2%)を占めており、相談の約6割(63.6%)が精神的DVを含んだ内容となっている。

### 【DV相談支援センター等への相談件数】

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は令和2年度に12万9,491件と過去最高となり、8年連続で10万件を超える高水準で推移している一方で、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)によると、女性の約4割、男性の約6割がどこ(だれ)にも相談していない状況となっている。

### 【保護命令の申立て及び発令状況】

令和4年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件1,453件のうち、保護命令が発令された件数は1,111件であった。そのうち「被害者に関する保護命令」のみが発令されたものは27.5%、被害者に関する保護命令と「子への接近禁止命令」のみが発令されたものは36.0%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは、23.0%となっている。

## 「配偶者等からの暴力に関する調査」※ からみた府内の状況

### ※「配偶者等からの暴力に関する調査」

#### 1 調査方法

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）
- (2) 調査対象 府内在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人（有効回答 2,000 人）
- (3) 調査方法 インターネット調査  
京都府内のインターネット調査専用モニターの中から、  
満 18 歳以上の男女を地域毎に人口比に応じて割当
- (4) 調査期間 令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 2 月 3 日

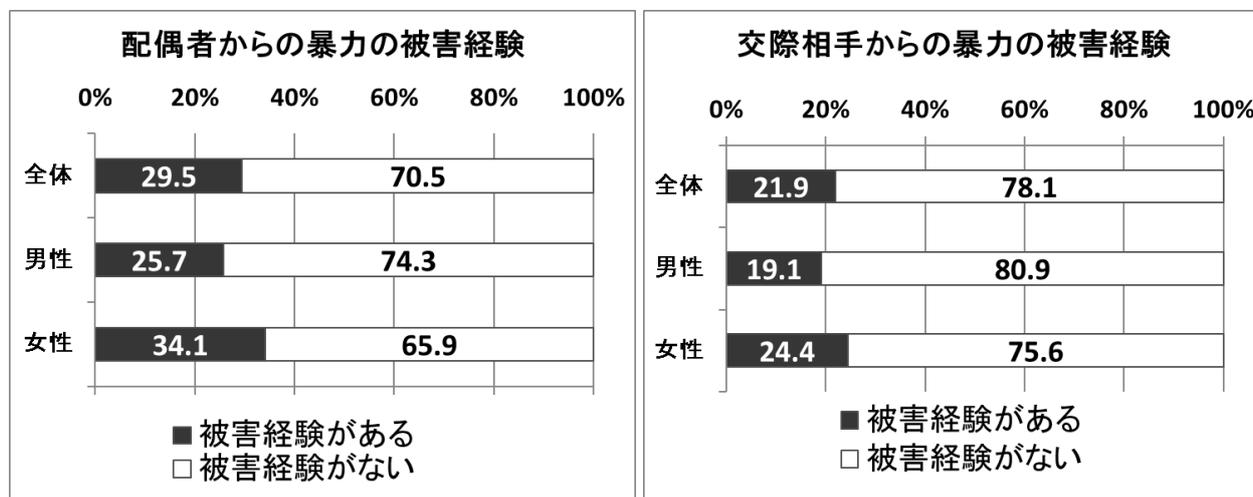
#### 2 回収結果

2,000 人【内訳】男性 1,000 人、女性 1,000 人

#### 3 調査項目

- (1) 配偶者暴力防止法の認知度
- (2) 配偶者等からの暴力に関する考え方
- (3) 配偶者からの暴力の被害経験
- (4) 交際相手からの暴力の被害経験
- (5) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験
- (6) 京都府の取組の認知度

### 【配偶者や交際相手からの暴力の状況】



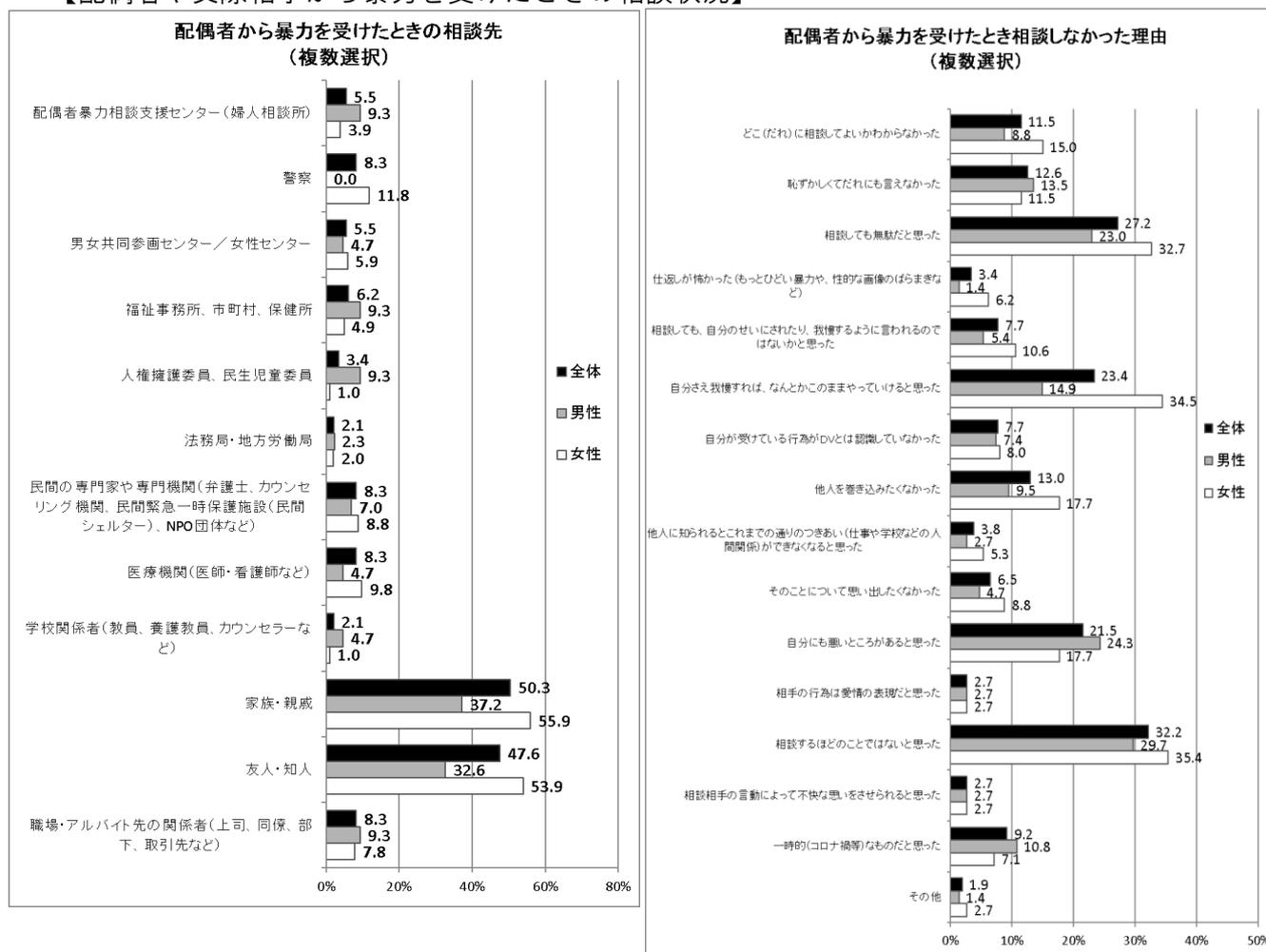
配偶者から暴力を受けたことがある女性は 3 人に 1 人、男性は 4 人に 1 人で、そのうち女性の半数、男性の 4 人に 1 人が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、男女ともに 4 割程度が医師の診察等を受けています。また、子どもにも暴力や虐待が及んだケースが 1 割程度の状況です。

配偶者から暴力を受けても相手と別れなかった理由は、「別れるほどのことではないと思った」が最も多く、女性は「子どものことを考えた」、「経済的不安」も多くなっている一方で、男性では、「自分が悪い」、「世間体」が多い結果となっています。

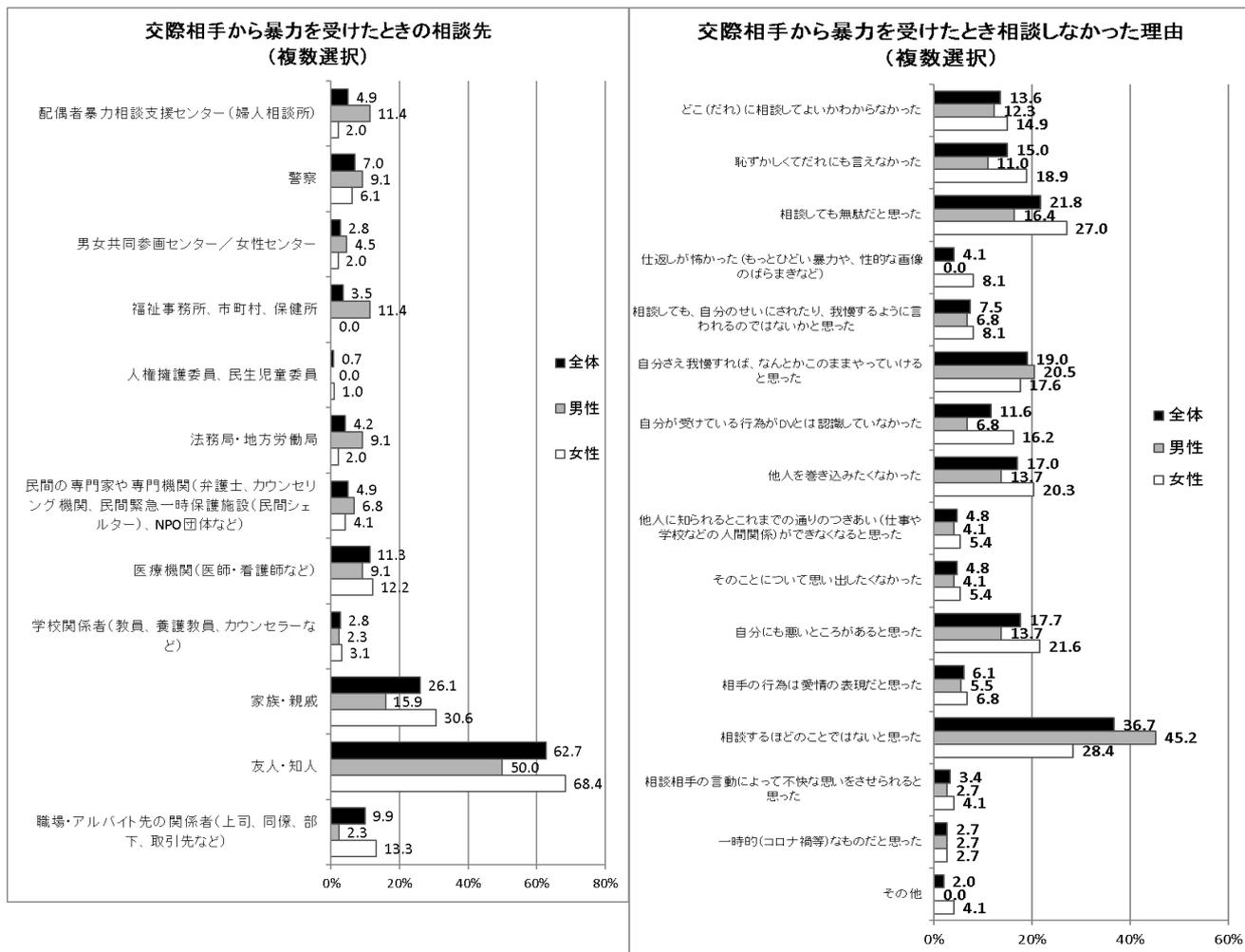
また、交際相手から暴力を受けたことがある女性は4人に1人、男性は5人に1人で、そのうち女性の半数、男性の4人に1人が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、女性の4割、男性の7割が医師の診察等を受けたことがあります。

交際相手から暴力を受けても相手と別れなかった理由は、「別れるほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「自分が悪いのだと思っていた」、「相手には自分が必要だと思った」となっています。

【配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談状況】



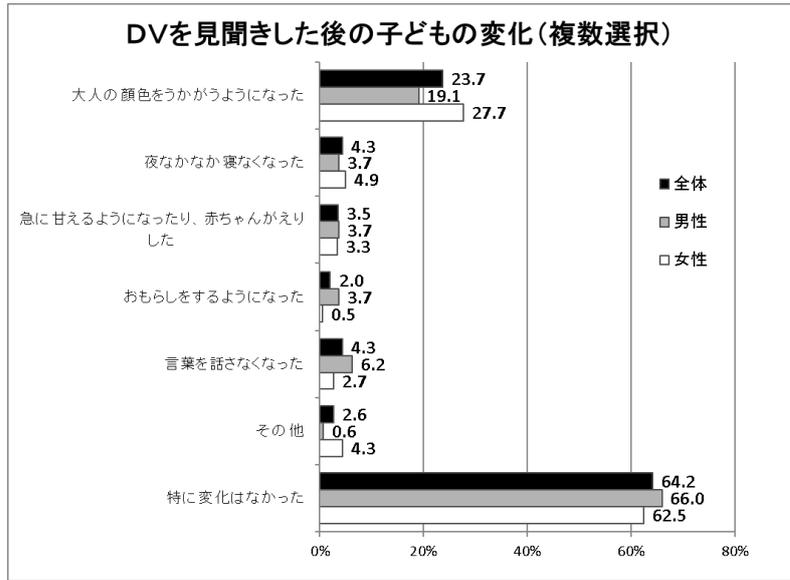
配偶者から暴力を受け被害相談したのは4割弱で、相談先は、「家族・親戚」、「友人・知人」の割合が多くなっています。どこにも相談しなかった人が6割(男性8割弱、女性5割)で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると考えた」の順に高くなっています。



また、交際相手から暴力を受け被害相談したのは半数で、相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」など、身近な人の割合が多くなっています。どこにも相談しなかった人が半数（男性6割、女性4割）で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の順で多くなっています。

## 【DVの子どもへの影響】

子どもの前での暴力等（夫婦げんか等）が児童虐待に当たることを知っている認知度は半数程度であり、子どものDV認知度では、「子どもは見たことがある」が4割程度で最も高く、子どもがDVを認知している（「見たことがある」と「見たことはないが、音や声、様子から知っていた（知っている）」の合計）は半数で、DVを見聞きした後の子どもの変化については、「特に変化はなかった」

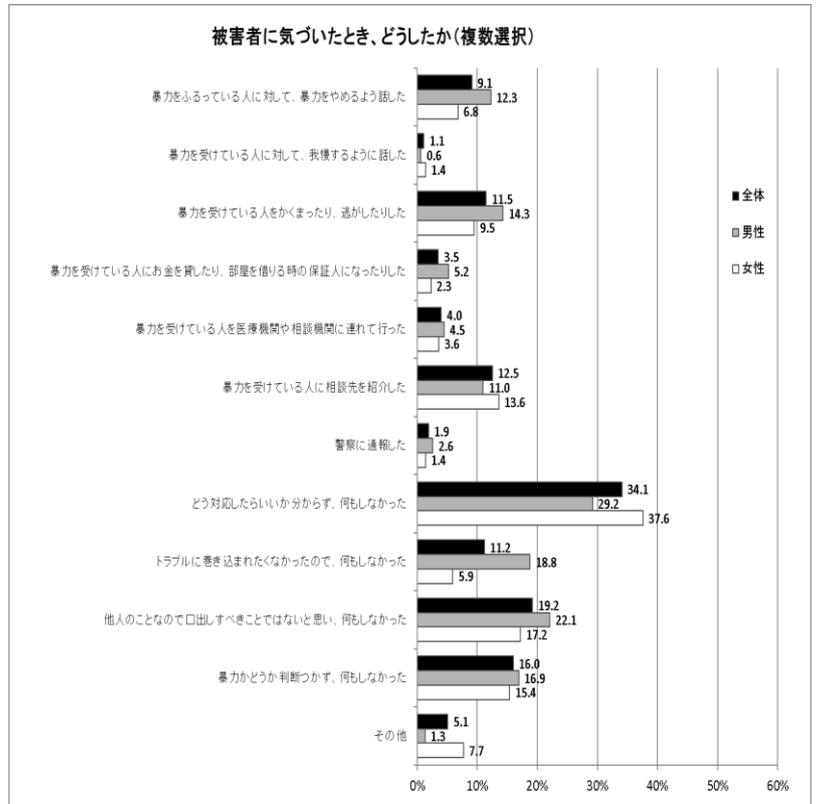


が最も高いが、次いで「親の顔をうかがうようになった」が高くなっています。

## 【被害者の周囲の人の対応】

配偶者や交際相手からの暴力の被害者が周囲にいると答えたのは1割で、その被害者の6割は「友人・知人」となっています。

被害者に気づいたとき、被害者に相談先を紹介した人、被害者をかくまったり、逃がしたりした人がそれぞれ1割程度で、6割が「どうしたらいいかわからない」「口出しするべきではない」などの理由で「何もしなかった」と回答しました。また、警察に通報した人は2%、被害者に「我慢するように話した」人が1%ありました。

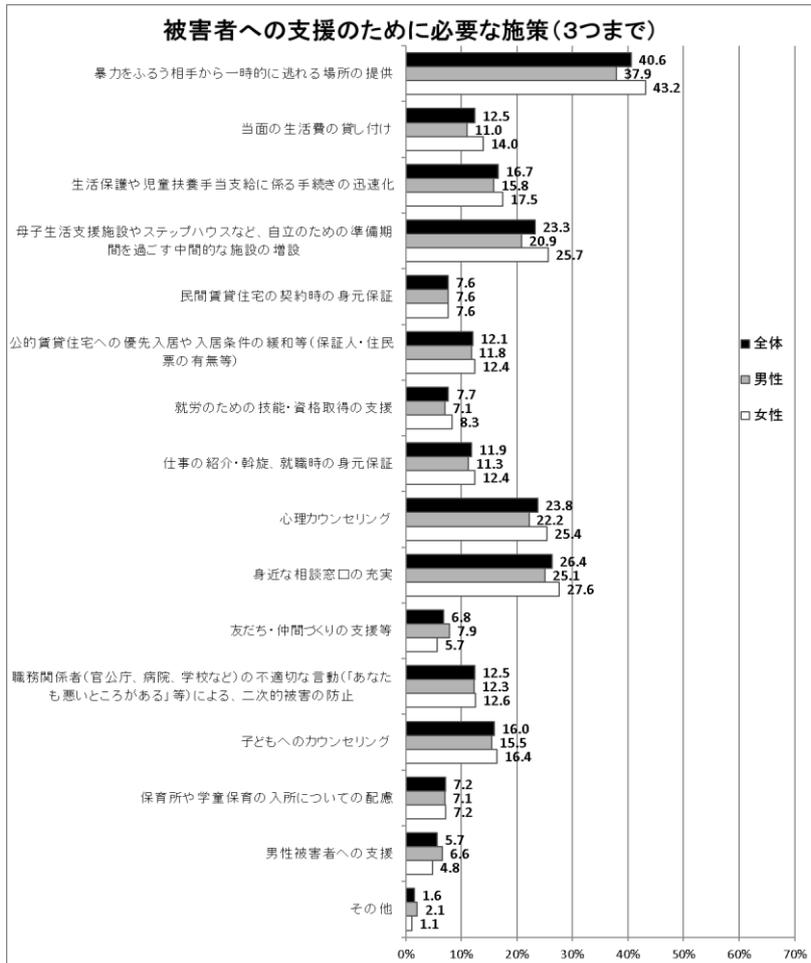
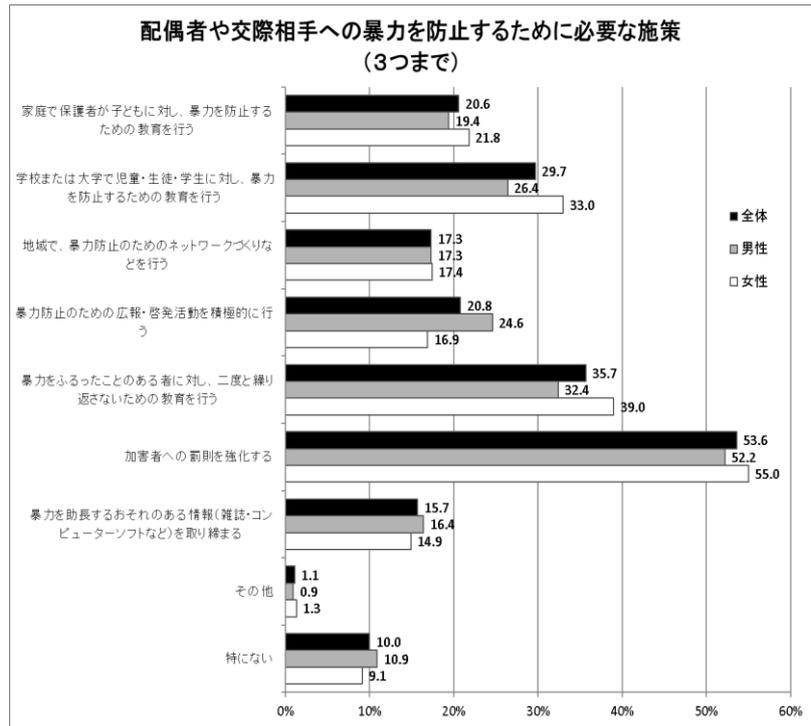


【配偶者や交際相手からの暴力の防止や被害者の支援のために必要な施策】

配偶者や交際相手への暴力を防止するために必要な施策は、「加害者への罰則を強化する」、「暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」の順に高くなっています。

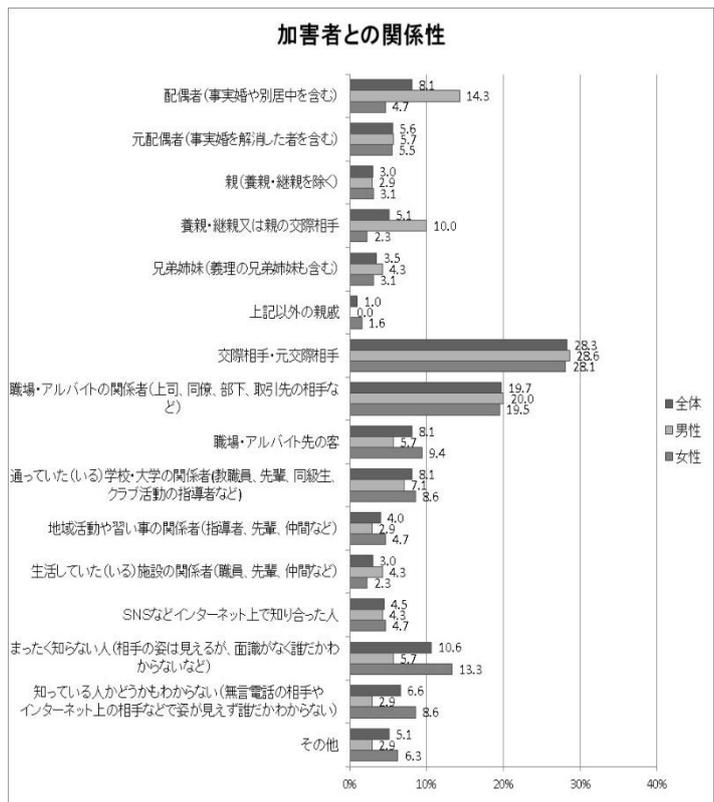
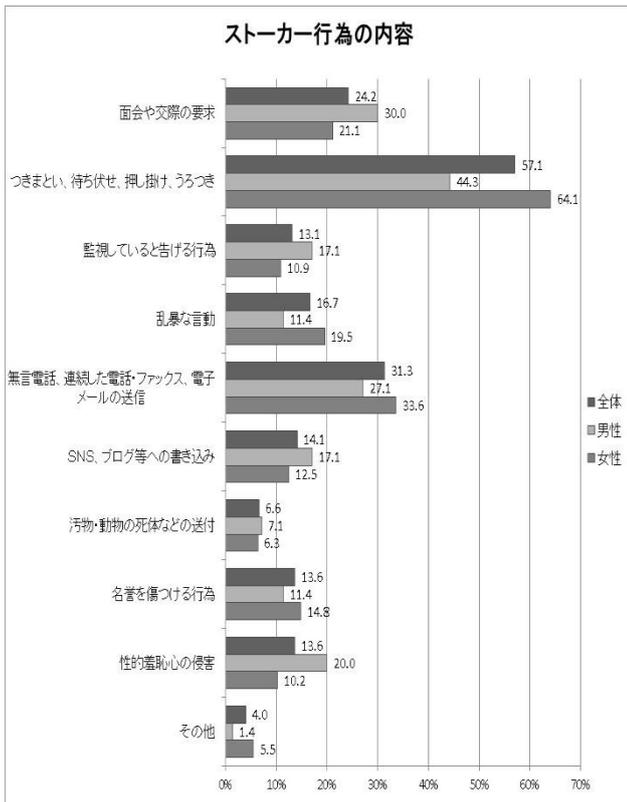
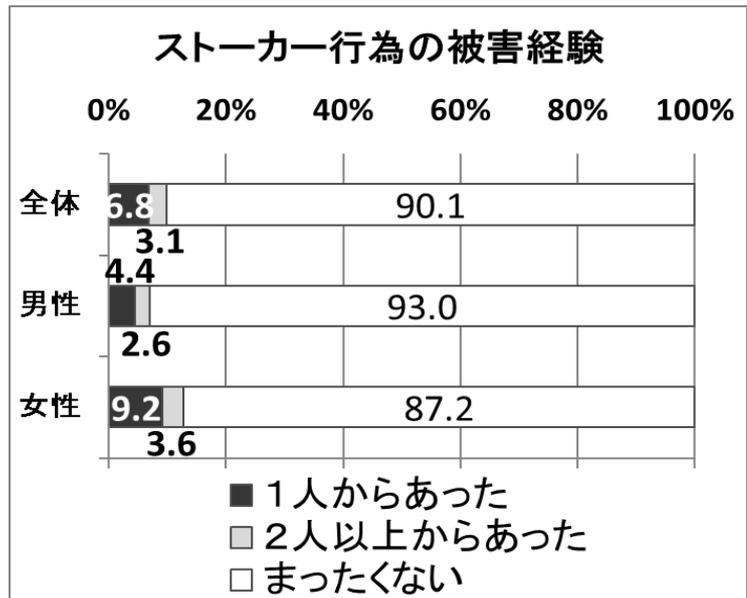
被害者への支援のために必要な施策としては、「一時的に逃れる場所の提供」、「身近な相談窓口の充実」、「心理カウンセリング」の順に高くなっています。

京都府の施策の認知度については、「京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門相談、民間団体との連携による一時保護等」、「母子家庭のための職業訓練、給付制度に関する情報提供」がそれぞれ2割程度でした。



【ストーカー行為や被害経験の状況】

ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・電子メールの送信やSNS・ブログ等への書き込みなど（以下、ストーカー行為とする。）の被害について、1人以上の被害経験がある人は約1割で、男女別では、被害経験がある男性は7.0%で、女性は12.8%と女性の方が高くなっています。



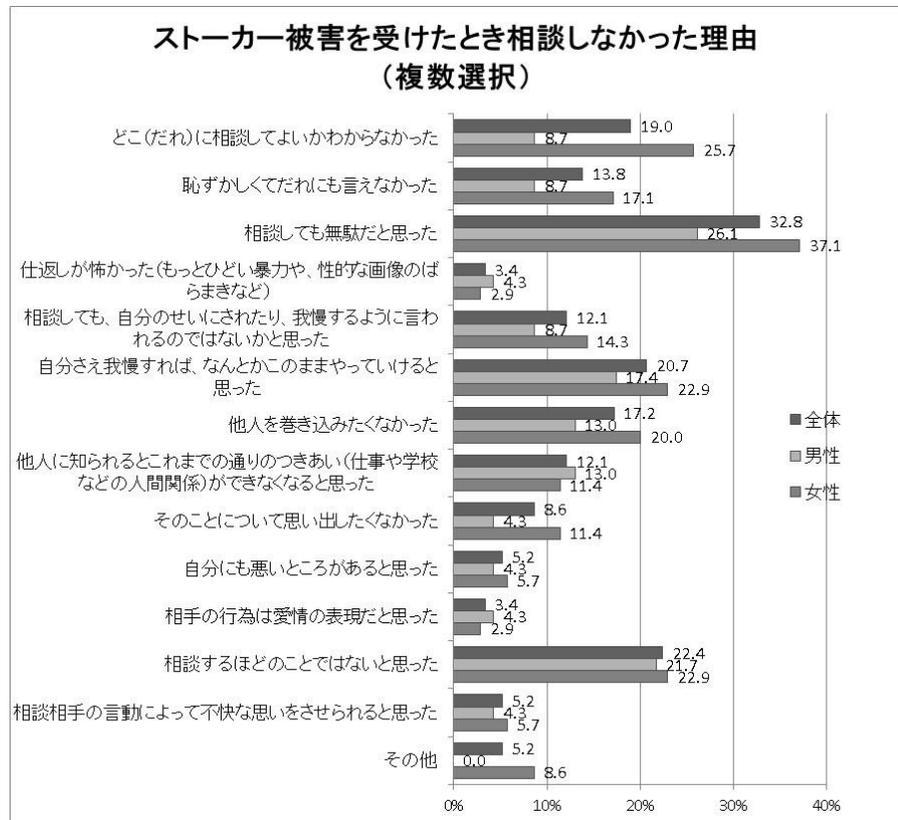
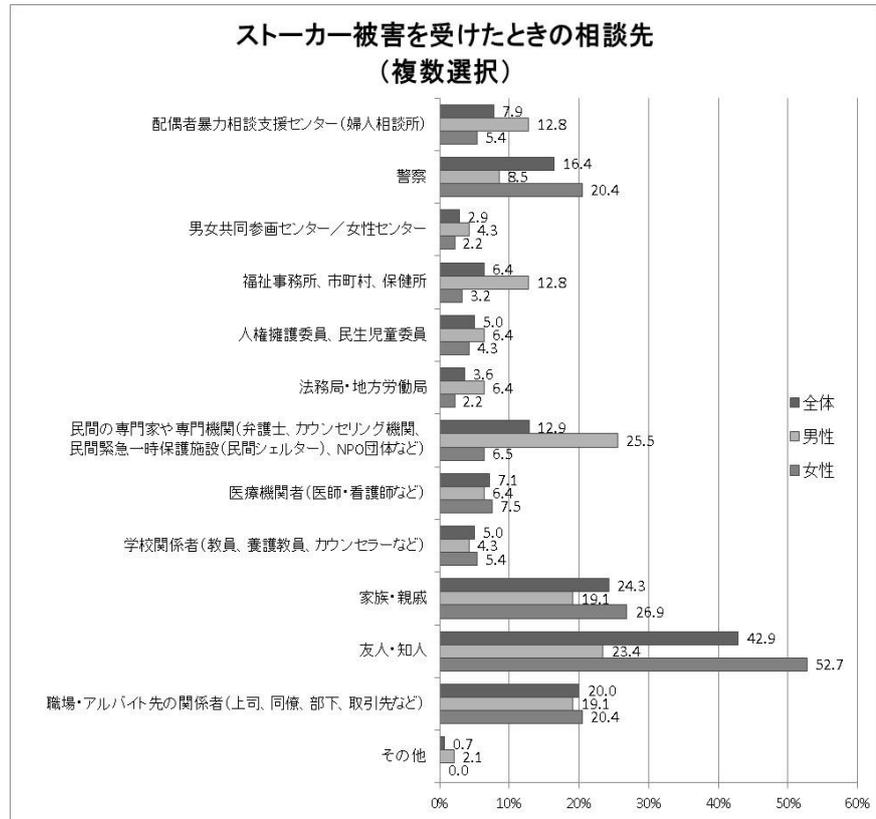
ストーカー行為の内容では、「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつき」、「無言電話、連続した電話・ファックス、電子メールの送信」、「面会や交際の要求」の順で高くなっています。

加害者との関係性については、「交際相手・元交際相手」28.3%、「職場・アルバイトの関係者」19.7%、「まったく知らない人」10.6%の順で高くなっています。

## 【ストーカー被害を受けたときの相談状況】

ストーカー被害を受けたとき相談したのは7割で、相談先は、「知人・友人」、「家族・親戚」の割合が多くなっています。

どこにも相談しなかった人が男女ともに3割程度で、その理由は、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の順に高くなっています。

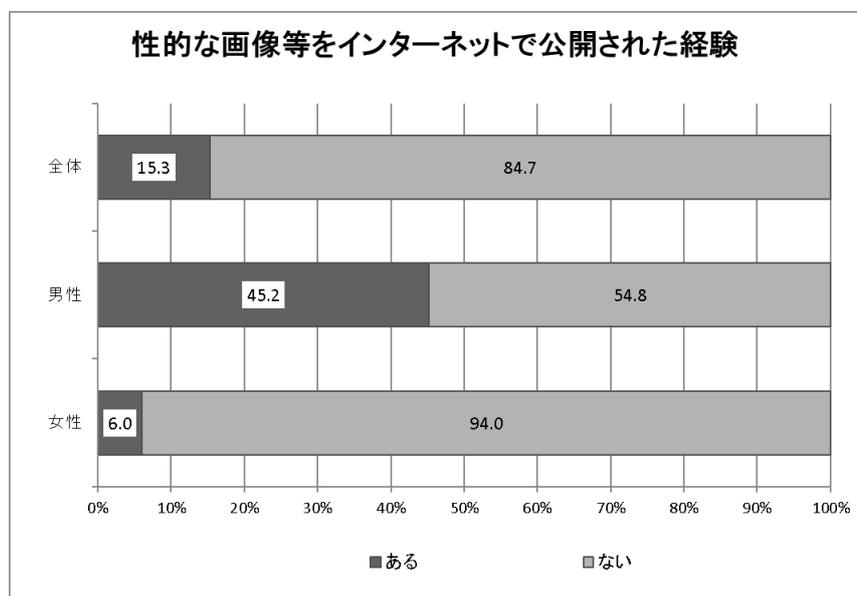
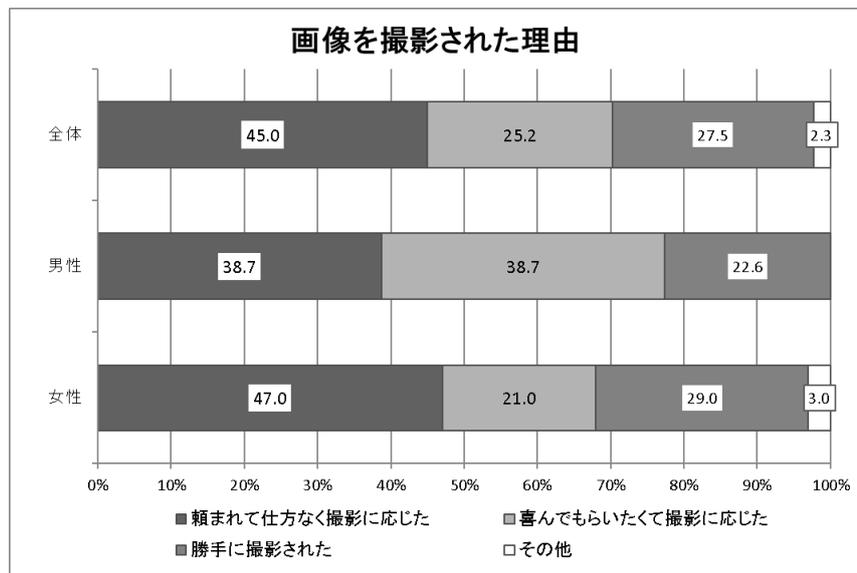
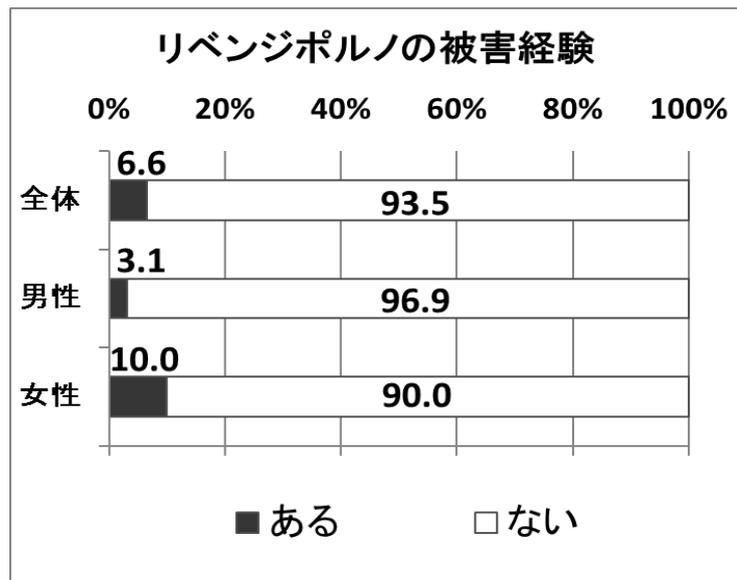


【リベンジポルノに関する被害経験の状況】

性的な画像等を撮影・所持されたことがある人は 6.6%で男女別では、被害経験がある男性は 3.1%で、女性は 10.0%と女性の方が高くなっています。

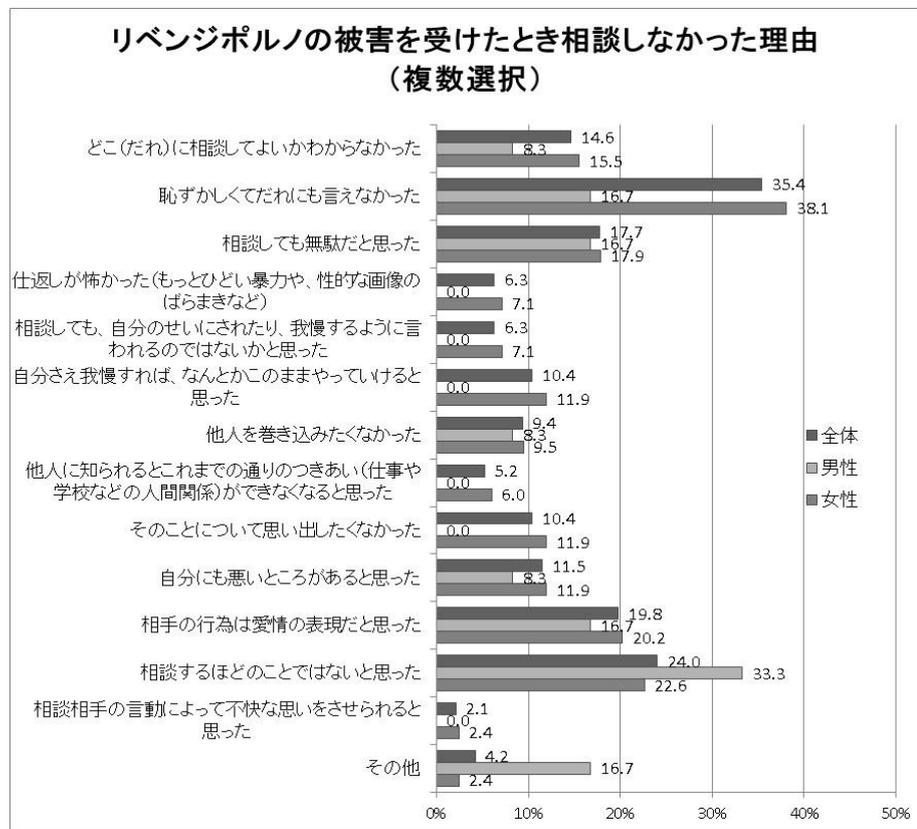
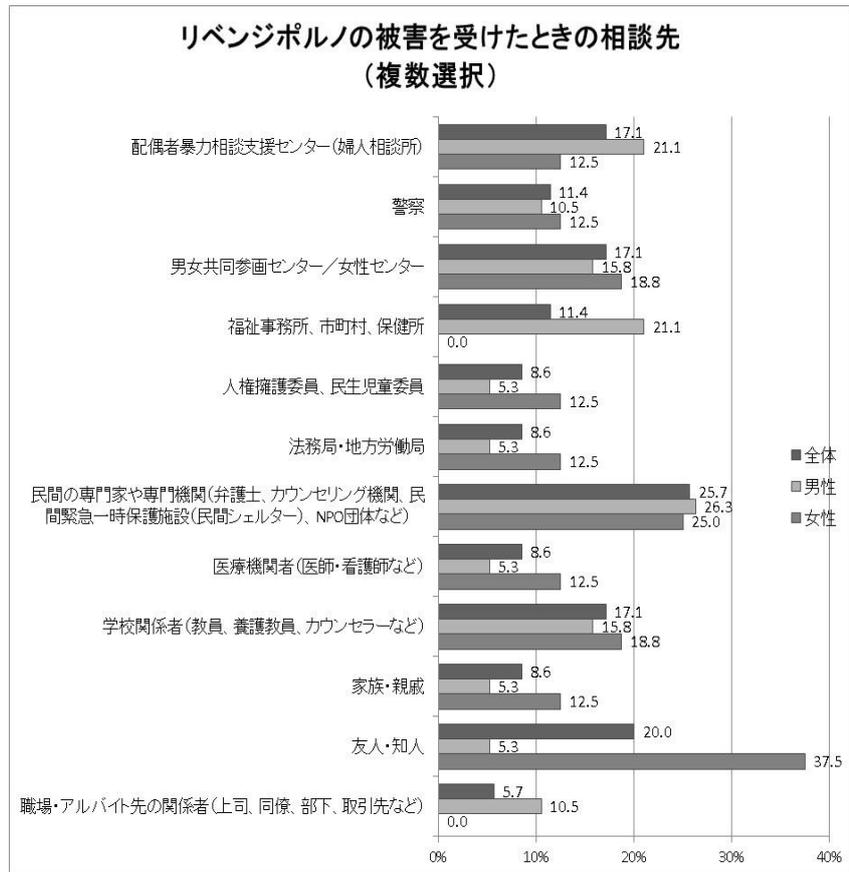
また、画像撮影された理由については、「頼まれて仕方なく撮影に応じた」、「勝手に撮影された」、「喜んでもらいたくて撮影に応じた」の順で高くなっています。

性的な画像等をインターネットで公開されたことがある人は 15.3%となっており、男女別では男性が 45.2%、女性が 6.0%と男性の方が高くなっています。



## 【被害を受けたとの相談状況】

被害を受けたとき相談したのは4人に1人(男性6割、女性約2割)で、相談先は、「民間の専門家や専門機関」、「友人・知人」などとなっています。一方でどこにも相談しなかった理由は、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った」、「相手の行為は愛情の表現だと思った」の順に高くなっています。



## 相談件数等の推移

### ①配偶者暴力相談支援センター

(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市DV相談支援センター)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	6,333	6,360	6,387	5,232	5,404
女性	6,204	6,188	6,209	5,147	5,295
男性	129	172	178	85	109
増加率(%)	6.2	0.4	0.4	▲ 18.1	3.3
うち京都市DV相談支援センター	3,276	3,148	3,102	2,834	2,917
うち舞鶴市DV相談支援センター					139
交際相手からの暴力による相談件数	69	150	103	65	103
うち京都市DV相談支援センター	35	87	41	39	34
うち舞鶴市DV相談支援センター					21
DVIによる一時保護	88	88	87	47	46
DVIによる一時保護同伴児童	105	96	89	59	53

\* 内閣府調査(被害者本人からの相談のみが対象:夫、元夫、内縁、元内縁)

\* 相談件数には、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センター(令和4年9月1日開所)を含む。

### ②男女共同参画センター

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全相談件数	2,428	2,515	2,448	3,869	4,440
うちDV関係	148	136	103	133	139
割合	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

\* 全相談件数:一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談、労働相談

### ③京都府警察本部

#### ●DV事案検挙状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙件数	109	91	94	79	85

## V 計画の内容

### 基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

#### 重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

##### 【現状と課題】

被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発カードの配布、設置、講演会の開催やチラシなどによる広報啓発等、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報啓発を実施してきました。

DV相談支援センターへの相談件数は令和2年度に過去最多となりましたが、現在は減少がみられるところです。

令和4年度に京都府が実施したアンケート調査結果においても、配偶者等からの暴力について「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は64.3%で、5年前に実施したアンケート調査と比較し、11.9ポイント減少しています。デートDVでは、「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は50.9%で、5年前と比較し、28.8ポイント減少しています。

また、相談した人の相談先は、配偶者からのDVでは「家族・親戚」「友人・知人」の順に多く、デートDVでは、「友人・知人」が約6割で最も多く、「家族・親戚」「医療機関」の順で続いています。

暴力に苦しむ被害者が安心して相談機関に相談できるために、市町村・企業・団体等あらゆる機関と連携し、被害者自身に気づきを促す情報の提供や、身近な相談先からつながる専門の相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進める必要があります。

##### <アンケート調査から>

- 配偶者や交際相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）
  - 「どこ（だれ）にも相談しなかった」
    - ・ 配偶者からのDV：64.3%（前回調査：76.2%）
    - ・ デートDV：50.9%（79.7%）
  
- どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（複数回答可）
  - ・ 配偶者からのDV：「家族・親戚」50.3%（52.4%）  
「友人・知人」47.6%（58.3%）  
「警察」8.3%（11.7%）、「民間の専門機関」8.3%（7.8%）、  
「医療機関」8.3%（3.9%）、  
「職場・アルバイト先の関係者」8.3%（5.8%）
  - ・ デートDV：「友人・知人」62.7%（80.8%）  
「家族・親戚」26.1%（34.6%）  
「医療機関」11.3%（7.7%）

【今後の取組】被害者自らがDVに気づく啓発の実施	関係部局
<p>① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供（拡充）</p> <p>被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為（精神的暴力含む）の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。</p>	文化生活部
<p>② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施</p> <p>育児講座、防犯教室等の被害者が参加する講座において、DVの広報を実施します。</p>	文化生活部
<p>③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施</p> <p>DVをなくす啓発期間における集中的な啓発や町内会回覧板等での周知啓発により、地域における暴力を許さない意識の醸成を推進します。</p>	文化生活部
<p>④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開</p> <p>企業等と連携し、情報誌やメディア等の活用により、多くの府民に情報が届く広報を実施するほか、企業等内部での啓発や研修の実施を推進します。</p>	文化生活部
<p>⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）</p> <p>カード・チラシ等に性犯罪・性暴力を含むDVに関連する事象の相談支援機関の情報も明示し、周知を徹底します。</p>	文化生活部 健康福祉部
<p>⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発</p> <p>ストーカーやリベンジポルノ等、デートDVを含むDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームにおいて、一体として効果的な広報啓発を実施します。</p>	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

## 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

### 【現状と課題】

民生児童委員をはじめとする各種団体の会員等、被害者に接する可能性のある職務関係者をはじめ、府民に対する研修・講演等を開催し、DVの理解を促進するとともに、被害者への適切な対応を周知する啓発を実施してきました。

アンケート調査の結果では、友人や知人の被害を見聞きしたが「何もしなかった」と回答した人が61.6%（前回調査：57.6%）と、依然として高い割合になっており、被害防止のための積極的な行動にはつながっていません。

配偶者等からのDV被害者の64.3%、デートDV被害者の50.9%がどこにもだれにも相談しておらず、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が配偶者からのDVで32.2%、デートDVで36.7%となっており、ともに最も高くなっています。また、「相談しても無駄だと思った」が配偶者からのDVで27.2%、デートDVで21.8%となっており、5年前に比べて減少傾向にあるものの、一定数いる状況です。

二次的被害により、被害者が孤立感を深めたり、相談機関へ相談する気力をなくしてしまう可能性も高く、周囲が暴力に気づき、被害者の孤立を防ぐとともに、適切に相談機関への相談を勧められるよう、あらゆる府民のDVに対する理解を促す取組と併せ、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）との連携・協力が不可欠です。

### ＜アンケート調査から＞

- 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。  
(複数回答可)
  - ・ いずれの行動もとらなかった人の主な理由
    - 「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」 34.1%（前回調査:21.9%）
    - 「他人のことなので口出しするべきでないと思い、何もしなかった」 19.2%（24.2%）
  - ・ いずれかの行動をとった場合の主な内容
    - 「暴力を受けている人に相談先を紹介した」 12.5%（11.7%）
    - 「暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした」 11.5%（9.6%）
- どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。
  - ・ 配偶者からのDV：「相談するほどのことではないと思った」 32.2%（35.3%）  
「相談しても無駄だと思った」 27.2%（32.2%）
  - ・ デートDV：「相談するほどのことではないと思った」 36.7%（49.0%）  
「相談しても無駄だと思った」 21.8%（36.3%）

【今後の取組】職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨	関係部局
<b>① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着</b> 被害者を発見しやすい立場にある関係機関向けに、通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめたマニュアルに基づく対応周知を徹底します。	文化生活部
<b>② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ</b> DV以外の相談窓口においても被害に気づき、相談窓口へつなぐことができるよう、市町村等の職員への研修を実施します。	文化生活部 健康福祉部
<b>③ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）</b> 職務関係者は被害者の人権に配慮し、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において被害者の立場に立った配慮を行うとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう対応します。	健康福祉部
<b>④ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施</b> 関係機関で実施される研修や府民に対する啓発講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部
<b>⑤ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】</b>	文化生活部
<b>⑥ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】</b>	文化生活部
<b>⑦ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部
<b>⑧ 通報の趣旨の周知</b> DV防止法におけるDVの発見者による通報の努力義務規定を、府民に対して周知します。	文化生活部

## 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

#### 【現状と課題】

高校生・大学生等に対して、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもならないよう、デートDV防止啓発冊子を作成し、授業での活用や、成人式等での配布など啓発を推進してきました。一方、ストーカーやリベンジポルノ等の関連事象への対応のためには、就学前から互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にす意識の醸成が必要です。

また、それら低年齢時からの教育・意識づくりと同時に、保護者に対しても、DVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施する必要があります。

さらに、暴力を許さない意識の醸成のため、地域団体や企業とも連携したDVの周知啓発が必要であるとともに、被害者が地域で安全に生活するため、加害者に対する再発防止のための取組が求められます。

併せて、市町村におけるDV基本計画の策定（他の市町村計画の策定・改定時の一体的な策定）に際し、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要があります。

#### <アンケート調査から>

- 配偶者や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。（「なぐったり、けったり、物を投げつけられたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」、「人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」他）  
配偶者・29.5%（前回調査:36.8%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答  
交際相手・21.9%（前回調査:26.1%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
- 配偶者や交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。  
配偶者・13.8%（7.5%）が「命の危険を感じた」と回答  
交際相手・25.3%（11.7%）が「命の危険を感じた」と回答  
ストーカー・36.4%（―）が「命の危険を感じた」と回答
- 配偶者や交際相手から行為を受けたとき、どうしましたか。  
配偶者・43.1%（36.6%）が「別れようと思ったが別れなかった（別れていない）」、  
37.7%（43.8%）が「別れようと思わなかった（思っていない）」と回答  
交際相手・29.4%（26.3%）が「別れようと思ったが別れなかった（別れていない）」、  
21.5%（19.8%）が「別れようと思わなかった（思っていない）」と回答

【今後の取組】年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成	関係部局
① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施 人権教育等において、その発達段階に応じた教育・研修を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発 心身の発達段階ごとに相応しい方法での暴力を許さない意識づくりや、小学生・中学生からのデートDVの啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発の実施 DVと児童虐待の関連やデートDVの現状等についての啓発を行います。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施 地域活動団体等と連携し、DVやデートDVに関する啓発を実施します。	文化生活部
⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施 職場での人権研修やコミュニケーション能力向上を目的とした研修等の機会を捉えて、企業等におけるDVに対する理解を促します。	文化生活部 商工労働観光部

【今後の取組】加害者への対応	関係部局
① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ 加害者に対し、DV行為を行っていることの気づきを与える指導・警告をするなど、暴力を抑止する働きかけを行います。	警察本部
② 加害への気づきを促す情報提供 チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促します。	文化生活部
③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施 被害者支援の一環として、加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。	文化生活部 健康福祉部
④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

【今後の取組】市町村の取組への働きかけ	関係部局
① DV基本計画策定の働きかけ及び支援 DV基本計画未策定の市町村や、市町村の男女共同参画計画の策定・改定に向けての助言や情報提供を行います。	文化生活部

## 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

### 重点目標4 相談体制の充実・強化

#### 【現状と課題】

平成 22 年度に家庭支援総合センターを中心に北部・南部家庭支援センターと連携し、女性・児童・障害部門等総合的な専門相談体制を整備するとともにそれぞれのセンターをDV相談支援センターと位置づけ、相談機能を強化しました。

京都市DV相談支援センター（平成 23 年度）、舞鶴市配偶者暴力相談支援センター（令和 4 年度）の設置や府内全市町村に相談窓口が設置されるなど市町村の相談窓口も整備されてきています。

相談機能の強化に伴い、相談窓口寄せられる相談件数は増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、DV相談支援センターの専門性の向上や被害者の身近な相談窓口である市町村の相談体制のさらなる充実が求められています。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別等に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

#### <アンケート調査から>

○ 被害者への支援策として必要なもののうち相談体制に係る回答（複数回答可）

- ・ 主な回答は、「身近な相談窓口の充実」26.4%（前回調査: 20.9%）  
「心理カウンセリング」23.8%（前回調査: 26.9%）  
「男性被害者への支援」5.7%（前回調査: 5.8%）

【今後の取組】身近な相談窓口の設置	関係部局
① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充） 性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。	文化生活部 健康福祉部
② 相談支援体制の充実 仕事帰りにも来所相談を受けられるよう家庭支援総合センターの来所相談時間を延長するとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
③ 国等と連携した相談体制の構築（拡充） 国等の実施するオンラインやSNS相談と連携し、地域を問わず、かつ若年層や昼間働いている方をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。	文化生活部 健康福祉部

【今後の取組】市町村の相談窓口での相談体制の充実	関係部局
① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築） 被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談窓口を明確にするとともに、迅速で効果的な被害者支援に向け、関係課等が一体となった市町村内ネットワークの構築を働きかけます。	文化生活部 健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援 市町村の相談窓口での様々なニーズに対応する「DV被害者支援マニュアル（相談）」を活用し、円滑な相談業務を支援します。	健康福祉部
③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成 市町村の相談員等に対し、DVへの理解を深める基礎的研修から、法制度や多様な被害者への対応等の専門的研修まで体系的に行うことで、面前DVへの対応など身近な相談窓口における対応力の向上を図ります。	健康福祉部
④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施 多様な相談、困難事案や複雑な事案に対して、家庭支援総合センター相談員等が助言を行うことで、円滑な対応を支援します。	健康福祉部
⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ 住民基本台帳の閲覧等の制限手続きが適切に行えるよう、相談共通シートの活用や窓口の一元化等による被害者の情報管理の徹底を働きかけます。	健康福祉部

【今後の取組】DV相談支援センター等相談員の対応力強化	関係部局
① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施 DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカー等専門的立場から関わる者に対し、より専門的な研修を行うことで、法的対応力や個別ケースに寄り添った相談対応が行えるよう資質の向上を図ります。	健康福祉部
② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施 家庭支援総合センターにおける複雑・困難な事案に対し、外部専門家（医師や弁護士等）からの指導・助言による対応力の強化を行います。	健康福祉部
③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化（新規） 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られるよう体制・環境づくりを強化します。	健康福祉部
④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

【今後の取組】切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化	関係部局
① 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施（拡充） 転居を伴う被害者に対しては、都道府県間、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。	健康福祉部
② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実 居住地以外の相談窓口にも気軽に相談できるよう、相談窓口や相談時間等を他市町村の広報誌にも掲載する等、福祉圏域での市町村の広域連携を進めるよう働きかけます。	健康福祉部

<p>③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備</p> <p>府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携を強化し、被害者の状況に応じた的確な相談対応に加え、安心・安全で迅速な保護の確保の充実を行います。</p>	<p>健康福祉部 警察本部</p>
<p>④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規）</p> <p>身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的、心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑤ 法律相談の実施及び情報提供（新規）</p> <p>法律問題で悩みを抱えている方のために弁護士による無料法律相談を実施するとともに、京都弁護士会が実施する女性のための無料電話相談や、日本司法支援センター（法テラス）が実施する法律相談・弁護士費用等の立替えなどの民事法律扶助等に関する情報提供及び連携強化を図ります。</p>	<p>文化生活部 健康福祉部</p>
<p>⑥ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援（新規）</p> <p>性的な被害による心的外傷等を抱えている方に対しては、性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷等の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等を実施します。</p>	<p>健康福祉部 警察本部</p>

## 重点目標 5 緊急保護の充実

### 【現状と課題】

家庭支援総合センターでは、夜間休日を含む 24 時間体制で、警察や市町村、福祉事務所等との緊密な連携・協力により被害者の安心・安全を図りながら、迅速な保護を実施していますが、被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保や市町村や民間支援団体との連携による緊急一時保護体制の充実、警察との連携による安全対策のさらなる充実が必要です。

また、心に深い傷を負った被害者に対しては、一時保護期間中からのカウンセリングや医療機関との連携など、被害者の特性に応じた支援を実施していますが、被害者の状況の改善に向け、退所後においても継続した心のケアの充実が必要です。

### <アンケート調査から>

- 配偶者から暴力を受けたことがありますか。
  - ・ 女性では 34.1%（前回調査: 41.2%）、男性では 25.7%（32.4%）が「暴力を受けたことがあった」と回答。そのうち女性の 56.7%（46.9%）、男性の 25.1%（28.2%）が「けがをしたり精神的不調をきたした」と回答
- 配偶者や交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
  - 配偶者 13.8%（7.5%）、交際相手 25.3%（11.7%）が「命の危険を感じた」と回答
- 緊急保護について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
  - ・ 「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」 40.6%（67.0%）
  - 「心理カウンセリングの実施」 23.8%（26.9%）と回答

【今後の取組】	関係部局
① 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施（新規） 国の基本方針に沿って一時保護までの同行支援、一時保護の決定と受け入れ、同伴する子への対応等、被害者の状況や多様なニーズに対応した一時保護を実施します。	健康福祉部
② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充） 民間支援団体と連携して被害者の状況に応じて適切な一時保護等を実施し、被害者の安全を確保するとともに、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮します。	健康福祉部
③ 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ 市町村と連携し、緊急時における被害者の安全確保の充実を行います。	健康福祉部
④ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化 警察等と連携し、被害者を保護する施設の安全確保体制を強化します。	健康福祉部 警察本部
⑤ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化 被害者にとって不安の大きい一時保護所までの移動については、市町村や保健所等と連携するとともに、被害者の状況等に応じ、警察と連携し、安全対策の強化を行います。	健康福祉部 警察本部
⑥ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実 心に深い傷を負った被害者の特性に応じ、一時保護期間中からカウンセリングの実施や医療機関の受診、さらに退所後も継続して心のケアを行います。	健康福祉部
⑦ 警察との連携によるストーカー被害者への支援 警察と連携し、状況に応じた被害者への安全確保を行います。	健康福祉部 警察本部
⑧ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規）【再掲】	健康福祉部
⑨ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充） 一時保護所での同伴児童に対し、一時保護中でも教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援やカウンセリングを実施するなど支援の充実を図り、加えて退所後も適切な支援が受けられるよう市町村や学校等への連絡票を作成し、継続した支援を進めます。 また、同伴する家族が中学生以上の男児等や児童以外の場合でも支援対象者のニーズに寄り添った支援を行い、一時保護委託の活用など親子分離等を防止します。	健康福祉部

## 重点目標 6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

### 【現状と課題】

一時保護所に同伴する子どもたちは、子ども自身が暴力にさらされているだけでなく、家庭でDVを目撃すること（面前DV）により、心のダメージを受けている場合があることから、一時保護期間中も児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実、さらに保育の実施や学習支援を行っています。

子どもの状況によっては退所後も要保護児童対策地域協議会と連携した切れ目のない心のケアの充実に加え、転居先保育所での随時入所や子どもの状況に応じた就学手続き等、被害者や子どもへの負担を軽減する柔軟な対応が必要です。

また、子どもが暴力、暴言を見聞きすることが、子どもの心に大きなダメージを与えることについて広く周知するとともに、子どもの面前で暴力行為を行った保護者へは、児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援や常に子どもを身近で見守る学校の教職員や保育士などによる、DV家庭に育つすべての子どもに寄り添った支援の充実が必要です。

＜アンケート調査から＞

○ 配偶者から行為を受けたとき、どうしましたか。
・「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった（別れていない）」 43.1%（前回調査: 36.6%）
・「別れたい（別れよう）と思わなかった」 37.7%（43.8%）
○ 相手と別れなかった（別れない）理由は何ですか。（複数回答可）
・「別れるほどのことではないと思った」 37.2%（47.6%）、「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことが気がかり（親権、子どもの意思、環境）」 33.8%（33.7%）、そのうち女性は 45.0%（40.7%）で男性より 20 ポイント高い。
○ 暴力等の行為を受けた（受けている）のを子どもが見た後、子どもに何か変化がありましたか。（複数回答可）
・「大人の顔色をうかがうようになった」 23.7%（25.1%）
○ 暴力が子どもにも及んだか。
・あった 12.7%（16.3%）
○ 被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
・「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」 40.6%（67.0%）
・「子どもへのカウンセリング」 16.0%（11.2%）

【今後の取組】	関係部局
① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し、DVが子どもに及ぼす影響について、研修・啓発等を実施することで、DV家庭に育つすべての子どもへの理解を促進し、子どもへの適切な対応を支援します。	健康福祉部
② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実 心のケア等支援の必要なDV家庭に育つ子どもには要保護児童対策地域協議会と連携し継続的な支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援を強化します。	健康福祉部
④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充）【再掲】	健康福祉部
⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実	健康福祉部

一時保護所の行動観察の結果、退所後も地域で継続的な心のケア等の支援が必要な子どもに対し、要保護児童対策地域協議会や学校等と連携するなど継続的な支援を行います。	
⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等の弾力的運用、加害者への対応等個人情報 の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ 保育所の優先随時入所や就学手続き等、子どもの状況等に応じた柔軟な対応や加害者からの問い合わせに対する対応等、被害者の状況に寄り添った対応を市町村や教育委員会へ働きかけます。	健康福祉部 教育委員会
⑦ 保育所、幼稚園・学校、地域子育て支援拠点等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実（拡充） DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士や教職員等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
⑧ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

## 重点目標 7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

### 【現状と課題】

外国人被害者は、言葉や文化の違いから社会の中でも孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合があることから、外国語に翻訳した相談窓口案内の配布や外国人支援団体と連携した相談対応等を行っていますが、市町村等の相談窓口では、日本語が十分理解できないために自らの状況がうまく伝わらない場合があることから、適切な相談対応に向けた工夫が必要です。

障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）の人は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、障害者や高齢者の虐待相談窓口や福祉サービス、人権相談窓口等との連携による被害者の早期発見や支援が必要です。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

【今後の取組】外国人被害者への支援	関係部局
① 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実（拡充） 日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、通訳派遣等さらなる相談対応の充実を図るとともに就労支援や被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。	健康福祉部
② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援 外国人被害者に対応できる母国語(翻訳)相談シートを作成・活用し、市町村DV相談窓口における外国人被害者への支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成	健康福祉部

日本語を十分理解できない外国人被害者が、支援制度や各種手続きを理解できるように翻訳リーフレットを作成し、外国人被害者への支援の充実を図ります。	
<b>④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】</b>	健康福祉部

<b>【今後の取組】障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援</b>	関係部局
<b>① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化</b> 市町村のDV相談窓口と障害者・高齢者虐待相談窓口との連携により、障害のある人や高齢者のDV被害への迅速な対応を行います。	健康福祉部
<b>② 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等被害者に対応した一時保護委託の充実（拡充）</b> 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を図ります。	健康福祉部
<b>③ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】</b>	健康福祉部

<b>【今後の取組】男性被害者や加害者への対応</b>	関係部局
<b>① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部
<b>② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充）【再掲】</b>	健康福祉部
<b>③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】</b>	警察本部
<b>④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】</b>	文化生活部
<b>⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部
<b>⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

## 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 重点目標 8 支援策の充実・強化

#### 【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、福祉、教育、労働（就労）、保健・医療等の関係機関が支援をしていますが、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

また、市町村は、被害者への支援制度やサービスの情報提供・相談の窓口となることから、支援制度等をまとめたマニュアルを配布するなど市町村への支援も必要です。

#### ＜アンケート調査から＞

- 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。  
(複数回答可)
- ・「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」23.3% (前回調査:17.8%)、
  - 「公的制度活用（生活保護や児童扶養手当支給に係る手続き）の迅速化」16.7% (19.8%)、
  - 公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和等（保証人・住民票の有無等）12.1% (6.9%) と回答

【今後の取組】	関係部局
<b>① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実</b> 被害者の心理的支援と安定した生活支援が図れるよう、家庭支援総合センターで自立支援計画を作成し、一時保護所から母子生活支援施設等への退所後も継続した支援の充実を図ります。	健康福祉部
<b>② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援</b> 支援制度等をまとめた「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」を活用し、市町村における相談支援体制を支援します。	健康福祉部
<b>③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ</b> 生活保護、教育、健康保険・年金等多岐にわたる被害者支援施策を的確に提供するため、相談段階から被害者に寄り添い、市町村内関係課につなぐ「被害者支援コーディネーター」の配置を働きかけます。	健康福祉部
<b>④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実</b> 被害者の一時保護所からの段階的な社会的自立に向け、京都ジョブパーク等との連携強化により、自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
<b>⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実</b> 府営住宅における特定目的優先入居の継続実施・充実などにより被害者の居	健康福祉部 建設交通部

住支援を図るとともに、市町営住宅への優先入居の実施を働きかけます。	
⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施（新規） 公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、住宅確保要配慮者を対象としたセーフティネット登録住宅に関する情報提供を行うとともに、住宅確保支援団体との連携を図ります。	健康福祉部

## 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

### 【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、就労支援などに加え、長期にわたる暴力が引き起こす健康被害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などからの回復に向け、相談機関から専門的なカウンセリング機関につなぎ、継続的な支援をしています。

また、被害者が見知らぬ地域で生活を始める場合は、孤立することなく見守る地域生活サポーターによる寄り添い型の支援を行っており、今後も地域で継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施するなど見守り支援体制を充実していくことが必要です。

さらに、心のケアの必要な同伴児童に対しては、要保護児童対策地域協議会と連携した支援や市町村ごとに地域で活動する支援者と連携した支援が必要です。

### ＜アンケート調査から＞

○ 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。 (複数回答可)
・「心理カウンセリング」23.8% (26.9%)、「子供へのカウンセリング」16.0% (11.2%)、「仕事の紹介・斡旋、就職時の身元保証」11.9% (11.9%)、「就労のための技能、資格取得の支援」7.7% (7.1%)と回答。

【今後の取組】被害者の生活の安定と心のケア	関係部局
① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 被害者の心理的回復に時間を要するため、相談機関から身近な地域のカウンセリング機関や保健所等につなぐなど、継続的な心理的ケアの充実を図ります。	健康福祉部
② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 同様の体験をしたDV被害者同士がお互いに共感しながら意見交換を行う心理的ケアにより「自助の力」を引き出す支援の充実を図ります。	文化生活部
③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実（拡充） ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。	健康福祉部
④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ファミリーサポートセンターの活用等、被害者の日常生活や同伴児童の養育を地域で支援する体制の充実を図ります。	健康福祉部
⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】	健康福祉部
※ ピア・カウンセリング=同質（類似）の問題をもつ者同士の分かりあい・支え合いにより潜在能力や可能性を取り戻そうとする活動。お互いが聞き役・話し役になって、必要な援助を与えあうもの	

【今後の取組】 被害者や子どもを地域で見守る体制	関係部局
① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化 一時保護所退所後も継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用 一時保護所等退所後に地域で生活を始める被害者の不安を軽減するため、被害者を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用を図ります。	健康福祉部
③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実 地域で活動を行う団体等（地域母子会や民生児童委員等）との連携を進め、被害者や子どもを地域で身近に見守る支援体制の充実を図ります。	健康福祉部

## 重点目標 10 関係機関の連携強化

### 【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立まで、継続的支援が必要です。

このため、京都府においては、平成 23 年 3 月に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、「啓発」、「相談」、「保護・自立支援」の 3 つの部会の中で被害者支援の取組や意見交換を行ってきました。

今後とも、具体的な事案についても現場における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行い、支援の充実を図る必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① DV 関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進（新規） 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する法定協議会を設置し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、個別ケースも含めて連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の相談、保護、社会的自立支援に関する協議を行い、支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ 市町村のDV施策の推進にあたっては、関係機関との連携が促進されるよう働きかけます。	文化生活部 健康福祉部
③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 行政機関と民間支援団体等との連携を進め、民間支援団体等の機能やノウハウを活かし、被害者の状況に対応した支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力（新規） 配偶者等からの暴力の問題と関係の深い分野において、関係機関及び関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めていきます。	文化生活部 健康福祉部

## 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 重点目標 11 民間支援団体との連携・支援

#### 【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自の機能やノウハウを十分に発揮できるよう、府はこれらの団体等と協働して被害者支援を行っています。

なお、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあることから今後さらに民間支援団体等と協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実についても検討していく必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施 （拡充）【再掲】	健康福祉部
② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成 民間支援団体等の強みを活かした支援ができるよう、専門的な研修を行い、 相談スキルや資質の向上を図ります。	健康福祉部
③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 民間シェルター等が適切な被害者支援が実施できるよう、被害者への支援制 度等様々な情報提供を行います。	健康福祉部
④ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による 被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備【再掲】	健康福祉部 警察本部
⑤ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 【再掲】	文化生活部 健康福祉部

## 重点目標 12 都道府県間の広域連携体制の充実

### 【現状と課題】

被害者をより安全に保護するため、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所による支援を行っています。

従来、個別に連絡・調整を図ってきましたが、他の都道府県での一時保護の受入について、平成 19 年 7 月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになりました。

当該申し合わせの実効性の確保に向けては、都道府県間のみならず、市町村の協力が必要です。

【今後の取組】	関係部局
① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施 市町村と連携し、府県域を越えた被害者の送り出しや受入など保護手続が円滑にかつ被害者の安全確保が最優先に進むよう、支援の充実を図ります。	健康福祉部

## 重点目標 13 苦情処理体制の整備

### 【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へのアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者に対しては警察等を含め、被害者保護の立場に立った対応を図っていますが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、市町村においても、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるよう働きかけを行う必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ 市町村やその他の関係機関において、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るとともに、市町村に対して男女共同参画担当課と福祉担当部局との連携を図るなどの体制整備を働きかけます。	文化生活部 健康福祉部

## VI 数値目標

	指標	現状 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
1	医療機関における啓発実施数	-	250 施設
2	各学齢期における暴力を許さない心を 育む学び、デートDV対策の啓発実施数	378 回 (令和元～4年度累計)	600 回 (120 回／年)
3	職場等における啓発協力企業等数	529 社 (令和元～4年度累計)	600 社 (120 社／年)
4	DVに関連する事象の関係機関が参加 するプラットフォーム参加民間団体数	11 団体	20 団体
5	相談支援担当職員の体系的研修受講 者数	685 名 (令和元～4年度累計)	1,400 名 (年 280 名／年)
6	一時保護所の設置数(委託含む)	9 か所 (令和元～4年度累計)	12 か所
7	アウトリーチによる相談・自立支援件数	349 件 (令和元～4年度累計)	600 件 (120 件／年)
8	DV被害者等に寄り添い関係機関と連 携した自立支援計画の作成件数	330 件 (令和元～4年度累計)	250 件 (50 件／年)

## 参考資料

- 1 取組の経緯
- 2 関係機関一覧
- 3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議設置要領
- 4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議委員名簿
- 5 計画改定経過
- 6 関連法令等一覧

# 1 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に係る取組の経緯

年度	国の動き	京都府の取組
平成 11 年 (1999)	男女共同参画社会基本法成立 ・「男女間における暴力に関する調査」を実施	
平成 12 年 (2000)	ストーカー規制法 公布	
平成 13 年 (2001)	4月 DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）公布 10月 一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV啓発パンフレット作成</li> <li>・ 相談員マニュアルの作成</li> <li>・ DV被害者のグループカウンセリング</li> </ul>
平成 14 年 (2002)	4月 DV防止法完全施行 ・ 保育所入所時の配慮（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センター設置 相談受付の休日・夜間への拡大 臨床心理士によるカウンセリングの実施 入所者の安全確保（監視カメラ等の整備）</li> <li>・ 婦人相談員の増員による相談体制の充実</li> <li>・ 関係機関による一時保護委託先の確保（3施設）</li> </ul>
平成 15 年 (2003)	・ DV被害者の公営住宅優先入居（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVサポートライン設置</li> <li>・ 非暴力グループワークの実施</li> <li>・ 一般啓発講座の実施</li> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターにおける同伴児童のための保育士の配置</li> </ul>
平成 16 年 (2004)	12月 DV防止法改正法施行 ・ DVの定義の拡大（精神的暴力が追加） ・ 保護命令制度の拡充 ・ 国の基本方針、都道府県の基本計画の策定義務化 12月 国の基本方針策定 ・ 住民基本台帳の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の交付の制限（通知） ・ 健康保険の被扶養認定取消に係る被害者支援（通知）など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のための相談ネットワーク会議の開催</li> <li>・ 通訳・翻訳実施（外国人被害者支援）</li> <li>・ 診断書料給付実施</li> <li>・ 婦人相談員の増員による相談体制の充実</li> <li>・ 府営住宅DV優先入居の開始</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者からの暴力被害者支援セミナー開始</li> <li>・ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業創設</li> </ul>	<p>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村相談員等の養成研修開始</li> </ul>

年度	国の動き	京都府の取組
平成 18 年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究、配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究事業（内閣府）の受託実施</li> <li>・DV防止集中啓発事業の実施（以後、毎年実施） 啓発チラシ、ニュースの発行 啓発講座、DVを考えるつどいの実施</li> <li>・DV防止啓発カードの作成・設置</li> <li>・民間シェルターへの運営助成</li> <li>・母子生活支援施設及び民間支援団体への専門研修の実施</li> <li>・カウンセリングの拡充</li> <li>・一時保護委託施設の拡充（4施設）</li> <li>・「DV相談の手引き」の作成・配布</li> </ul>
平成 19 年 (2007)	<b>1月 DV防止法改正法施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における基本計画の策定及びDV支援センター設置の努力義務化</li> <li>・保護命令制度の拡充 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護委託施設の拡充（7施設）</li> <li>・110番通報における即時対応システムの実施</li> </ul>
平成 20 年 (2008)	<b>基本方針の一部改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> </ul>	<b>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（3月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者保護用の監視カメラの整備</li> </ul>
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者向けデートDV防止啓発ハンドブックを作成</li> <li>・府営住宅DV優先入居の資格要件を緩和</li> </ul>
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設</li> <li>・パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ及び街頭啓発）を実施（以後、毎年実施）</li> <li>・「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置（以後、毎年開催）</li> </ul>
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内市町村での啓発冊子の配付（以後、毎年実施）</li> <li>・被害者への寄り添い支援、自立支援を行う地域生活サポーターを養成（以後、毎年実施）</li> <li>・被害者へのカウンセリングの充実</li> </ul>
平成 24 年 (2012)	<b>基本方針の一部改正</b> （外国人登録原票の取扱い及び年金に関する改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施</li> <li>・地域生活サポーターによる被害者支援の実施（以後、毎年実施）</li> <li>・段階的な社会的自立に向けたステップハウスを整備</li> </ul>

年度	国の動き	京都府の取組
平成 25 年 (2013)	<p>1月 DV防止法改正法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の本拠を共にする交際する関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法律を準用</li> </ul> <p><b>基本方針の一部改正</b>  (基本方針の題名を変更、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用について規定、先駆的な取組の提示 等)</p>	<p>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者向け対応・連携マニュアルを作成</li> <li>・若年者向けデートDV防止啓発ハンドブックを作成</li> <li>・DV防止啓発カード(多言語対応)の作成</li> <li>・家庭支援総合センターにおいて弁護士による法律相談を実施</li> <li>・寄り添い型支援チームによる被害者の地域生活復帰支援や同伴児童の心のケアへの支援</li> </ul>
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストーカー行為等の被害者支援実態等に関する調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防犯ステーションなど地域活動拠点等への啓発及び企業等の職場研修を活用した研修(以後、毎年実施)</li> <li>・DV防止啓発冊子を作成</li> <li>・支援制度等をまとめたガイドブックの作成</li> <li>・市町村相談員等のスキルアップ研修の実施</li> </ul>
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止啓発冊子を増版・啓発カードの作成</li> <li>・デートDV防止啓発出前講座の実施</li> <li>・一時保護所同伴児童への学習サポーターによる学習支援の実施</li> <li>・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA の開設</li> </ul>
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発カードの作成</li> <li>・市町村相談員等のスキルアップ研修の実施(以後、毎年実施)</li> </ul>
平成 29 年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を実施</li> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> <li>・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者向けデートDV防止啓発冊子・カードを作成</li> <li>・DV防止啓発カード・シールを作成</li> <li>・一時保護委託施設・シェルターの拡充(9施設)</li> </ul>
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査」を実施</li> </ul>	<p>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者向けデートDV防止啓発冊子(改定版)を作成</li> <li>・「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施</li> </ul>
令和 元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を実施</li> <li>・「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」を実施</li> <li>・「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」アンケートを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待・DV防止連携推進員」を府内3箇所(京都・宇治・福知山)の家庭支援センターに設置</li> <li>・DV、デートDVカード及びカードケースを作成</li> </ul>

年度	国の動き	京都府の取組
令和 2 年 (2020)	<p><b>4月 DV防止法改正法施行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力に関するSNS相談「Cure time」を開設</li> <li>・「DV相談+（プラス）」を開始</li> <li>・性犯罪・性暴力に関する相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の運用を開始</li> <li>・配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金を支給</li> <li>・「民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査」を実施</li> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> <li>・「DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査」を実施</li> <li>・「性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査」を実施</li> <li>・「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止啓発冊子（改訂版）を作成</li> <li>・DV防止啓発ステッカーを作成</li> <li>・サンガスタジアム byKYOCERA における参加型パープルライトアップの実施</li> </ul>
令和 3 年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査」を実施</li> <li>・「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV、デートDVカードを増版</li> <li>・カードケースを作成</li> <li>・サンガスタジアム byKYOCERA でのDV防止啓発動画の放映</li> </ul>
令和 4 年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力に関する相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の通話料無料化</li> <li>・「DV相談プラス事業における相談支援の分析に係る調査県有被害者支援に関するアンケート」を実施</li> <li>・「若年女性の性暴力被害等に関するインターネット調査」を実施</li> <li>・「民間シェルター実態調査」を実施。</li> <li>・「民間シェルターにおける先進的取組事例調査（アンケート）」を実施</li> <li>・「民間シェルターにおける先進的取組事例調査（ヒアリング）」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施</li> <li>・DV防止啓発冊子を増版</li> <li>・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA において 24 時間対応を開始</li> <li>・舞鶴市配偶者暴力相談支援センター開設</li> </ul>
令和 5 年 (2023)	<p><b>基本方針の一部改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> </ul>	<p><b>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（3月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止啓発冊子（改訂版）を作成</li> </ul>

## 2 関係機関一覧

※★マークの付いている相談は、いずれも予約が必要です。

※令和6年3月現在の内容です。内容については変更されることがあります。

### ●配偶者暴力相談支援センター

(配偶者等からの暴力についての相談のほか、一時保護や自立のための各種情報提供を行います。)

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府配偶者暴力相談支援センター			
家庭支援総合センター	075-531-9910	毎日 9:00～20:00 * 緊急の相談・通報は 24 時間受付 * 必要に応じて一時保護も行っています。	電話相談
		月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	★面接相談
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	0774-43-9911	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	電話相談 ★面接相談
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	0773-22-9911	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	電話相談 ★面接相談
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月～土曜日(祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～17:15 * 緊急ホットライン(相談受付時間外の緊急時) 075-874-7051	電話相談 ★面接相談
舞鶴市配偶者暴力相談支援センター	0773-65-0056	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	電話相談 ★面接相談

### ●京都府の各保健所(相談員が対応します。)

名称	電話番号	所在地	対象区域
乙訓保健所福祉課	075-933-1154	向日市上植野町馬立 8	向日市・長岡京市・大山崎町
山城北保健所福祉課	0774-21-2102	宇治市宇治若森 7 の 6	宇治市・城陽市・久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5747	京田辺市田辺明田 1	八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町
山城南保健所福祉課	0774-72-0979	木津川市木津上戸 18-1	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村
南丹保健所福祉課	0771-62-0361	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	亀岡市・南丹市・京丹波町
中丹西保健所福祉課	0773-22-5766	福知山市篠尾新町 1 丁目 91	福知山市
中丹東保健所福祉課	0773-75-0856	舞鶴市字倉谷 1350-23	舞鶴市・綾部市
丹後保健所福祉課	0772-62-4302	京丹後市峰山町丹波 855	宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

### ●児童相談所(子どもに関する相談について対応します。)

名称	電話番号	所在地	対象区域
家庭支援総合センター	075-531-9900	京都市東山区清水四丁目 185-1	亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・大山崎町・京丹波町

宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)	0774-44-3340	宇治市大久保町井ノ尻 13-1	宇治市・城陽市・久御山町
京田辺支所	0774-68-5520	京田辺市興戸小モ詰 18 番 1	八幡市・京田辺市・木津川市・井手町 ・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村
福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	0773-22-3623	福知山市字堀小字内田 1939-1	福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・ 京丹後市・伊根町・与謝野町
京都市児童相談所	075-950-0748	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 20	京都市 (南区・伏見区を除く)
京都市第二児童相談所	075-612-2727	京都市伏見区深草加賀屋敷町 24-26	京都市 (南区・伏見区)

●市町村の相談窓口 ※特に記載のない窓口は、いずれも祝日・年末年始を除きます。

相談機関	電話番号	相談受付時間
京都府男女共同参画センター らら京都	(相談・予約) 075-692-3437	女性・労働相談 (電話・面接) 月～土曜日 10:00～12:00、13:00～19:00
	(予約・問合せ) 075-692-3433	★女性のためのカウンセリング 木曜日 18:00～20:50 ★法律相談 第2・4木曜日 13:30～16:30
京都市男女共同参画センター (ウイングス京都)	(電話相談専用) 075-212-7830	女性のための相談 (一般相談) (電話・★面接) 月、木～土曜日 10:00～17:00、火曜日 10:00～20:00
	(面接予約専用) 075-275-9933	女性のための相談 (法律相談) (★面接) 第1・第3金曜日 午後
	(電話相談専用) 075-277-1326 (面接予約専用) 075-275-9933	男性のための相談 (電話・★面接) 第2・第4火曜日 19:00～20:30
福知山市男女共同参画センター	0773-24-7022	★女性相談 (面接) 年 22 回 各回木曜日 13:00～16:00 ★女性法律相談 (面接) 年 8 回 各回水曜日 13:00～16:00
舞鶴市生活支援相談課	0773-65-0056	女性のための相談室 (一般相談) (電話・★面接) 月～金曜日 9:00～16:00
綾部市男女共同参画センター (あいセンター)	0773-42-1801	★女性相談(フェミニストカウンセリング) (面接) (原則) 毎月第1・3水曜日 13:20～16:10 女性のための相談窓口(電話・面接)月～金曜日 8:30～17:00
宇治市男女共同参画支援センター (ゆめりあ うじ)	0774-39-9379 (予約問合せ・ 予約のいない 電話相談)	★女性のための相談 (一般相談) (電話・面接) 毎週火・木曜日、第2日曜日 13:30～16:30 第3火曜日は 10:30～12:30 も開設 ★女性のための相談 (専門相談) (電話・面談・一部オンライン対応有、要問合せ) ○法律相談 一般相談で相談内容を整理したうえでお受けいただきます。 第1金曜日 13:00～17:00 (4・8・1月は除く) ○フェミニストカウンセリング

		<p>一般相談のうち1コマ ○こころとからだの相談 相談員と日程調整します</p> <p>女性のための予約のいない電話相談 火～金曜日 9:00～12:00</p>
宮津市市民環境課	0772-22-4622 (杉末会館)	<p>★女性相談 (電話・面接・オンライン対応有、要予約) 月～金曜日 8:30～17:15</p>
亀岡市人権啓発課	0771-25-7171	<p>女性の相談室(一般相談)(電話・面接) 月～金曜日 10:00～16:00</p>
		<p>★女性の相談室(フェミニストカウンセリング)(面接) 第3木曜日・偶数月第1土曜日 10:30～13:30</p>
		<p>★女性の相談室(法律相談)(面接) 第2木曜日 13:30～15:30 偶数月の第4木曜日 18:00～20:00</p>
城陽市男女共同参画支援センター (ぱれっとJOYO)	0774-56-5076	<p>女性のための相談(一般相談)(電話・面接) 火曜日 13:30～16:00 金・土曜日 9:30～12:00 ※祝日も実施</p>
		<p>★女性のための相談(専門相談)(面接) 第2水曜日 9:30～12:30 第3土曜日・第4水曜日 13:30～16:30 ※祝日も実施</p>
		<p>★女性のための相談(法律相談)(面接) (原則)奇数月第1水曜日 13:30～16:30 ※祝日も実施</p>
向日市広聴協働課	075-931-1144	<p>★女性のための相談(面接) 第2・4水曜日 13:10～16:00</p>
長岡京市男女共同参画センター	(DV相談専用) 075-874-7867	<p>女性の相談室(一般相談)(電話・★面接) 月～金曜日 9:00～17:00</p>
	(一般相談専用) 075-963-5522	
	(予約問合せ) 075-963-5502	<p>★女性の相談室(女性のカウンセリングルーム)(面接) 第1・4水曜日 13:30～16:30 第2・3水曜日 9:30～12:30</p>
	075-963-5502	<p>★女性の相談室(女性の法律相談) 第4水曜日 10:00～12:00(4・8・12月は除く)(面接)</p>
075-963-5522	<p>男性電話相談 第4金曜日 19:00～21:00 ※令和6年4月からは第3土曜日 14:00～16:00 (祝日の場合は第4土曜日)</p>	
八幡市市民生活部人権政策課	075-983-1784	<p>女性相談(電話・面接) 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 ※受付は16:00まで</p>

		★女性専門相談（面接） 第2・4木曜日（祝日の場合は変更）13:30～16:30
京田辺市女性交流支援ルーム	0774-65-3727	女性の相談室（一般相談）（電話・面接） 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 ★女性の相談室（専門相談）（面接） 第1・3木曜日・偶数月第4金曜日 13:30～16:30 ★女性の相談室（法律相談）（面接） 第4水曜日（祝日の場合は第3水曜日）13:30～15:00
京丹後市市民課	0772-69-0210	★女性相談（面接） 年10回 13:15～16:05
南丹市人権政策課	0771-68-0015	★女性相談（面接） 第2・4水曜日 14:00～、15:00～
木津川市女性センター	0774-72-7719	女性相談（電話・面接） 毎週金曜日 13:00～15:00 ※予約優先
久御山町総務課	075-631-9991	★女性のための相談（電話・面接） 第2・4火曜日 11:00～14:00
井手町いづみ人権交流センター	0774-82-3380	★こころの相談室（面接）※前日までに要予約 月2回（原則第1・第3金曜日）11:00～13:50
精華町人権啓発課	0774-95-1919	DV相談 月～金曜日 8:30～12:00/13:00～17:15
南山城村税住民福祉課	0743-93-0103	税住民福祉課での相談（電話・面接） 月～金曜日 8:30～17:15
京丹波町住民課	0771-82-3803	★女性のための相談（面接） 第3金曜日 12:30～15:20
与謝野町住民税務課	0772-43-9020	★女性相談（面接） 年5回（予定）13:00～16:00

●警察の相談窓口（緊急時は110番）

相談機関	電話番号	開設日・時間（各警察署は所在地）	相談方法
京都府警察総合相談室	#9110 又は 075-414-0110	月～金曜日 9:00～17:45 （休日及び年末年始の閉庁日を除く）	電話相談 面接相談
ヤングテレホン （対象は20歳未満の方や その保護者の方等）	075-551-7500	毎日24時間	電話相談 ★面接相談
京都ストーカー相談支援センター（KSCC）	075-415-1124	毎日24時間 10:00～17:00（土日・祝日・12月29日から1月3日までは除く）	電話相談 ★面接相談
		毎日24時間	インターネット相談
各警察署			
川端警察署	075-771-0110	京都市左京区岡崎徳成町1	
上京警察署	075-465-0110	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1	
東山警察署	075-525-0110	京都市東山区清水四丁目185-6	
中京警察署	075-823-0110	京都市中京区壬生坊城町48-16	
下京警察署	075-352-0110	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682	

下鴨警察署	075-703-0110	京都市左京区田中馬場町 6
伏見警察署	075-602-0110	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町 101
山科警察署	075-575-0110	京都市山科区大宅神納町 167
右京警察署	075-865-0110	京都市右京区太秦蜂岡町 31
南警察署	075-682-0110	京都市南区西九条森本町 39-2
北警察署	075-493-0110	京都市北区紫竹東桃ノ本町 25
西京警察署	075-391-0110	京都市西京区山田大吉見町 7・8 合地
向日町警察署	075-921-0110	向日市上植野町上川原 5
宇治警察署	0774-21-0110	宇治市宇治宇文字 2-12
城陽警察署	0774-53-0110	城陽市寺田庭井 25-1
八幡警察署	075-981-0110	八幡市八幡五反田 37-8
田辺警察署	0774-63-0110	京田辺市興戸小モ詰 1
木津警察署	0774-72-0110	木津川市木津南垣外 15
亀岡警察署	0771-24-0110	亀岡市安町大池 8
南丹警察署	0771-62-0110	南丹市園部町上本町南 2-5
綾部警察署	0773-43-0110	綾部市宮代町宮ノ下 6・7・8 合地
福知山警察署	0773-22-0110	福知山市字堀小字上高田 2108-3
舞鶴警察署	0773-75-0110	舞鶴市南田辺 9
宮津警察署	0772-25-0110	宮津市字鶴賀 2151
京丹後警察署	0772-62-0110	京丹後市峰山町長岡 469-1

## ●その他の相談窓口

※特に記載のない窓口は、いずれも祝日・年末年始を除きます。

★マークの付いている相談は、予約が必要です。

公的機関（相談料無料）			
相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA	075-222-7711	24 時間 365 日 (22:00～翌 10:00 は内閣府が設置する夜間休日対応コールセンターにつながります)	電話相談 ★来所相談
女性の人権ホットライン (京都地方法務局人権擁護課)	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15	電話相談 ★面接相談
日本司法支援センター京都 地方事務所(法テラス京都)	050-3383-5433	①収入等の少ない方への無料法律相談 (予約受付) 月～金曜日 9:00～17:00 * 電話または WEB で予約可能 * 相談時間は 30 分程度、相談回数に制限あり ②一般的な法制度等に関する情報提供 月～金曜日 9:00～17:00 (面談は 9:00～12:00、13:00～16:00)	★①電話相談 面接相談 ②電話・面談
民間機関（一部、有料の機関があります。料金等は各機関にお問い合わせください。）			
相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
(公社)京都犯罪被害者支援センター（通話有料）	075-451-7830	月～金曜日 13:00～18:00	電話相談 ★面接相談
サポートダイアル（無料）	0120-60-7830	月～金曜日 13:00～18:00	
サポートダイアルほくぶ相談室（無料）	0120-78-3974	月・木曜日 12:00～16:00	

ナビダイヤル（通話有料）	0570-783-554	毎日 7:30～22:00（12/29～1/3 を除く） ★面接相談は電話相談後、必要に応じて実施	
アウンジャ相談室（無料）	080-1481-3442	火・金曜日 7:00～9:00、10:00～20:00	電話相談 ★面接相談
京都YWCA・APT （AsianPeopleTogether） （無料） ※外国人のための相談	075-451-6522  apt@kyoto.ywca. or.jp	※ベトナム語、フィリピン語、タイ語、中国語、 英語による相談 月曜日 13:00～16:00 木曜日 15:00～18:00	★電話相談 （日本語以外は 要予約）  メール相談
（株）ウィメンズカウンセ リング京都（一部無料）	075-222-2133	月～土曜日 10:00～20:00 <予約受付>月～土曜日 10:00～12:00、12:45～17:00	★面接相談
（公社）葵橋ファミリーク リニック（一部無料）	075-431-9150 （相談予約専用）	月・水・金曜日 10:00～20:00 火・木・土曜日 10:00～17:00	★面接相談
京都弁護士会（有料）	075-231-2378	月～金曜日 9:15～12:00、13:00～16:30	弁護士の紹介

### 3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議設置要領

（目的）

第1条 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に当たり、学識者や関係者等有識者から意見を聴取するため、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に係る意見聴取会議」（以下「意見聴取会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 意見聴取会議の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）を改定するまでの期間とする。
- 3 意見聴取会議の関係行政機関の職員がオブザーバーとして参加する。
- 4 意見聴取会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、意見聴取会議の議事を運営する。
- 6 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第3条 意見聴取会議は、知事が必要に応じ、これを招集する。

（委員の役割）

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に関すること。
- (2) その他配偶者等からの暴力への対策に関すること。

（委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、意見聴取会議で知り得た非公開の情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りでない。

（公開）

第6条 意見聴取会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

#### 4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	◎ 中村 正	立命館大学産業社会学部教授
	○ 大川 聡子	関西医科大学看護学部看護学研究科教授
支援機関等	上田 三穂	一般社団法人京都府医師会理事
	奥野 眞美	京都弁護士会
	芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会会長
	竹之下 雅代	株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表取締役
	富名腰由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター支援局長
	三木 秀樹	京都精神科医会会長
	元井 摩耶	京都府DV被害者地域生活サポーター
	吉川 園子	京都府民生児童委員協議会常任理事
行政機関	太田 昌志	京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進課長
	藤井 真由美	宇治市人権環境部男女共同参画課課長
	田邊 茂雄	与謝野町福祉課課長

◎：座長 ○：副座長

(敬称略)

5 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る経過

日 程	意見聴取会議	会議内容
7月24日	第1回会議	現行計画の進捗、課題への意見聴取
8月28日	第2回会議	計画に盛り込むべき内容の意見聴取 DV相談員からの実態把握
9月	計画概要を9月議会へ報告	
11月1日	第3回会議	計画中間案の意見聴取
12月14日	中間案を12月議会へ報告	
12月15日～ 1月15日	パブリックコメント実施	
	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議で意見聴取	
1月31日	第4回会議	計画最終案の意見聴取
3月	最終案を2月議会報告	
	計画改定・公表	

## 6 関連法令等一覧

### ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

URL : [https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0100000031\\_20240401\\_505AC0000000030](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0100000031_20240401_505AC0000000030)

[e-Gov 法令検索]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 全文



### ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

URL : [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/pdf/r5\\_04.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/r5_04.pdf)

[内閣府男女共同参画局 HP]

配偶者暴力防止法 基本方針全文 PDF



### ○京都府男女共同参画推進条例

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/josei/jorei.html>

[京都府 HP]

京都府男女共同参画推進条例全文







**配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
保護・自立支援に関する計画（第5次）**

令和6年3月発行

発行 京都府 文化生活部 男女共同参画課

健康福祉部 家庭支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4291 ファクシミリ 075-414-4293

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表  
(2月26日付託分)

議案番号	件名
17	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
18	社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例制定の件
31	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件
32	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例一部改正の件
33	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件
38	介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例廃止等の件
42	指定管理者指定の件（舞鶴こども療育センター）
45	京都府歯と口の健康づくり基本計画を定める件

※ 3月5日（火）…説明聴取、質疑  
3月15日（金）…討論・採決

危機管理・健康福祉常任委員会 付託請願一覧表（新規分）

令和6年2月定例会

受 番	理 号	受 年	理 月	日	件 名	委 員 会 の 意 見	審 査 結 果	措 置
89		R6.	3.	1	国民健康保険料・税に関する請願			

受理番号	第 89 号	受理年月日	令和6年 3月 1日	付託委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
請願者	中京区壬生仙念町30-2 京都社会保障推進協議会 議長 渡邊賢治	ラポール京都 6F	紹介議員	光永敦彦 馬場紘平 田中富士子	
件名	国民健康保険料・税に関する請願				
要旨	<p>2月6日第4回京都府国民健康保険運営協議会に示された2024年度の納付金額は過去最高水準となっている。物価高騰など、厳しい市民の生活実態を踏まえ、保険料・税の据え置きを行う市町村がある一方で、厳しい財政事情の中で引き上げを検討している自治体も少なくない。今年度据え置きを表明した市町村であっても、被保険者の減少、医療費の増加などで2025年以降の引き上げを既に検討せざるを得ない状況にある。</p> <p>国民健康保険料・税の引き下げは市民の切実な要求であるが、低所得・高齢の加入者が多く、保険者は厳しい運営を余儀なくされている。国民健康保険制度は、新型コロナ下での診療控えの反動や物価高騰など、自治体の努力ではどうにもならない構造的な問題を抱えているにもかかわらず、国の支援は3,400億円にとどまったままである。</p> <p>国民健康保険料・税は全国統一の算定基準に基づいており、保険料の引き下げには、全国知事会などが要求しているように1兆円の公費投入が必要である。</p> <p>ついては、国に対し、国保料・税を引き下げのための緊急支援を求めることについて請願する。</p>				

危機管理・健康福祉常任委員会 送付陳情一覧表

令和6年2月定例会

受理番号	受理年月日	件名
12	R6. 3. 1	「親子誰でも通園制度」導入に関する陳情

## 陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 12 号	受理年月日	令和6年 3月 1日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	「親子誰でも通園制度」導入に関する陳情				
要旨	<p>政府の少子化対策の一環である「こども誰でも通園制度」の導入が、2024年度より京都市や宇治市において実施されようとしている。この制度は、親の就労の有無等に関係なく、6ヶ月から2歳までの子どもを月10時間まで保育園等で預かるといった事業で、子育て支援策の一つとして突如提案されたものである。ところで、この制度には、次に述べるような懸念する問題点が多々ある。①利用前の子どもの状況把握に対する手立てが考えられていない。②月10時間までの利用というのは、子どもが集団になじむにはあまりにも短時間であり、子どもにとって大きなストレスとなる。③保育園をはじめとした保育現場の条件整備が不十分な中で、この制度の導入は保育現場を混乱させる。④これらの理由から、事故のリスクがとて高い制度といえる。</p> <p>京都府が2024年度より導入しようとしている「親子誰でも通園制度」(府独自モデル)は、政府が推進しようとしている「こども誰でも通園制度」適用施設を対象にしている。府の基本方針文書の中で述べられている「親も一緒に通園し孤立感を解消するとともに子育てを学ぶ機会を提供」することは大切である。ただ、前述したような問題を抱える「こども誰でも通園制度」の上乗せとして実施すべきではない。</p> <p>このような問題のある「親子誰でも通園制度」の導入については、一旦立ち止まって再考いただきたいと思う。</p> <p>ついては、「親子誰でも通園制度」の導入は中止するよう陳情する。</p>				